

一関地区広域行政組合議会会議録

令和4年10月18日招集
第49回 定例会

一関地区広域行政組合議会

目 次

審議結果	4
議事日程	6
開会及び会議宣言	8
会議録署名議員の指名（岩渕典仁君・佐藤敬一郎君）	9
会期の決定	9
一般質問	9

☆ 沼 倉 憲 二 君	9
-------------	---

1 新たな一般廃棄物処理場及び最終処分場の整備計画について伺う

(1) 新施設整備基本計画の進捗状況について伺う

- ・ 現在の進捗状況と今後の整備の進め方は

(2) 新最終処分場の計画場所について伺う

- ・ この半年間、地域との話し合いや説明会を開き、住民の理解が進み、住民の声を聞く取組を行ってきたのか
- ・ 北ノ沢は、千厩地域の街に近く、将来の地域発展が見込まれる場所として、処分場は造らないでほしいという多くの署名と請願をどのように捉え、対応する考えか

- ・ 第1期の全体事業費36億9,700万円のうち、緑地帯等のエリアの事業費をどのように見込んでいるのか

今までの3か所の処分場にもこのような事業を行ってきたのか

- ・ 最終処分場の4つの候補地の現場を確認した経過はあるのか

☆ 齋 藤 禎 弘 君	17
-------------	----

1 介護保険事業について伺う

高齢者の増加とともに介護を必要とする方が増えている状況の下、介護保険制度は市民の暮らしになくてはならない制度となっており、さらなる充実が求められていると同時に、介護に従事する労働者の労働条件改善も求められている

(1) 特別養護老人ホームの整備について、低所得者でも利用できる多床室の第9期介護保険事業計画における増床計画について伺う

(2) 給付費適正化五事業の取組について伺う

(3) 介護事業所の労働者の賃金実態について、近年の状況と併せて伺う

(4) 9月までの処遇改善について、実施状況を伺う

(5) 10月からの処遇改善について、一般職員にも財政措置を取り、介護職員同様の改善を図るべきと考えるがいかがか伺う

(6) 10月からの利用料の引上げの影響について伺う

(7) 介護サービス事業所における新型コロナウイルス感染症のクラスターの発生状況と主な感染経路について伺う

(8) 介護サービス事業所において、新型コロナウイルス感染症のクラスター発生時における一関地区広域行政組合の対応について伺う

(9) 介護認定作業の遅れから、施設から退去せざるを得ない状況が発生している理由

について伺う

☆ 岩 渕 典 仁 君	30
-------------	----

1 新最終処分場について伺う

(1) 新施設整備基本計画策定後について伺う

- ・ 地域住民へどのように説明しているか
- ・ 地域の意向を踏まえ、理解を得た上で実施しているか
- ・ 現段階で協働による地域づくりとなっているのか

(2) 「『新最終処分場』建設候補地の変更を求める署名」に対する所感について伺う

(3) 施設整備を進める上での課題について伺う

(4) 今後の施設整備計画について伺う

☆ 菅 原 行 奈 君	44
-------------	----

1 新最終処分場候補地の決定方法について伺う

(1) いわゆるNIMBY（NOT IN MY BACKYARD）施設の合意形成について、十分な研究がなされたのか伺う

(2) かつて合意形成がなされなかった過去の事案から何を学んで、何を今回積み上げたのか伺う

(3) 今回、反対運動が起き、署名運動も行われ、その署名は管理者に提出され、議会は請願を受けているが、それに対する考えを伺う

(4) 組合として、候補地の決定手法を変更または再度改善する考えはないか伺う

(5) 令和2年11月27日に、管理者と副管理者とで1か所に決めたことについて、住民合意形成が整っているのか決定だったのか伺う

請願第1号	『新最終処分場』建設候補地の変更を求める請願書の付託について	52
-------	--------------------------------	----

報告第1号	令和3年度一関地区広域行政組合一般会計予算継続費の通次繰越しの報告について	52
-------	---------------------------------------	----

報告第2号	令和3年度一関地区広域行政組合一般会計予算繰越明許費の繰越しの報告について	52
-------	---------------------------------------	----

認定第1号	令和3年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について	53
-------	----------------------------------	----

認定第2号	令和3年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	53
-------	--------------------------------------	----

議案第5号	令和4年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）	75
-------	------------------------------	----

議案第6号	令和4年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第1号）	75
-------	----------------------------------	----

議案第7号	監査委員の選任について	77
-------	-------------	----

議員の派遣について		77
-----------	--	----

第 49 回 定 例 会 日 程 表

令和 4 年10月18日

日次	月日	曜日	開議時間	会 議 別	議 事
1	10月18日	火	午前 10 時	本 会 議	会議録署名議員の指名 会期の決定 一般質問 請願の付託について 議案審議

審 議 結 果 等

議案番号	件 名	議決月日	議決結果
報告第 1 号	令和 3 年度一関地区広域行政組合一般会計予算継続費の通次繰越しの報告について		議決不要
報告第 2 号	令和 3 年度一関地区広域行政組合一般会計予算繰越明許費の繰越しの報告について		議決不要
認定第 1 号	令和 3 年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について	10月18日	認 定
認定第 2 号	令和 3 年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	10月18日	認 定
議案第 5 号	令和 4 年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第 1 号）	10月18日	原案可決
議案第 6 号	令和 4 年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	10月18日	原案可決
議案第 7 号	監査委員の選任について	10月18日	同 意
	議員の派遣について	10月18日	決 定

受理した議案

- 報告第 1 号 令和 3 年度一関地区広域行政組合一般会計予算継続費の通次繰越しの報告について
- 報告第 2 号 令和 3 年度一関地区広域行政組合一般会計予算繰越明許費の繰越しの報告について
- 認定第 1 号 令和 3 年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 2 号 令和 3 年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 5 号 令和 4 年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 6 号 令和 4 年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

受理した請願

- 請願第 1 号 『新最終処分場』建設候補地の変更を求める請願書

議 事 日 程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3		一般質問
日程第 4	請願第 1 号	『新最終処分場』建設候補地の変更を求める請願書の付託について
日程第 5	報告第 1 号	令和 3 年度一関地区広域行政組合一般会計予算継続費の通次繰越しの報告について
日程第 6	報告第 2 号	令和 3 年度一関地区広域行政組合一般会計予算繰越明許費の繰越しの報告について
日程第 7	認定第 1 号	令和 3 年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 8	認定第 2 号	令和 3 年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 9	議案第 5 号	令和 4 年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第 1 号）
日程第 10	議案第 6 号	令和 4 年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 11	議案第 7 号	監査委員の選任について
日程第 12		議員の派遣について

一関地区広域行政組合議会定例会会議録

令和4年10月18日 午前10時開議

定例会・臨時会の別 定例会
告示年月日 令和4年9月13日
告示番号 第38号
招集日時 令和4年10月18日
会議の場所 一関市議会議場

出席議員（17名）

1 番	稲 葉 正 君	3 番	岩 渕 典 仁 君	4 番	齋 藤 禎 弘 君
5 番	菅 原 行 奈 君	6 番	猪 股 晃 君	7 番	千 葉 信 吉 君
8 番	那 須 勇 君	9 番	岩 渕 優 君	10 番	門 馬 功 君
11 番	佐々木 久 助 君	12 番	千 田 良 一 君	13 番	沼 倉 憲 二 君
14 番	佐 藤 敬一郎 君	15 番	千 葉 大 作 君	16 番	武 田 ユキ子 君
17 番	真 籠 光 幸 君	18 番	千 田 恭 平 君		

欠席議員（1名）

2 番 千 葉 栄 生 君

職務のため出席した職員

議会事務局長	八重樫 裕 之	議会事務局次長	細 川 了 子
議会事務局議事係長	栃 澤 嘉 幸		

説明のため出席した者

管理者	佐 藤 善 仁 君	副管理者	青 木 幸 保 君
副管理者	石 川 隆 明 君	広域行政組合事務局長	佐 藤 正 幸 君
介護保険担当参事	鈴 木 伸 一 君	環境衛生担当参事	佐 藤 和 浩 君
広域行政組合事務局次長兼 一関清掃センター所長	菅 原 彰 君	広域行政組合事務局次長 兼 介 護 保 険 課 長	猪 股 浩 子 君
総務管理課長	吉 田 健 君	大東清掃センター所長 兼川崎清掃センター所長	蜂 谷 敏 志 君
介護福祉主幹	穂 積 千恵子 君	環境衛生主幹	千 葉 光 祉 君
会計管理者	中 村 由美子 君	監査委員	小 川 四 郎 君
監査委員事務局長	千 葉 由 紀 君		

議事日程 別紙のとおり

会議に付した事件 議事日程に同じ

第49回広域行政組合議会定例会

令和4年10月18日

午前10時00分 開 会

会議の議事

議長（千田恭平君） ただいまの出席議員は17名です。

定足数に達していますので、令和4年9月13日一関地区広域行政組合告示第38号をもって招集の、第49回一関地区広域行政組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

千葉栄生君から本日の会議に欠席の旨、届出がありました。

この際、御報告を申し上げます。

管理者提案7件、請願1件を受理しました。

次に、沼倉憲二君ほか4名から一般質問の通告があり、管理者に回付しました。

なお、千葉栄生君より質問通告取下げ申出がありましたので、発言順番2番を欠番といたします。

次に、岩渕優君ほか3名から議案に対する質疑通告があり、管理者に回付しました。

次に、小川監査委員ほか1名から提出の監査報告書8件を受理しましたが、印刷物によりお手元に配付していますので、これにより御了承願います。

議長（千田恭平君） 本日の会議には、管理者、監査委員の出席を求めました。

議長（千田恭平君） 議場での録画、録音、写真撮影を許可していますので、御了承願います。

議長（千田恭平君） 次に、人事紹介について、管理者から申出がありますので、この際、これを許します。

佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 4月1日付人事異動により異動した職員及び今議会から本会議に出席する職員を紹介いたします。

事務局長、佐藤正幸です。

（事務局長、挨拶）

環境衛生担当参事、佐藤和浩です。

（環境衛生担当参事、挨拶）

事務局次長兼一関清掃センター所長、菅原彰です。

（事務局次長兼一関清掃センター所長、挨拶）

総務管理課長、吉田健です。

（総務管理課長、挨拶）

一関東部地域包括支援センター所長、小野寺久美です。

（一関東部地域包括支援センター所長、挨拶）

大東清掃センター所長兼川崎清掃センター所長、蜂谷敏志です。

（大東清掃センター所長兼川崎清掃センター所長、挨拶）

会計管理者兼会計課長、中村由美子です。

（会計管理者兼会計課長、挨拶）

以上で職員の紹介を終わります。

議 長（千田恭平君） 次に、小川代表監査委員。

代表監査委員（小川四郎君） この機会に職員を紹介いたします。

監査委員事務局長、千葉由紀であります。

（監査委員事務局長、挨拶）

以上で職員の紹介を終わります。

議 長（千田恭平君） 次に、議会事務局の職員を紹介します。

議会事務局長の八重樫裕之であります。

（議会事務局長、挨拶）

議会事務局次長兼庶務係長の細川了子であります。

（議会事務局次長兼庶務係長、挨拶）

議会事務局長補佐兼調査係長の熊谷優であります。

（議会事務局長補佐兼調査係長、挨拶）

議事係長の栃澤嘉幸であります。

（議会事務局議事係長、挨拶）

議 長（千田恭平君） 以上で人事紹介を終わります。

議 長（千田恭平君） これより議事に入ります。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程により進めます。

議 長（千田恭平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員はその数を2名とし、会議規則第81条の規定により、議長において、

3 番 岩 淵 典 仁 君

14 番 佐 藤 敬一郎 君

を指名します。

議 長（千田恭平君） 日程第2、会期の決定を議題とし、お諮りします。

本定例会の会期は、本日1日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（千田恭平君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間と決定しました。

議 長（千田恭平君） 日程第3、一般質問について、これより順次発言を許します。

第1回目の質問、答弁とも登壇の上発言願います。

また、質問は通告に沿った内容であるとともに、質問、答弁に当たりましては簡潔明瞭に願います。

質問議員は全て一問一答方式を選択しておりますので、回数の制限はありませんが、質問にあつては残時間に留意し、答弁時間を考慮して質問されるようお願いします。

また、答弁に当たりましては、答弁漏れのないように併せてお願いします。

沼倉憲二君の質問を許します。

沼倉憲二君の質問通告時間は40分で、一問一答方式です。

13番、沼倉憲二君。

13 番（沼倉憲二君） おはようございます。

質問順番1番、議長のお許しを頂き一般質問いたします沼倉憲二です。

私は3月の議会でも質問しました新たな一般廃棄物処理場及び最終処分場の整備計画について、半年が経過しましたので、この間の経緯を含めて何点か質問いたします。

まず、1点目は、新施設整備基本計画の進捗状況について伺います。

3月の議会では、本件に係る私の一般質問に対して管理者の一関市長から、建設候補地は決定したわけではなく、現在の予算は生活環境影響調査の委託、いわゆるアセスメントであり、どこにつくるにしても必要な調査であり、用地取得や実施設計など場所を決めて進める費用は盛り込んでいないとの答弁がありました。半年が経過いたしましたので、現在の計画に係る進捗状況と今後の整備の進め方をどのように考えているか伺います。

2点目は、新最終処分場の計画場所について伺います。

今、一関地区広域行政組合が整備を進めようとしている千厩字北ノ沢について、3月の議会では私は北ノ沢は適切な場所ではないと質問し、管理者からは、地域の皆さんと十分な説明を行いながら進めていきたいとの答弁がありましたけれども、この半年間、地域との話合いや説明はどのように開催し、住民の理解が進み、住民の声を聞く取組をどのように進めてきたのかお伺いします。

また、9月26日に子ども達の未来と環境を守る会から、予定地の千厩字北ノ沢は千厩地域の街に近く、将来の地域の発展が見込まれる場所だから最終処分場は造らないでほしいという4,800人を上回る多くの皆さんから署名と請願が管理者と組合議会議長に提出されました。

組合議会では、このような請願は前例がない中で事の重大性に鑑み、新たに請願審査特別委員会を設置し、慎重に調査し、採択するかしないかを定めることを議会運営委員会で確認しています。

そこで、管理者、一関市長は、この多くの皆さんの署名、請願をどのように捉え、どのように対応する考えなのか伺います。

3点目は、組合の説明によれば、第1期の今後15年間の全体事業費が36億9,700万円と概算が示されていますが、うち最終処分場に隣接する緑地帯等のエリアの整備費をどのように見込んでいるのか。そして、今までの4か所の処分場にもこのような直接関係ない事業を行ってきた経過があるのか、私が4か所を見た範囲では特にそのような関連する施設の整備が見られなかったことから、もしこれが今回だけの対応だとしたら、その分の事業費は一関市民、平泉町民の負担が増えることにつながるのではないかと考え伺います。

そして、4点目は、7人の専門家による選定委員会は1年7か月をかけて延べ9回の協議を行い、4か所の候補地を選定し、令和元年10月に報告書が提出されました。その報告書の最後に、最終処分場が地域に調和し、環境に優しく循環型社会の形成に貢献するとともに、組合が安全で安心した施設運営を進めることにより、住民が安心できる施設になることを要望し委員会の報告としますと結んでいます。これを受けて管理者、副管理者は直接4か所の現場を確認した経過はあるのか、遠くのほうから現地を眺めただけだとの話を聞いておりますことから、改めて4か所の確認をどのように行ったのか、その取組状況について伺います。

以上、4点について壇上からの質問といたします。

議長（千田恭平君） 沼倉憲二君の質問に対する答弁を求めます。

佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 沼倉憲二議員の質問にお答えいたします。

エネルギー回収型一般廃棄物処理施設、以下は新処理施設と省略してお答えをいたします。こ

れと、新最終処分場の整備の進捗状況についてでございます。

まず、新処理施設から申し上げます。

建設候補地である弥栄字一ノ沢周辺におきまして、令和3年度に引き続き環境影響評価、環境アセスメントであります、この現地調査を行っております。

この環境影響評価は、岩手県環境影響評価条例に基づく一定規模以上の開発事業を実施する場合に必要な手続でありまして、事業の実施による周辺環境への影響を事業者があらかじめ調査、予測、評価し、これを公表して意見を頂き、事業の実施に当たり適正な環境配慮がなされるようにするためのものであります。このうち廃棄物処理施設の場合は、1時間当たりの処理能力が4トン以上の施設が環境影響評価の対象となっており、当組合が計画している新処理施設は1時間当たりの処理能力が約4.5トンであることから、当組合が環境影響評価を実施するものであります。

現在、進めております現地調査は、まずは弥栄字一ノ沢周辺の現状を把握する必要があることから実施をしているものでありまして、具体的には動植物の生態、大気質、騒音、振動、悪臭、水質などについて調査をしております。

今後は、現在行っている現地調査の結果を基に、周辺環境への影響を予測し、必要な対策をまとめた準備書を作成、公表し、環境保全の見地からの意見を求めることとなります。その後は、それらの意見を踏まえて準備書の内容にさらに検討を加えた上で、最終的な対策をまとめた評価書を公表いたします。それら一連の手続を終えた後に工事着手という流れとなります。

また、新処理施設の整備に伴い、候補地周辺の交通状況への影響を確認するため、国道284号の交通量調査を実施いたしました。あわせて、候補地の事業敷地の範囲や取付道路の位置を決めるための造成設計を行っております。

周辺環境への影響を評価し、これに基づく具体的な対策を講じることはもちろんのこと、これらの内容につきましても地域住民へ十分な説明を行いながら進めていくこととしております。

このほか、新処理施設の建設候補地におきましては、地域住民による地元組織が設立されたことに伴いまして、新処理施設整備計画の概要の説明や建設候補地周辺にお住まいの方を対象とした施設見学会などを行いまして、新処理施設整備への理解を深めていただくための取り組みを進めております。

今後は環境影響評価を令和5年度まで行い、工事施工事業者の選定を令和6年度に決定し、その後工事発注の予定となります。その後は、令和6年度から令和9年度まで工事を施工し、令和9年度末からの稼働を予定しております。

次に、新最終処分場について申し上げます。

現在、施設の配置や仕様、基本構造などを決定するための基本設計を令和3年度に引き続き行っております。

本年度は、施設整備に伴う周辺への影響を調査する生活環境影響調査を開始する予定としております。

なお、先ほどの新処理施設は岩手県条例に規定する規模以上であるため、県条例に基づく環境アセスメントを実施しなければならないのに対しまして、新最終処分場の場合、埋立面積は2ヘクタールから3ヘクタールでありまして、岩手県条例で環境影響評価を実施する必要がある5ヘクタール未満であることから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づきまして、生活環境影響調査を実施するものでありまして、こちらはミニアセスメントと呼ばれるものであります。

す。

この生活環境影響調査、ミニアセスメントは、施設が周辺の生活環境にどのような影響を及ぼすかという点について、周辺地域の大気質、騒音、振動、悪臭、水質、地下水などの生活環境の現況を把握をし、施設の配置によるこれら生活環境への影響を予測し、その結果を分析することにより、適切な環境保全対策を検討するものであります。

調査結果は、一関地区広域行政組合一般廃棄物処理施設の設置に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例に基づきまして公表し、意見を求めることとしております。

具体的な調査の内容や方法などについては、今後、住民説明会などにおいて説明をしていくこととしております。

今後の予定になりますが、生活環境影響調査を令和4年度中に開始し、令和6年度までこれを実施いたします。令和5年度には実施設計を予定しており、令和6年度の工事発注、令和8年度中の稼働を予定しております。

しかし、施設の建設に関して、当組合への署名のほかに議会への請願が提出されたと伺っておりますことから、この請願の処理結果が出るまでは候補地がどこであるかに関係する新しい仕事はできないと考え、ただいま申しましたものはストップさせなければと思っております。

次に、2つ目の質問でございました新最終処分場の候補地のお尋ねについてお答えを申し上げます。

初めに、住民への説明についてでございます。

これまで施設整備に関する住民説明会につきましては、新最終処分場においてどのようなものをつくれればよいか、どのような新最終処分場であればよいか、それはどこがよいか、そのようなものをまとめるために行ってきたものであります。

したがいまして、その説明内容は施設整備の必要性、望ましい施設の在り方を定めた施設整備基本方針、そして施設の形式や規模、候補地の絞り込みの方法、絞り込みを行った各候補地の評価結果などを説明してまいりました。

選定委員会が選んだ4か所を最終選考候補地としました以降、新最終処分場に係る説明会につきましては、まずどなたでもおいでいただける住民説明会を延べ43回開催しておりまして、このうち4回は千厩地区で開催をしております。このほか、千厩地域のうち千厩地区の住民を対象とした地区説明会を延べ4回、さらに候補地周辺にお住まいの方々を対象とした周辺自治会説明会を5回実施しております。これらの説明会において頂いた意見を踏まえながら、新最終処分場の整備基本計画をまとめまして、令和4年3月末に計画の策定に至ったところであります。

したがいまして、それ以降の説明会につきましては、この3月に策定した基本計画に基づく具体的な内容を説明する次の段階となりますことから、4月以降はその調査検討や資料作成の期間としてきたところでございます。新たに説明するものは持ち合わせてはいなかったことから、全域を対象とした新たな住民説明会は実施してきませんでした。

一方で、理解促進のための取組は必要と考えていましたことから、この期間を自治会や各種団体からの要請に応じて説明会を行う期間と位置づけまして、求めに応じましてこちらから出向いて説明を行いたい旨を関係方面へお伝えをしてきたところでございます。4月19日には一関商工会議所千厩地域運営協議会の幹事会からの要請に応じ、また、5月22日には千厩1－2区自治会からの要請に応じまして、それぞれ新最終処分場の候補地選定の経緯、事業内容を説明してございます。

また、このほか、組合広報紙、くらしの情報5月号を発行いたしまして、これを全戸配布し、計画の概要を改めて周知してきたところでございます。

次に、建設候補地の変更を求める署名及び請願が提出されたこと、並びに今後の対応についてのお尋ねにお答えをいたします。

組合といたしましては、候補地選定に当たり選定過程の透明性や公平性を重視をし、住民の皆様への説明も様々な場面を通じて行い、全くのゼロベースからこの4年間、一つ一つ手順を踏んで進めてきたところでございます。つまり、きちんとしたことをきちんとやってきたつもりであります。

そのような中で、候補地の変更を求める署名が提出されたということにつきましては、とても驚いたと同時に非常に残念であり、とても困惑をしております。

私自身、前職の副管理者の時代から関わってまいりまして、候補地選定の過程におきましては瑕疵や不適切なところはないものと考えておりますことから、署名を提出される、そのような理由は想像できなかったところでございます。

9月26日に住民団体の方々から署名を受け取りました。

その際に、私のほうから、「いろいろな手続を経て検討してきたところでありますが、どこがだめだったのですか」と皆さんに伺いました。

これに対し、このようなお答えをいただきました。「一番は不安が払拭できていない。新最終処分場がどういう形になって、使われ方がどのようになるのか、まだまだ不安要素がある。説明をされているということだが、候補地周辺の地元にはしているかもしれないが、千厩町民にはされていない。何回かしている、説明されていると言うが、説明に参加する機会が少ないとか地元の人でも説明会に出たことがないといったことがあり、説明不足だ。」とのお話を頂きました。

これに対しまして私からは、「千厩町民との話ですが、旧千厩町の範囲ですか」と再度伺いましたところ、「旧千厩町の範囲である」と、「北ノ沢や木六、駒場の説明会には該当しないのことから入れなかったということで聞く機会がもらえなかった」あるいは「説明会に参加しても時間が限られており意見を言えなかった」また、「説明会を知らなかったという人もいた」といったような発言がございました。

これに対しまして、また私のほうからは、説明会ごとにくくりを変えており、対象の地区、また、候補地周辺、あるいはどなたがいらしてもよい説明会といったように、そこにいらした方が気兼ねなく意見を言える、質問ができるというように、説明会の持ち方をどうしたらよいかといったことも検討しながら、幾つかの段階に分けて、幾つかのくくりに分けて、日時についても広くお知らせしながらやってきたものでありますというような説明をいたしましたが、「事実、回数を重ねてきたかもしれないが、実際、説明会に参加している人数は少ないし、先ほども言ったが説明会を知らない人も多い。」というようなお話、また、「学校や住宅、町に近いということがあり、千厩を発展させるのによい場所であり、建設地としてはそこではないという思いだ。」というようなお話を頂きました。

これに対しまして、今度は私のほうから、「どうすればよいですかと、見直しをしたらよいということですか。」とお尋ねをいたしました。

これに対しましては、「最初に戻れということではないが、千厩を含めてもっと奥のほうで民家が少ないところを考えていただきたい。」というようなお話がございました。

そこで、この署名を受けての対応についてでございますが、署名を提出された団体の方々から

説明不足であると、そのような御意見をいただきましたことから、施設整備に対する理解をしていただくため、これまで行ってきた説明の内容を改めて説明する必要があると感じたところでございます。具体的には、どなたでも参加していただける住民説明会を千厩地域、旧千厩町のエリアでございます、この旧千厩地域の各地区で開催をしたいと考えてございます。

候補地選定の経緯や施設の内容、安全性についての説明を行ってまいりたいと考えております。

次に、最終処分場の建設地に緑地帯を設ける案についてのお尋ねについてお答えをいたします。

緑地帯の事業費のお尋ねがございましたが、一般廃棄物最終処分場整備基本計画に記載しております事業費につきましては、他の自治体におきます同規模の整備実績などから算出した概算でございます。

緑地帯の部分のみの事業費が幾らであるかといったような算定は現時点では行ってございません。これは今後の事業範囲の確定や緑地帯をどのように活用するかによって事業費が変わってくる、そのようなものと捉えてございます。

なお、既存の3か所の最終処分場、舞川、東山、花泉におきましては、このたびの新最終処分場で計画しているような緑地帯の整備は行ってはございません。

新最終処分場の建設候補地は、市道構井田鳥羽線から南に位置する山間のなだらかな沢の地形にございまして、市道側にかけて平坦なエリアを有していることから、自然の地形を生かした埋立地の造成や覆土置場、埋立てのところに土をかぶせて覆土をする、その覆土でございます、覆土置場の確保に適した理想的な場所であり、この点は専門家からも高い評価を受けております。

最終処分場について、一般的には動線の効率、埋立ての作業性、安全性、経済性などを総合的に勘案する必要があるとされておりますことから、この埋立てに適している場所としてこの候補地の沢の地形の上流側、沢の一番奥のところでございますが、ここに埋立場所を配置する考え方としてございます。

また、この埋立場所の下流側、埋立場所の道路から見ますと手前のほうになりますが、ここにつきましては、埋立てに使うための覆土の置場とすることを検討してございます。この配置計画によりまして、覆土置場のさらに手前側、つまり市道に面した平場のスペースが生まれますことから、このスペースを緑地帯として有効に活用できるのではないかと考えから提案を考えているものでございます。

この緑地帯のスペースにつきましては、生活圏、生活エリアからの外観に配慮した緩衝緑地としての役割に合わせまして、人々が気軽に集い地域で利用できるスペースとして、例えばであります、公園としての活用や、あるいは親子でバーベキューを楽しむ、そうしたスペースであったり、あるいは屋外型のイベントを開催するためのスペースであったり、様々な活用策が考えられます。こうした点につきましては、現在の既存の3か所の最終処分場、舞川、東山、花泉ではかなわなかった点でございます。

ただいま申しました内容の緑地帯の整備とその活用策といったものは、計画をしている新最終処分場を安全安心な施設を目指して準備を進めているから提案できるものでございまして、この点につきましてはこれまでも住民説明会などで説明を行ってまいりました。

なお、緑地帯の具体的な活用方法につきましては、今後、住民の皆様と意見交換をしながら検討していく予定としてございまして、この点、当初候補地選定の評価項目の中に協働の地域づくりという項目を設定しておりましたのは、このようなプランが具体化することを想定したものであります。

すなわち、単に廃棄物の処理施設、最終処分場を建設するということにとどまらず、それらを活用し、かつプランを具体化させる過程、プロセスの中で住民の皆様とのキャッチボールが生まれ、よりよいものが出来上がっていくという取組を想定していたものでありまして、それを協働の地域づくりという評価項目を設定していたものが当初の考え方でございます。

次に、新最終処分場の候補地4か所を管理者、副管理者が現地確認したのかとのお尋ねについてでございますが、これだけの大事業でございます。

当然、現地を見ずに、確認せずにものを決めるなどということとはございません。

候補地選定委員会から候補地が4か所に選定されたとの報告を受けまして、令和元年10月20日に管理者及び副管理者が全ての候補地を確認してございます。

そのほかにも、航空写真や現地調査の詳細な報告なども随時受けてございまして、4候補地の状況については当時の管理者も私も把握をしてございます。

以上であります。

議 長（千田恭平君） 13番、沼倉憲二君。

13 番（沼倉憲二君） ただいま答弁いただきましたので、これから何点かについて再質問します。

まず、今回の請願を受けてこれから様々な事業を少しストップするのだと、これは妥当な対応だと思います。

いずれ、昨年12月にたしか要望書、こういうものが組合のほうに提出があって、そのときは一部の皆さんの声だということでございましたけれども、今回はもはや地域の声であると、したがって、やはり対応については地域の皆さんのそういう願いをしっかりと受けながら、場所の選定をもう一回振出しに戻るといえるのか、私は4か所まで戻る必要があると思うのです。

先ほど申し上げたように、専門家の皆さんが一定の時間をかけて、様々な調査を行ったと、私は3月の議会でも発言しましたが、非常に取組はよかったと、問題は4か所に絞ったあと、この前もお話ししましたが、その周辺の地域の状況とか、千厩の北ノ沢しかないのかと、先ほど申し上げたように北ノ沢はかつて県立病院の予定地も考えられたと、あるいは高校の予定地も考えられたけれども、なかなか面積が合わなかったというようなことで断念したという経過も聞いているのです。

したがって、千厩地域の皆さんは、北ノ沢はこれからの地域発展の一つの大きな拠点である、ですから、あの場所にはつくらないでほしいという願いがこの請願の一番の趣旨ではないかと思えます。

今、管理者からは、説明が十分ではないということでこれから説明して歩くという話ですが、その辺がやはり北ノ沢ではない、北ノ沢にそういうものをつくらないでほしいということですから、なかなか説明しても私はかみ合わないのではないかと思います。

ここ何年かかけてかなり説明会をやってきたと、私はその説明会の状況を見たのですが、4か所に絞り込んで千厩でも説明しました。

それから、その後に今度は絞り込んでから千厩でも行ったのですが、残念ながら地元の自治会とか土地の所有者、そういう方に限定しながら、会議の冒頭だけ公開して、そのあとはマスコミは排除したというような進行だったように何回かの説明、地元の説明会はそういう経過があったようです。

したがって、そういう説明会の進め方も今、不信感を招いている一つの要因ですが、根本はその説明の中身ではなくて、北ノ沢は将来の発展の地域だから今回はつくらないでほしいと

いう請願の一番の基本だと思いますので、その点を踏まえて管理者はそういう皆さんの願いをどのように考えるか改めてお伺いします。

議長（千田恭平君） 佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） どのように考えるかということでございましたが、それは先ほど壇上から答弁をいたしました。今、質問の中で、地域の願い、声というお話がございましたけれども、地域というくくり自体が、議員が思っておられる地域というものと私どもが地域といったところ、どのようなところをお考えなのか判然といたしませんので、その点については触れないで答えをいたしますし、あとは説明会のことでございますけれども、説明会につきましては壇上からお答えをいたしました。どなたでもおいでいただけるものと、あるいは周辺の自治会の皆様と、あるいはもう少し広くした地区のものと分けました。

それはなぜかと言いますと、その方たちが気兼ねなくお話ができる、聞きたいことを聞けるために幾つかのものに分けてただけでございまして、たまたまいらした方がそうではなかったもので、今日のものはこの地区の方々だけですよというような御説明をしたものでございます。

それで、お話の中では4か所の部分だけだと、4か所まではいいのだけれども、4か所から1つに絞るところをやり直せばといったようなお話もございましたが、この施設の候補地の絞り込みは、どのようなものをつくればよいかといった段階で様々な条件づけを行って、排除するエリア、場所を決め、そして評価をするための加点をするところと、その両方してございます。要するに、減点と加点とが両方あります。

これらは4か所を選ぶ選定委員会、つまり大学の先生方による場、その中で粗々のものが決まったものでございまして、例えば今具体的なお話がございますような学校ですとか公共施設からの距離であるとか、あるいは都市計画区域の中とか外とか、そのような事柄につきましては、これはその4か所を選ぶ段階での事柄でございますから、4から1だけをまたやり直すということではなくて、そもそもの4年前まで、選定委員会の中からの議論、そこに戻さなければ論理的にも、個別具体的な事柄の検討の上でも合理性を欠きます。不整合となるものでございますので、やるとすれば4か所を選ぶ段階から、つまり4年前に時間を戻すしかないと思ってございます。

以上であります。

議長（千田恭平君） 13番、沼倉憲二君。

13 番（沼倉憲二君） 管理者からは前回もですけども、組合の進め方は間違いないのだと、確かに手順は踏んでいると思いますけれども、この北ノ沢に絞ったということが、今お話になった地域、地域というのは全く地元だけではなくて、要するにその周辺部を含めて、北ノ沢とか駒場とか木六が単独である地域ではないのです。それを周辺の地域が形づくっていますから、それを皆さんが1か所に分かったというのはつい最近のことです。私どもも、自分の身近なことになって初めて事の重大さに気がつく。

したがって、皆さんは前から何回も説明会をやって、手順を踏んで、もう十分にやってきたといっても、自分の身近なところにこういう施設ができるということで初めて、これは大変なことだということで今回の運動が出てきたのではないかと思います。

ですから、組合は完璧な手順をやってきたからどこが問題ですかと管理者は請願者の方にお話しされたみたいですけども、そもそもこの地域はそういう場所ではないのだという基本を、管理者は一般の地域だと思っているから、そういう認識があるのです。

結局、千厩地域の皆さんは非常に市内でも一番ぐらい人口が減っているとか、なかなか前から

比べるとかなり千厩の地域はだんだん衰退してきていると、これは困ったことだから、やはりそういう地域を使って今後活性化しなければ駄目なのだというのが背景にあるから、今回そういう施設を造らないでほしいというのが皆さんの声だと思うのです。

したがって、もう十分に説明会をやってきたというのだけれども、私も自分の身に置き換えますと、自分の近くにそういうものができるのだということで初めてアクションが出てくるのです。

4か所だから、あまり関心がなかった、どこかに決まるのだろうと思っていたのが、自分の近くに来て初めて気がつくというのが大体の人の感覚ではないでしょうか。

その辺は今回の請願の重みというのをひとつ改めて考えながら管理者の対応をお願いしたいと思いますけれども、今回の請願の重みというのを改めて見ますと、請願権で国民の権利といって極めて重いと、したがって、それを踏まえながら、今地域の皆さんの声というのを中心にしながら対応をお願いしたいと思っていますけれども、先ほどお話があった緑地帯のエリアの整備というのは一体地元の要望なのか、いろいろ聞こえてきているのは、地元ではもっと市のほうにお願いしている事業があるという話が聞こえてきていますけれども、その辺は地元からこういう施設を造ってくれという要望を踏まえての整備なのかお伺いします。

議長（千田恭平君） 佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 緑地帯の活用というのは、地元の皆さんからこのようなものというようなお話があったものではなくて、私どもとして施設の配置、その沢の埋立て、そして覆土置場、そして手前には平場のスペースができるといったことから考えたものでございまして、まだ具体的な絵ですとか、そのようなものをお示ししてございませんでしたが、そのような旨につきましては説明会の中でも触れさせていただきました。

議長（千田恭平君） 13番、沼倉憲二君。

13 番（沼倉憲二君） 最後にお話ししたいのは、今回の4,800人もの北ノ沢に最終処分場を造らないでほしいという地域の声よりも、もう既に決まったことだと、新たな場所にしたら新たな問題が生じるということで、このまま事業を進めるとしたら、これは今後大きな禍根を残すと、そういう感じがいたしますので、建設場所の変更を含めた管理者の賢明な判断を期待いたしまして、一般質問を終わります。

議長（千田恭平君） 沼倉憲二君の質問を終わります。

次に、齋藤禎弘君の質問を許します。

齋藤禎弘君の質問通告時間は60分で、一問一答方式です。

4番、齋藤禎弘君。

4 番（齋藤禎弘君） 日本共産党の齋藤禎弘です。

通告に沿って、介護保険事業について9点質問をいたします。

今日のコロナ危機は、日本の公的介護制度の弱点と矛盾を浮き彫りにしました。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、訪問介護（ホームヘルプ）や通所介護（デイサービス）では深刻な利用抑制が起り、介護事業所が大幅な減収に見舞われています。

感染防護に向けた現場の必死の努力にもかかわらず、一関地域をはじめ全国各地の介護、福祉施設でクラスター、集団感染が発生し、多くの利用者、従事者が深刻な被害にさらされています。

もともと介護の現場では職員の低処遇、長時間労働、人手不足が大問題となっていました。コロナ感染で職員の過重労働は一層苛酷になり、ヘルパーや施設職員が暴言、ハラスメントを受ける事例も急増しています。現場の疲弊は極限に達し、介護従事者のコロナ離職も相次いでいま

す。

さらに、2022年、今年1月から9月の老人福祉介護事業の倒産件数が100件に達し、同じ時期の累計としては2000年以降過去最多となっています。

また、この調査を行った民間調査会社の東京商工リサーチでは、年間の倒産件数も2020年の118件を抜き最多の更新が現実味を帯びていると警告しています。

政府は、新型コロナウイルス感染症で経営難となっている事業所への救済策として、通所介護、ショートステイなどの報酬を加算しましたが、その結果、利用者が負担する利用料が1割から3割も引き上がる事態となっています。サービスの内容は変わらないのに利用料が跳ね上がり、コロナ禍で苦しむ利用者、家族に追い打ちがかけられている事態に憤りの声が上がっています。

今日のコロナ危機によって露呈した介護の基盤のむろさは、長年にわたる社会保障費削減路線の中で形づくられました。

2000年度にスタートした介護保険制度は、今年、制度開始22年目となりますが、その期間はちょうど政府による社会保障費削減路線の20年と重なっていました。

政府は社会保障予算の自然増を毎年数値目標を決めて削減する政治を続けています。その中で介護の分野では、介護報酬の連続削減、1割負担の利用料の2割から3割への引き上げ、介護施設の食費、居住費の負担増、要支援1・2の訪問、通所介護の保険給付外し、要介護1・2の特別養護老人ホーム入所からの締め出しなど介護現場の苦難に拍車をかけ、利用者、家族の負担を増やし、介護サービスを受けにくくする制度改悪が連打されてきました。これでは介護の基盤が脆弱になるのは当然です。

家族の介護のために仕事を辞める介護離職は全国で年間10万人に上り、介護をめぐる問題は高齢者はもちろん、現役世代にとって重大な不安要因となっています。

高齢者の貧困、孤立が進行する中、65歳以上の孤立死、孤独死は全国で年間2万人に上ると推計され、介護を苦にした殺人、殺人未遂が、これも全国で1週間に1件のペースで起こる状態も続いています。

コロナ危機は介護、医療、福祉など人間の命を守るケアの重要性を明らかにし、これを粗末に扱う政治がいかに有害であるかを浮き彫りにしました。

そこで、1点目は、特別養護老人ホームの整備についてであります。

特別養護老人ホームの待機者が相当な数に上る背景は、高齢世代の貧困があります。低年金や低所得の方が要介護状態になったとき、最後まで入居できる施設は特別養護老人ホームしかありません。

しかし、政府は社会保障費削減のために特別養護老人ホームの増設を押さえ、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅など、低所得者には利用できない施設の整備ばかり応援してきました。その一方で、病院からの高齢者追い出しを推進しています。

このような中で、全国では行き場を失った高齢者が脱法施設を利用したり、ホームレス用の宿泊施設を転々としたりするなど、メディアが介護難民、老人漂流社会と呼ぶ状況も広がっています。

こうした事態を解決するためにも、特別養護老人ホームの抜本的な増設が必要であり、特に低コストな費用で入居できる多床室の増設は急務であると言えます。

そこでお尋ねいたします。

現在の入居待機者数を鑑み、特別養護老人ホームの第9期介護保険事業計画における増床計画

についてお伺いします。

あわせて、低所得者でも利用できる多床室の整備計画についてもお伺いします。

2点目は、給付費適正化五事業の取組についてお伺いします。

現在の介護給付費財政調整交付金は、各市町村の間の後期高齢者の加入割合の違いと第1号被保険者の所得水準別の加入割合の差を調整して、保険者の給付水準が同じであれば第1号保険料の格差を平準化するように、国庫負担分の5%を用いて財政調整を行うものです。高齢者、低所得者の被保険者の割合が高い自治体ほど交付金が多く配分されるものです。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により保険料減免が増加し、交付金の交付額が増加しています。この調整交付金の交付額が増加する個々の保険者である自治体等に対して、交付額をこれ以上増加させず削減する取組を政府は求めています。具体的には、給付費適正化五事業として、要介護認定の適正化、ケアプラン点検、住宅改修、福祉用具実態調査、医療情報との突合、縦覧点検、介護給付費通知の実施を求めています。これらは2020年度以降、3事業以上実施していない保険者については、2023年度の終了時に交付金増加分の5%を減額するものです。厚生労働省が介護保険料の平準化や介護給付の適正化と称して、都道府県に対する財政調整交付金の減額を活用しながら市町村を競わせる事態となっています。

そこで、給付費適正化五事業の当組合の実施状況についてお伺いします。

3点目は、介護事業所の労働者の賃金の実態についてです。

介護人材の不足が公的介護制度の存廃を脅かす重大問題となっています。

2020年、介護保険20年に際して読売新聞が行った自治体向けアンケートには、9割の当局が介護保険制度を現行のまま維持するには困難と回答しました。その理由の1位は、人材や事業所の不足が74%でした。

介護現場では若い職員の離職や志望者の減少が続き、深刻な人手不足が起こっています。

全国のホームヘルパーの年齢構成は60歳代以上が4割を占め、80歳代のヘルパーが現場の重要な戦力となる一方、20歳代のヘルパーは全体の4%に過ぎません。ケアマネジャーの資格試験の受験者は激減し、合格者は最高時の10分の1以下に減っています。

こうした事態を引き起こしてきた最大の要因は、介護従事者の苛酷な労働環境と低処遇です。

介護職の平均給与は全産業平均より月10万円低いとされる状況が長く続いています。現場では長時間、過密労働が蔓延し、福祉の初心を生かせない劣悪な労働環境も放置されてきました。雇用形態もヘルパーでは低処遇の非正規労働者が主流です。

そこで、介護事業所の労働者の賃金の実態について、近年の状況と併せてお伺いします。

4点目は、今年の9月までの処遇改善についてです。

政府が昨年11月に策定した経済対策の目玉が処遇改善です。これは一定の医療機関に勤務する看護職員の収入を1%程度、月額では平均4,000円引き上げる措置と、介護・学童保育等の職員の収入を3%程度、月額では平均9,000円引き上げる措置です。

これは2021年度第一次補正予算で、介護福祉職員138万人を対象に収入を3%程度、月額では9,000円を引き上げるための費用およそ1,000億円の国負担を今年の2月から9月まで措置しました。

厚生労働省は介護職員以外の従事者の処遇改善へ柔軟に対応するとしましたが、柔軟な運用をすれば賃上げ幅が1人9,000円から低くなるとの指摘や、施設内での賃上げ配分をめぐる職員間の分断を招きかねないものでした。

直近の賃金構造基本統計調査によれば、2020年の平均月収は介護職員が29万3,000円と全産業の35万2,000円を下回ります。現場の労働組合からは、賃上げ幅が一桁違うとの強い反発が上がり、現場の切実な要求からは少なすぎるものでした。

そこで、2021年度第一次補正予算における管内の介護施設等の処遇改善の実施状況についてお伺いします。

5点目は、10月からの処遇改善についてです。

今回の賃上げの財源は介護報酬の臨時改定等で対応するものですが、政府の看板政策である賃上げの財源が利用者負担や介護保険料の上昇につながる介護報酬へ求めることに対し、全国市長会では、サービス利用者、被保険者に新たな負担が発生する、負担が過重とならないよう必要な措置を検討、実施してほしい、厚生労働省の社会保障審議会介護給付費分科会では、介護報酬に繰り入れられることは利用者としてこれ以上の負担増は困難な現状があるなどの懸念と疑念の声も上がっています。この処遇改善の対象者は今回も介護職員のみです。

そこでお尋ねいたします。

10月からの処遇改善について、一般職員にも財政措置を取り、介護職員同様の改善を図るべきと考えますが、いかがでしょうか。

6点目は、10月からの利用料の引上げの影響についてです。

今回の利用料の引上げは介護報酬改定に伴うものですが、この引上げに伴い、サービスの利用を辞退する、または利用者の利用控えなどが懸念されます。また、施設では今後は水道料金や電気料金などの値上げが予定されています。

ある施設では、電気料金が今後年間300万円以上、法人全体では500万円ほどの引上げとなり、経営への影響は必至です。

さらに職員の賃金が上がれば社会保険料の事業主負担が増えるため、これらを勘案すると施設そのものの利用料の引上げをせざるを得ないが、利用者のことを考えると二の足を踏むとおっしゃっていました。

そこで、10月からの利用料の引上げに伴う影響についてお伺いします。

7点目は、介護サービス事業所における新型コロナウイルス感染症のクラスターについてです。現在、介護サービス事業所ではクラスターが相次いで発生しています。

そこで、介護サービス事業所における新型コロナウイルス感染症のクラスターの発生状況と主な感染経路についてお伺いします。

8点目は、介護サービス事業所において新型コロナウイルス感染症のクラスター発生時における当組合の対応についてです。

実際にクラスターが発生した施設では、様々なサービスを中断せざるを得なくなりました。通所型ではサービスの中止、特別養護老人ホームなどでは新型コロナウイルス感染症に感染し、病院に入院すればその間介護報酬がなくなるなど収入が減ってしまいます。

このような中で、収入がなく支出のみになってしまい、賃金や水道光熱費の支払いが大変だった、汚染ごみの処理に苦慮した、食器を全て使い捨ての食器に切り替えたが補助などがあればいいなどの切実な声が寄せられています。

資金不足に対応すべく資金借入れを申し込んだが、保証会社に了承されなかったことやクラスター収束時に離職者が相次ぎ、サービスの提供に影響が出ているなどの声も寄せられています。

反対に保健所からはマスクやフェイスシールドの提供があり、感謝しているとの声が寄せられ

ています。

そこでお尋ねします。

介護サービス事業所において、新型コロナウイルス感染症のクラスター発生時における当組合の対応について、どのような対応を取られているのかお伺いします。

最後に、9点目は、介護認定作業の遅延についてお伺いします。

ここ1年間、介護認定作業が遅れ、その継続に間に合わないということが発生しています。その間、施設によっては退去せざるを得ない状況が発生するとともに、在宅サービスにおいてはサービスを受けられないなどの影響が発生しています。

そこでお尋ねします。

介護認定作業が遅れている理由と施設を退去せざるを得ない状況が発生している理由についてお伺いいたします。

以上、壇上からの発言といたします。

御清聴ありがとうございました。

議長（千田恭平君） 齋藤禎弘君の質問に対する答弁を求めます。

佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 齋藤禎弘議員の質問にお答えいたします。

まず、第9期介護保険事業計画における特別養護老人ホームの整備についてであります。

第9期介護保険事業計画については、その実施期間を令和6年度から令和8年度までとすることから、その策定に当たりましては、現在実施している第8期計画の検証を踏まえて今後取り組むこととしております。

特別養護老人ホームの整備につきましては、令和4年度中に組合で実施する高齢者の日常生活や介護の実態を把握するための介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査、また、管内指定居宅介護支援事業所及び指定介護予防支援事業所に勤務する介護支援専門員を対象に行います介護保険サービス量等に関する調査、また、県で実施をいたします介護保険施設入所（入院）希望者数調査及び特別養護老人ホーム入所待機者実態調査結果を基に整備の必要性を検討することとしております。

次に、特別養護老人ホームの多床室の整備についてであります。国では利用者の尊厳を重視して、個室でありながら居間などの共有スペースを併設するユニット型個室の整備を推奨しております。

特別養護老人ホームの整備については、事業所が事業計画を立てるものでありますが、当組合ではユニット型個室の整備を基本としながらも、居住費がユニット型個室に比べて低廉な多床室を整備することで待機者の解消を図ることにもつながると考え、多床室の整備も認めているところであります。

次に、介護給付費適正化事業についてであります。

介護給付の適正化の取組は、介護保険サービスを必要とする利用者を適切に認定し、利用者が真に必要とするサービスを事業者が適切に提供するよう促すことで、利用者に対する適切なサービスを確認し、不適切な介護給付費の削減を図り、介護保険制度への信頼感を高めることによりまして介護給付費や介護保険料の増大を抑制し、ひいては持続可能な介護保険制度へとつなげることを目的としているものと認識をしております。

当組合では、介護給付の適正化に向けまして、国の介護給付適正化計画に関する指針や県の介

介護給付適正化支援計画に基づき、次の主要5事業の取組を全て実施をしております。

まず、1つ目の要介護認定の適正化につきましては、介護認定調査員を対象とした研修を定期的に実施するとともに、日常的には介護認定調査員が調査した内容を担当職員が精査し、要介護認定の適正水準を保っております。

2つ目のケアプランの点検、そして3つ目の住宅改修及び福祉用具の点検につきましては、介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画などの内容や住宅改修の施工内容及び福祉用具の利用状況の書類審査、訪問調査により点検を実施し、適正なサービス提供となっていることを確認しております。

4つ目の医療情報との突合等につきましては、岩手県国民健康保険団体連合会への定期点検業務を委託するほか、必要に応じて介護報酬の請求状況を直接事業者を確認をして、介護報酬の過誤修正や返還請求を行っております。

5つ目の介護給付費の通知については、利用者本人に対し請求内容の誤りなどがいないかを確認いただくため、事業者が提供したサービスに係る介護給付費の額や本人負担額などについて、年1回通知をしております。

国は保険者が行う自立支援、重点化防止の取組に対しまして、取組を評価する指標と点数を定め、評価指標ごとの点数に応じて保険者機能強化推進交付金を交付しており、これら主要5事業の取組はこの評価対象の一部となっております。

当組合の取組状況への総合評価に対する交付金として、令和3年度には2,254万9,000円の交付を受けております。

今後、高齢化が進み介護給付費が増加する中で、高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、持続可能な介護保険制度の構築が欠かせないものであることから、介護給付適正化の取組の重要性はさらに高まるものと考えられます。

高齢者が必要に応じて適切なサービスを受けることができるよう、これまでの取組の実施状況を踏まえ、介護給付適正化の取組をより効率的、効果的に進められるよう努めてまいります。

次に、介護職員の処遇改善の取組についてお答えをいたします。

介護職員の処遇改善に係る国の取組としましては、平成23年度までは介護職員処遇改善交付金を交付し、平成24年度には賃金改善の効果を継続させる観点から、これを介護報酬の中に移行させ、その後にはありましては介護報酬の改定により処遇改善に取り組んでまいりました。

令和元年10月には、経験や技能のある介護職員に重点化したさらなる処遇改善を行うため、介護職員等特定処遇改善加算が創設をされました。

そして、令和4年2月から9月までは、介護職員の賃金の3%程度、月額9,000円相当を引き上げる介護職員処遇改善支援補助金を交付しております。

次に、管内の処遇改善の実施状況について申し上げます。

当組合で指定しております処遇改善加算等の対象となる92法人、184事業所のうち、令和4年度処遇改善に係る実施計画の届出数は、介護職員処遇改善に係る分としては62法人、169事業所、また、介護職員等特定介護処遇改善加算に係る分としましては41法人、120事業所から届出があるところであります。

さらに、令和4年10月から始まりました介護職員等ベースアップ等支援加算に係る分としましては54法人、157事業所から届出がございます。

介護職員以外の職員の処遇改善のお尋ねについてお答えをいたします。

国では、賃金改善の効果を長期的に継続させる観点から、10月の介護報酬改定において、これまでの介護職員処遇改善加算、また、介護職員等特定処遇改善加算に加えまして、令和4年2月から9月までの賃金引上げ分として交付した介護職員処遇改善支援補助金から移行し、介護職員等ベースアップ等支援加算を創設いたしました。

この介護職員等ベースアップ等支援加算は、加算額の3分の2以上を介護職員などの基本給、または決まって毎月支払われる手当の引上げに使用することが要件とされ、ベースアップの対象職員を事業所の判断によりまして、介護職員以外の他の職員も含めることが認められており、介護職員以外の職員の処遇改善が一定程度図られるものと捉えております。

組合独自の処遇改善制度のお尋ねについてであります。これを実施するためには新たな財源の確保が必要となります。

介護保険事業の財源は被保険者からの保険料や構成市町の分担金などでありまして、それぞれのさらなる負担とならないよう考慮する必要がありますことから、組合独自の処遇改善制度の実施は難しいものと受け止めております。

次に、10月以降の介護サービス利用料についてお答えをいたします。

先ほど申しましたように、介護報酬の改定により介護職員等ベースアップ等支援加算が創設され、利用する介護サービスの介護報酬の総単位数に加算算定対象サービスごとに0.5%から2.4%が加算されますことから、利用料が引上げとなります。

その利用料の1割から3割を利用者が負担することから、利用者の負担額も増える場合があります。

しかし、介護サービスは、利用者やその家族の生活を維持する上で欠かすことのできないものでございまして、サービス利用料の負担増を理由に利用を控えることがあってはならないものと考えております。

そこで、利用者のサービス利用に当たりましては、ケアマネージャー（介護支援専門員）が、心身の状態に加え利用者や御家族の希望を踏まえた上で最適な介護プランを作成しているところございまして、このことを通じて必要な支援が行われているものと認識をしております。

当組合としては、今後の介護給付費の動向を注視し、必要に応じて国や県へ介護職員などの処遇改善に伴う新たな利用者負担が生じないように要望していくことも考えていきたいと考えております。

次に、介護サービス事業所における新型コロナウイルス感染症の発生状況についてお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策については、岩手県が主導して対応する仕組みとなっております。

感染者数の把握を県が行い、当組合へ情報提供いただいております。

岩手県が公表した令和4年1月から10月14日までの一関保健所管内の高齢者施設における新型コロナウイルス感染症の集団感染、いわゆるクラスターの発生件数は22件であります。

また、新型コロナウイルス感染者が確認された際に介護サービス事業所から岩手県、あるいは当組合に提出されました報告書によりますと、この間の22件のうち、最初の発症者が職員だったケースが8件、最初の発症者が利用者であったケースが9件、また、職員、利用者の双方がほぼ同時の発症であったため、最初の感染者がどちらが先かが判断できないケースが5件となっております。

次に、介護サービス事業所において新型コロナウイルス感染症の集団感染が発生した場合の対応について申し上げます。

まず、県の対応につきましては、感染者が発生した施設などにおきましては、職員の感染などによって不足する介護職員の緊急雇用に係る費用、あるいは衛生用品の購入費用、また、施設内療養に要する費用などへの経費の補助や、感染者が発生した施設などに応援職員を派遣した施設などに対しましては、応援職員を派遣するための調整や勤務変更などに伴う派遣元施設職員の業務量の増加に対する割増しの賃金、手当、また、かかり増しとなる消耗品費、また、応援職員のPCR検査費用などの経費への補助があり、また、濃厚接触者となった職員の早期職場復帰を支援するため、クラスター発生施設への抗原検査キットの配付、また、感染者の発生した施設などにおいて同一法人内の職員調整でなお職員が不足する場合には、応援職員を派遣する社会福祉施設等応援職員派遣調整事業などを実施しております。

当組合では、県では対応が困難なサービス利用者に係る他の事業所での利用や受入れの調整などを必要に応じて行うこととしてございます。

次に、要介護者、または要支援者の認定までの期間のお尋ねについてお答えをいたします。

被保険者から要介護認定、または、要支援認定、以下、これを要介護認定等と申し上げます、この申請を受け付けた後、その後の大まかな手順といたしましては、まず介護認定調査員が申請者の心身の状況などを調査する認定調査を行います。

これと並行いたしまして、主治医から身体上、または精神上的の疾病や負傷の状況に対する意見を求める主治医意見書を徴取いたします。

この認定調査結果と主治医意見書の2つの資料を基に、保健、医療、福祉の学識経験者で構成する介護認定審査会で審査をし、介護度の判定を行い、当組合から申請者に対しまして、その認定結果を通知しております。

こうした流れとなるわけでありますが、主治医によりましては認定審査後に申請者が受診をした直近の診断書で意見書を作成することや、申請者の症状が落ち着いた状態になってから意見書を作成することなどがございまして、主治医意見書の作成に時間を要してしまう場合があります。

これに加えまして、令和3年度から令和4年度の初めにおきましては、認定調査を終えるまでにさらに日数を要した時期があったところでありますが、その要因としましては、一つには令和3年度の要介護認定等の申請件数が前年度比で1,723件、約30%増加をしたこと、また、新型コロナウイルス感染症の増加によりまして、当組合の介護認定調査員が調査先の施設への入所を制限されたり、収束まで訪問調査を見合わせた時期があったこと、また、認定調査を居宅支援事業所へ外部委託する場合にありましては、新型コロナウイルス感染症の影響によって受託していただけの件数が少なくなったこと、さらには新型コロナウイルス感染症に感染している方が入所する施設の併設事業所への外部委託を控えたことなどが主な理由であります。

そのほかにも、認定までに以前よりも日数を要する結果となった要因といたしましては、介護認定審査会の開催方法を従来の参集型ではなく各審査会委員の見解を書面で集約をして判定する方式に変えてございまして、郵送で集約する都合上、返信に要する日数や郵便物の配送日の繰り下げなどから、審査会に係る資料が整ってから審査会の開催日までの日数を例年より多く見込む必要があること、そして審査会の当日に追加で審査する案件を増やせないことなど、複数の要因があるところであります。

なお、このような状況につきましては、令和4年、本年6月頃には解消し、現在はほぼ例年ど

おりの日数で認定を行っております。

次に、要介護認定が遅れたことによる施設の退去といったようなことはあるかとお尋ねにつきましてですが、当組合ではこれまでに認定の遅れを理由とした施設の退去に関する相談を受けたことはありません。

なお、介護老人福祉施設、いわゆる特別養護老人ホームにつきましては、要介護3から要介護5までの常に介護が必要で自宅では介護が困難な方を対象にしている施設でございますが、仮に施設入所者が要介護認定の結果、要介護1、または要介護2となった場合にありましても、直ちに退所となることはございません。

これは岩手県が定める岩手県指定介護福祉施設入所に関する指針におきまして、申請者が認知症や障がいを伴うことなどによりまして、日常生活に支障を来すような症状や意思疎通の困難さが頻繁に見られる場合、または家族による虐待が疑われるなど、心身の安全や安心の確保が困難な場合、あるいは単身世帯、または同居家族が高齢や病弱などで家族の支援が期待できない場合などの要件に該当する場合は、特例的に入所を継続できることとなっていることから、認定の結果でもって入所者が直ちに施設から退去しなければならない状況にはなっていないものと認識をしております。

なお、そのほかのお尋ねにつきましては、事務局長が答弁をいたします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 介護事業所職員の賃金についてでございますが、厚生労働省が行った令和3年度介護従事者処遇状況等調査における平均給与額では、介護職員については令和2年9月が30万8,260円、令和3年9月が31万5,640円で7,380円の増、事務職員につきましては令和2年9月が29万4,650円、令和3年9月が30万830円で、6,180円の増となっております。

また、令和3年度に介護職員処遇改善加算を届け出ている事業所における介護職員の勤続年数別の平均給与額でございますが、令和3年9月の状況で勤続1年から2年未満の方が27万7,350円、5年から9年までの方が31万1,970円、10年以上の方が34万2,490円となっております。

岩手県と全国の介護職員の給与額につきましては、令和3年度岩手県の賃金統計では、年額でございますが、岩手県が約309万5,100円、全国が約351万8,900円で、岩手県は全国平均に比べまして42万3,800円低いというような結果が公表されているところでございます。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） ありがとうございます。

それでは、再度お尋ねしてまいります。

一番最初にお尋ねした多床室の第9期介護保険事業計画ですが、現在検討中だということでございますので、ぜひとも、国はユニット型を推奨しているわけでありましたが、多床室もぜひ盛り込んでいただきたいというお願いを申し上げて次の質問に移ります。

次は、給付費適正化五事業の取組についてでございますが、この事業をやることによって、むしろ利用者の利用控えとか、そのような制約が生じていないのかどうか、組合として把握している分があればお聞かせください。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） この適正化事業を実施することによる利用控えということについては、当組合ではそのような情報は届いてございませんので、ないものというように考えてございます。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4 番（齋藤禎弘君） 先ほどお話を伺った中では、持続可能なための介護事業には必要な、というような答弁がありましたが、この事業について、適正な事業として捉えているか否か、その組合としての認識をお伺いいたします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） こちらの給付費適正化事業ということですが、先ほど管理者のほうからお答えをいたしましたとおり、適正な給付、適正なサービスを確保していくということが持続可能な保険制度へつながる、介護保険制度の信頼度を高めていくということがやはり制度を維持していく上では非常に大事なものというように捉えてございます。

そのようなことから、今後の介護保険制度を運営していく上では必要な事業というように捉え方をしているところであります。

議長（千田恭平君） 4 番、齋藤禎弘君。

4 番（齋藤禎弘君） ありがとうございます。

それでは、次に、介護の事業所の労働者の賃金の実態について先ほど説明がありましたが、今の実態について、この事業者とか介護労働者からどのような声が当局のほうに届いているか、あれば答弁願います。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 事業者からこの賃金の実態についてというような直接的な言及ではありませんけれども、やはり介護人材の確保という視点で非常に課題があるというお話をいただいております。

その介護人材の確保という課題の中でのその要因の一つというようには捉えてございますが、これ一つではなくて、様々な要因での介護人材の確保というのが一番の課題というようにことでお話を頂戴しているというところでございます。

議長（千田恭平君） 4 番、齋藤禎弘君。

4 番（齋藤禎弘君） ありがとうございます。

全産業より賃金が低いというのは昔から言われていることですが、この現状についてどのように認識されているのかというのを伺いいたします。改善が必要だとか、何とかしなければならぬとか、そのような部分でございます。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 今お話のございましたとおり、この介護保険制度を維持していく上で、やはり介護人材の確保という部分は欠かせない問題だというように捉えてございます。そういう意味では、このような面も改善することによって人材確保の解消につながっていけば非常にいいのではないかと捉え方はしてございます。

議長（千田恭平君） 4 番、齋藤禎弘君。

4 番（齋藤禎弘君） ありがとうございます。

次に、先月まで行われた処遇改善の実施状況ですが、丁寧な説明ありがとうございます。

9 月までのものはあくまで介護職員の賃上げということで、実際に施設にお伺いすると、その職員だけあげてしまうと他の事務職員とか、そのような方の分断を生むという、そのような根本的な問題を抱えた制度であり、実際に実施したところ何件かお伺いしますと、全ての職員に賃上げになるように分配したということで、結果として 1 人当然 9,000 円上がるわけではありません。そのことは組合としても認識されていることと存じますが、結果このような介護職員だけに限定

した今回の制度ですね、適正な事業だったかということを認識されていますか、どのように捉えておられるでしょうか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 処遇改善につきましては、議員おっしゃるとおり、施設におきましては介護職員のみで運営されているものではございませんので、そのほかの職員が一体となって施設運営、入所者等への対応をされているというところで、そういう全体的な底上げというものは必要だというようには考えてございますが、今回は国の制度の中で、枠組みの中で取り組んだということでございますので、その中で介護職員に限定せず、その事業所の中での配分ができたということについては、限定するよりはいい対応ができたのだというような捉え方はしてございます。

議長（千田恭平君） 4 番、齋藤禎弘君。

4 番（齋藤禎弘君） ありがとうございます。

終わったことですので、次のことに入ります。

今度は10月からの処遇改善についてですが、事業者からどのような声とか、そのようなものが届いているのかお伺いします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 10月からの改定の部分については、事業所から特に組合のほうにお声は頂いていないところであります。

議長（千田恭平君） 4 番、齋藤禎弘君。

4 番（齋藤禎弘君） 今回も前回と同じように介護職員だけですけれども、一般職員にも財源が必要だということで、これは組合としての財源が必要だという認識、管理者の答弁ですが、関係する一関市とか平泉町に対して、さらに分担金をその分、引上げを求めてこれで対処すべきではないかと考えるのですが、いかがでしょうか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 処遇改善について、構成市町への負担ということでありますけれども、やはりこの処遇改善というものは一自治体の問題ではなく、国全体の中でどうあるべきかというところを検討していただく項目ではないのかというように捉えてございます。

そこで、当組合では国に対しまして、広域連合や一部事務組合で組織いたします全国介護保険広域化推進会議という組織がございまして、このような組織を通じまして、国に対する要望活動などを行っているところでございます。

議長（千田恭平君） 4 番、齋藤禎弘君。

4 番（齋藤禎弘君） 今お尋ねしたのは、関連する自治体に分担金の引上げを求めるということの質問だったのですが、こういうのはできないのでしょうか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 制度上できないということはないと考えてございますが、取扱いとすれば構成市町への負担金をお願いする以前に、やはり国に対するアクションを起こしていくというのが順番ではないかというように捉えているところであります。

議長（千田恭平君） 4 番、齋藤禎弘君。

4 番（齋藤禎弘君） 順番は国からということですが、実際、管内では介護離職とかそのようなものが出ています。低処遇というのも一つの理由であることは組合でも認識されていることですから、制度上というのはなかなかすぐに改正できるものではありませんが、関連自治体に求めると

いうことはすぐ判断できることと考えるので、何かしらの検討をされたいかがではないかと考えますが、いかがでしょうか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 構成市町への要請ということでありますけれども、最終的には構成市町においても市民、町民の方から頂いた税金を原資というところがございますので、その辺も考慮して対応する必要があるというように捉えてございます。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） 今の答弁、ごもっともだとは認識するのですが、ただ、やはり一番手っ取り早くできるのは、負担金を増やすというのが一番簡単ではないかと考えます。一関市でも相当な額を繰り越していますので、できないことはないかと考えます。

次にお伺いしますが、10月からの利用料の引上げ、なるべく負担にならないようにというような答弁がありましたが、このことについて利用者とか利用者の家族からどのような声が上がっているのか、組合のほうで認識しているものをお聞かせください。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 住民の方からの声ということでありますけれども、この10月からの制度改正の分についてということでの組合へのお話は頂いていないという状況でございます。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） それでは質問を変えますが、利用者とかが保険料の引上げに伴って利用を控えるとか辞退されているとか、そのような事態は今のところ発生しているのか、いかがかお伺いします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 先ほどの管理者の答弁の繰り返しとなりますけれども、利用者のサービス利用に当たっては、ケアマネジャーが心身の状態に加え利用者や御家族の希望を踏まえた中で最適な介護プランを作成しているという状況だというように認識しておりますので、このことを通じまして必要な支援は行われているものというように考えてございます。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） 私が伺ったのは、利用者が利用を控えるとか、そういった事態が発生していないかというお尋ねでございました。再度答弁願います。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 具体的にそのようなお話は何っていませんが、ケアプランを作成する際にその家族の方とお話をしながら最適なケアプランを作成しているというように考えておりますので、直接組合のほうにそのような状況があるというものではないというように捉えております。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） 私が伺ったのは、利用料が上がるからそれはどうかというので、これからケアプランを作成してどうのというような、そのような趣旨ではありませんので。実際、今まで例えば5,000円かかっていたのが5,500円になるとか、値上がりした場合に利用を控えるかどうかというのが質問だったのです。あとで直接お伺いします。

次に、クラスターの施設の発生ですが、県が主導してということでしたので、当組合として防止策とか周知徹底がなされていたかどうかという認識ですね、県からであれば県の防止策の徹底がきちんとされていたかどうかということの認識をお伺いいたします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） サービス事業所におきましては、やはりこの新型コロナウイルス感染症が発生しまして結構な期間がたっているということで、やはり施設のほうでもクラスターが発生すると非常に大変だという認識は持っておられるというところで、感染症対策については十分な対応をされてきていたのではないかとこのように捉えてございます。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） 次に、実際にクラスターが発生した施設から当組合にどのような要望とか希望とか、そのような声が寄せられていたかお伺いします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 事業所からは、そのような際に衛生用品なり検査キット、こういうものについてやはり不足しているというようにお声をいただいたという経過はございます。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） それでは、実際にクラスターが発生した施設にお伺いしたのですが、先ほども申し上げましたが、通所型では利用制限、利用ができなくなるとか、特別養護老人ホームでは入所者が入院すれば当然介護報酬が入らなくなるのですが、そのような中で固定費とか人件費とか、そのような支出は当然発生するわけで、そういう点で、財政的に困難になっている施設もあります。1月、2月に発生したところでも、いまだに尾を引いているという声もありますが、そのようなところに対して財政的な支援策、そのようなものというのは何か考えていらっしゃるのでしょうか。お尋ねします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 新型コロナウイルス感染症の影響による事業者の経営に対する支援という御質問かと思いますが、先ほど管理者が答弁いたしましたとおり、介護サービス事業所が行う新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、通常の介護サービスの提供では想定できないかかり増し経費については現在、県の補助制度で支援をさせていただいているところでございます。

また、介護保険事業につきましては、被保険者の皆様が納めていただく介護保険料を財源の半分として運営してございます。介護保険料の増額につながるような事業の実施については慎重に検討していかなければならないということから、当組合での独自の補助金の交付については難しいものというように考えてございます。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） この介護施設は民間事業者ではありますが、事業内容から言って非常に公共性が高いと認識しています。県の補助もあるのでありますが、やはりそれだけでは当然不足しているというように実態もございます。組合でも何かしらの支援をしていくというのは当然必要であると考えます。

保険料とか財政的に厳しいのであれば、先ほど申し上げましたが、構成市町に対して分担金の引き上げを求めていくとか、そのようなことも検討して支援策を充実していく、当組合としての独自の支援策も充実していくべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 新型コロナウイルス感染症対策の支援ということでございますけれども、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、様々な支援ということが全国の自治体で行われ

ているところでございますが、多くが国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金という財源を頂いての実施というように捉えてございます。その交付金につきましては一部事務組合は交付の対象外ということで、補助金等が見込めないということで、これについても国に対する要望は行っていますが、そういうものがないというところで、やはり独自の事業実施の自由度が少ないというような環境にあると言わざるを得ないというように捉えてございます。

議 長（千田恭平君） 4 番、齋藤禎弘君。

4 番（齋藤禎弘君） 今申し上げたのは、分担金の引上げを求めていくのはいかがでしょうかという質問だったのですが、それが答弁になっていなかったような認識ですが、いかがでしょうか。

議 長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 事業実施で分担金を増額してはという御質問でございましたが、これについては先ほどの答弁と同じようになりますけれども、いずれ分担金を増やしてお願いをするといったしましても、最終的には管内の皆様の税金をお願いするということでございますので、やはり慎重な対応が必要だということで考えてございます。

議 長（千田恭平君） 4 番、齋藤禎弘君。

4 番（齋藤禎弘君） その分担金を求めていくという部分ですが、増額ですね、管理者が一関市長、副管理者が平泉町長ということで、求められる方が同じということでなかなか難しいところがあるかとは考えますが、そのようなことも検討されたいということをお願いします。

次に、先ほど申し上げましたけれども、この施設でクラスター収束後に介護職員や看護職員の退職が相次いでいるといったお話も伺っております。結果として事業運営に支障を来している施設もあります。このことについてどう認識されているのかお伺いいたします。

議 長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 離職者が生じているというお話は当組合のほうにも来ているところでございます。ただ、そのような状況ではありますけれども、やはり現状を踏まえた中でどのような対応が必要なのか、どうすればいいかというあたりは今後検討して対応していく必要があるのかと、今具体的なこのようなものというものは持ち合わせてございませんが、今後の検討ということだというように捉えております。

議 長（千田恭平君） 4 番、齋藤禎弘君。

4 番（齋藤禎弘君） それでは、最後になりますが、先ほど最後にお尋ねした介護認定の遅れということで今は解消されているということでした。理由についても丁寧な説明がありました。いずれ、利用者に支障を来さないような、そのような認定作業をこれからもお願いして取り組んでいただきたいということをお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。

議 長（千田恭平君） 齋藤禎弘君の質問を終わります。

午前会議は以上とします。午後 1 時まで休憩します。

休憩 午前 11 時 50 分

再開 午後 1 時 00 分

議 長（千田恭平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、岩渕典仁君の質問を許します。

岩渕典仁君の質問通告時間は 60 分で、一問一答方式です。

3 番、岩渕典仁君。

3 番（岩渕典仁君） 3 番、岩渕典仁です。

第49回組合議会定例会に当たり、通告に基づき新最終処分場についての一般質問を行います。

同僚議員からも類似した質問が行われていますが、私は別の観点から問題意識を持って質問をいたします。

令和2年11月、一関地区広域行政組合は、新最終処分場の建設候補地に千厩字北ノ沢ほかとしました。また、新最終処分場について、候補地の選定の過程、経過、設置準備に関する説明会を開催してきました。

新最終処分場について説明会に出席した住民からは、同組合が最適地とする選定結果に疑問であり、選定のやり直しを求める意見など、千厩字北ノ沢ほかへの新最終処分場整備に反対する意見が多く出されました。

また、令和4年3月23日の第48回定例会において、4名の議員から新最終処分場についての一般質問が行われ、当局側をたどりました。そして、議長を除く17人中16名の賛同を受け、附帯決議が可決されました。

附帯決議の内容は、要約すると、候補地選定の経過、新処理施設、新最終処分場の検討状況について、現段階では地域住民から十分な理解を得られていないことから、一関地区広域行政組合はより一層地域住民へ十分な説明を行い、理解を得られるよう努力すべきであり、一層の取組を行っていくべきであるとして、一般廃棄物処理施設整備事業におけるエネルギー回収型一般廃棄物処理施設及び一般廃棄物最終処分場整備について、予算の執行にあっては協働による地域づくりとなるよう慎重に検討すること、また、関連事業については地域住民に十分な説明を行い、地域の意向を踏まえ理解を得て実施することでした。

そこで、1点目、施設整備計画策定後、地域住民へどのように説明しているのか、地域の意向を踏まえ理解を得た上で実施しているのか、現段階で協働による地域づくりとなっているのかお伺いします。

次に、令和4年9月26日、子ども達の未来と環境を守る会より管理者に対して新最終処分場建設候補地の変更を求める署名、千厩字北ノ沢ではなくとして4,796筆の署名が提出されました。署名を要約すると、北ノ沢に新最終処分場を建設することは地域の発展にプラスにならない、市内で建設場所が北ノ沢しかないのは到底納得できないとし、新最終処分場建設候補地としての千厩字北ノ沢の変更を求めますという内容でした。

そこで、2点目、新最終処分場建設候補地の変更を求める署名に対する所感についてお尋ねします。

最後に、附帯決議、そして署名を受け、今後の施設整備に求める上での課題について、そして今後の施設整備計画についてどのように進めていくのかをお尋ねいたします。

以上で登壇での質問を終えます。

ありがとうございました。

議長（千田恭平君） 岩渕典仁君の質問に対する答弁を求めます。

佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 岩渕典仁議員の質問にお答えいたします。

まず、新最終処分場施設整備基本計画策定後の対応についてであります。このうち1点目の地域住民へどのように説明しているか、本年4月以降の住民の皆様への説明や周知の状況について、これは先ほど沼倉議員にもお答えしたのと同じになりますが、お答えいたしますか。

それでは、これまで施設整備に関する住民説明会については、新最終処分場においてどのよう

なものをつくればよいか、それはどこがよいかをまとめるために行ってきたものであります。

その説明内容は、施設整備の必要性、望ましい施設の在り方を定めた施設整備基本方針、施設の形式や規模、候補地の絞り込み方法、絞り込みを行った各候補地の評価結果などでありました。

選定委員会が選んだ4か所を最終選考候補地として以降、新最終処分場に係る説明会は、どなたでもおいでいただける住民説明会を延べ43回、うち千厩地区での説明会を4回開催し、また、千厩地域のうち千厩地区の住民の皆様を対象とした地区説明会を延べ4回、さらに候補地周辺にお住まいの方を対象とした周辺自治会説明会を5回実施してまいりました。

本年3月までのこれらの説明会において、頂いた意見を踏まえながら、新最終処分場の整備基本計画をまとめ、令和4年3月末に計画の策定に至ったところであります。

したがいまして、それ以降の説明会にありましては、3月に策定した基本計画に基づく具体的な内容を説明する次の段階となりますことから、4月以降はその調査検討や資料作成の期間としてきたところでありまして、新たに説明するものは持ち合わせてはおりませんことから、全域を対象とした新たな住民説明会は実施しておりませんでした。

しかし、一方で理解促進のための取組は必要と考えておりましたことから、この期間を自治会や各種団体からの要請に応じて説明会を行う期間といたしまして、求めに応じてこちらから出向いて説明を行いたい旨を関係方面へお伝えをしていたところでありまして、4月19日には一関商工会議所千厩地域運営協議会の幹事会からの要請に応じ、また、5月22日には千厩1-2自治会からの要請に応じまして、それぞれ新最終処分場の候補地選定の経緯や事業内容を説明してまいりました。

また、このほかにも、組合広報紙くらしの情報5月号を発行し、一関市、平泉町の全戸に配布し、計画の概要を改めて周知してきたところでございます。

次に、令和4年度一般会計予算に対する附帯決議に対する取組についてのお尋ねでございます。

施設整備の事業を進めるに当たり、組合議会だけではなく、構成市町の議会に対しましても、候補地選定の経過や事業計画などについて説明をしながら進めてきたところでありまして、この間、大きな変更を求めるような御指摘はいただいてこなかったとの認識をしてきたことから、この令和4年3月、組合議会におきまして、令和4年度一般会計予算に対し附帯決議がなされたことにつきましては、正直に申し上げて非常に当惑したところでございます。

しかしながら、議会としての考えを示されたということでございまして、重く受け止めて取り組むこととしております。

具体的なものとしては、先ほどお答えをしましとおりの説明が不十分だったとの意見をいただいておりますことから、千厩地域での説明会を行い、理解を得るための努力をしてまいりたいと考えております。

次に、これまでの進め方について、協働の地域づくりとなっているかとお尋ねについて申し上げます。

私は、施設の内容や規模をはじめ、これをつくる場所など全ての点について、これまで一つ一つ手続を踏んできたプロセス、すなわち一つの案を説明し、それに対する質問や意見を受け、それを踏まえて次のステップに進むというプロセスそのものが協働のまちづくりの理念を踏まえた取り組みであったと考えております。

そのステップについては、全体として、すなわち市町の全域での説明と質問、意見、また、候補地に関しては、その候補地ごとの説明と質問、意見の双方を同時並行的に行ってきたものであ

りまして、当組合管内全体での協働のまちづくりと該当する地域ごとの協働のまちづくり、すなわち議員がおっしゃる協働の地域づくりの双方がなされてきたものと捉えております。

改めて申し上げますが、候補地の選定に当たりましては、各分野の専門家による合議体として組織をした一般廃棄物最終処分場整備候補地選定委員会で選定作業を行ってまいりました。その選定作業に当たりましては、廃棄物処理工学や環境影響評価など、客観的、専門的な見地からの合議によりまして、選定の手順や条件、評価する項目を決定し、第1次から第3次選定までの3段階で進めることが決定されました。選定の条件や項目、評価については、第1次から第3次選定のそれぞれの段階ごとに一関市及び平泉町の広報や組合ホームページなどで公表しながら選定作業を進め、4か所の候補地の選定に至ったものであります。

次に、この4か所の選定を受け、構成市町及び組合の職員による合議体として一般廃棄物処理施設整備検討委員会を組織し、4か所の候補地から1か所の建設候補地を絞り込むための検討をしてまいりました。

この候補地の絞り込みに当たりましては、どこにつくるかではなく、どのような施設であればよいかといった理想とする施設の在り方である施設整備基本方針の案をまず定めまして、この基本方針に沿った場合、どのような評価項目が得られるかという評価項目の案を検討いたしました。

この案につきましては住民説明会で説明をし、そこで頂いた意見を反映させながら具体的な評価項目を定め、その評価項目に実際に数値、状況を入れ込みまして、その評価結果を集計したその評価の結果についてはさらに住民説明会で説明をし、これらにつきましては組合の広報やホームページにてどなたでも確認できるように公表してまいりました。

このようなプロセスを繰り返し、4か所から1か所に絞り込んだということでございますが、候補地を1か所に絞り込んだ後におきましても、一関市、平泉町にお住まいの方どなたでも参加できる住民説明会や千厩地域にお住まいの方を対象とした地区説明会、また、建設候補地周辺自治会の住民の皆様を対象とした周辺自治会説明会など、それぞれのくくりを別にいたしまして、これらを開催し、候補地選定の経緯や建設候補地の絞り込み方法、また、安全対策などを説明し、皆様の御意見をいただきながら施設整備の検討を進めてきたものでございます。

私は、これらのプロセスそのものが協働のまちづくりそのものであると考えておりまして、この4年間にわたって進めてきた取組は、むしろ評価に値するものではないかと思っております。

次に、住民団体から新最終処分場建設候補地の変更を求める署名が提出されたことへの所感についてでございます。

これも繰り返しになりますが、申し上げます。

組合としては候補地選定に当たり、選定過程の透明性や公平性を重視し、住民への説明も様々な場面を通じて行い、全くのゼロベースからこの4年間、一つ一つ手順を踏んで進めてまいりました。先ほども申し上げましたが、きちんとしたことをきちんとやってきたつもりであります。

そのような中で、候補地の変更を求める署名が提出されたということについてはとても驚いたと同時に非常に残念であり、とても困惑をしております。

私自身、前職の副管理者の時代から携わってきて、関わってきて、候補地選定の過程には瑕疵や不適切なところはないものと考えておりますことから、署名を提出される理由が想像はできなかったところでございます。

また、9月26日に住民団体の方々がおいでになった際の話、先ほど沼倉議員のところでも申し上げましたが、この部分は飛ばさせていただきます。

そこで、その署名を提出された団体の方々から、説明不足であるというような御意見をいただきましたことから、施設整備に対する理解をしていただくため、これまで行ってきた説明を改めて行う必要があると感じたところでございまして、具体的には、どなたでも参加いただける住民説明会を千厩地域の各地区で開催し、候補地選定の経緯や施設の内容、安全性についての説明を行ってまいりたいと考えております。

次に、施設整備を進める上での課題は何かとお尋ねについて申し上げます。

候補地選定や施設の規模、性能などを定めた新最終処分場整備基本計画の策定に当たりましては、計画内容を一つ一つ積み上げながら適切に事業を進めてきたと考えておりますことから、内容に関しては課題はないものと捉えております。

一方、今回、署名の提出を受けて、新最終処分場の施設整備について知らなかったという声が多かったというような御意見を頂戴いたしました。

これまで施設整備についての情報は住民説明会のほか、組合のホームページや組合広報紙、また、LINEの公式アカウントにつきましても、これも説明会の中でそうしたものが必要だというお話をいただきましたので、設置をしたものでございますが、LINEの公式アカウントでも発信をしてまいりましたが、それを一関市、平泉町の住民11万7,000人にしっかり伝えることがいかに難しいかということを感じておりまして、情報をいかに住民の皆様へ届けるかということが課題であると、このように捉えております。

なお、組合広報紙につきましては、管内、一関市、平泉町の全戸に配布をしておりますことから、各家庭のテーブルの上までは組合の情報、お知らせは届いていたということは事実でございます。

今回の署名活動を機に地域の皆様には施設整備に関心を持っていただき、組合からの情報をキャッチしていただければ幸いと考えております。

その上で、まずは施設整備について説明する機会を設け、理解を求めていく必要があるものと、このように捉えております。

最後に、今後の施設整備の進め方について申し上げます。

組合広報紙や組合ホームページなどを活用して、多くの方に新最終処分場の事業計画について正しい情報を知っていただくように努め、施設整備を進めていくことについて理解をいただけるように取り組んでまいりたいと考えております。

千厩地域の皆様につきましては、理解を深められるよう千厩地区の各地区で説明会を開催し、候補地の選定の経緯や施設の内容、安全性について改めて説明を行いたいと考えております。

以上であります。

議 長（千田恭平君） 3番、岩渕典仁君。

3 番（岩渕典仁君） それでは、再質問したいと思います。

まず初めに、まず今回の論点を整理したいというように思っております。

前回、3月の一般質問で私は、協働のまちづくりになっているのかというところのテーマで当局をたどしました。

今回に関しては、今回の進め方が住民自治になっているのかという視点で今回の論点をたどしていきたいというように思っております。

まず初めに、せっかくですので、また副管理者の青木平泉町長にお尋ねいたします。これは通告していませんが、関連していますので、ぜひお尋ねいたしたいと思っております。

平泉町の人口は大体7,000人であります。同じような類似した千厩町、千厩町全体は1万人ぐらいですけれども、千厩町千厩になると約5,000人から6,000人ぐらいの人口ということになっています。その中の、今回、千厩町千厩になると1,836人ほど、約4割、子供から署名できない方々もいらっしゃるわけでありますから、成人であれば約4割程度の方が署名をしたような形になるかというように思っております。このような状態が住民自治という観点から、平泉町でもしこのようなことが起きたときに、平泉町長としてはどのような対応をされるかお尋ねします。

議長（千田恭平君） 岩渕議員に申し上げます。一関地区広域行政組合と一関市、平泉町は別の法人でありますから、一関市、あるいは平泉町の事務に関しては当組合議会では質問することはできません。

なお、管理者、副管理者におきましては、ただいま岩渕議員から質問がありましたが、一関地区広域行政組合の事務に限って答弁されるよう願います。

御注意願います。

3番、岩渕典仁君。

3番（岩渕典仁君） 視点を変えます。副管理者としての立場でどのように感じているかお尋ねします。

議長（千田恭平君） 青木副管理者。

副管理者（青木幸保君） 議員がおっしゃるとおり、そして、先ほど管理者が答弁されましたように、協働のまちづくりというのは、協働の行政運営というのは、やはり一番大事な部分だということに思っております。特に今回の署名の提出に触れての質問ですけれども、やはりそれぞれの住民には受け止め方、立場等々あると思います。そして、今回の署名の提出については、いかなることであってもやはり大事な部分だということに思っております。

そのような意味では、当然組合としてもそれを無視するとか、そのようなことは全くありません。むしろ真摯に受け止めながら、しっかりとその部分は今後も説明をさせていただきたいと思えますし、ただ、説明をするというだけではなく、今までの経過等もしっかり、賛成とか反対だということではなく、いずれ、狐禅寺地区が当初でありました。そのような中でも、組合としても誠心誠意対応させていただいた経過があります。

しかし、そのような中であっても、この部分にはもう少しこうだったらいいのかというような反省といいますか、そのような部分も、若干私たち、管理者、副管理者としてもその辺が少し丁寧さも欠いた部分もあったのかなという部分も、それは理解が得られなかった部分というのはそういう部分に属してくるものだと思います。

そして、今回ですけれども、今回、新たに候補地をしっかりと取り組むこのプロセスにおいては、そのような部分をしっかりと整理しながらやっていこうということで、今回の選定に当たっても十分そのような部分にも配慮しながら取り組ませていただいているという経過であります。

今後は、やはり今回の署名に対してもしっかりと組合は真摯に向き合って取り組んでいく、そういう覚悟でありますので、どうぞお力添えを賜りたいと思えます。

議長（千田恭平君） 3番、岩渕典仁君。

3番（岩渕典仁君） ありがとうございます。

私も全く同感であります。署名というものは今回の部分に関しては大切な部分だと思いますし、組合のほうは真摯に受け止めていただきたいというように思っております。

確かにこれまでの経緯もありました。その中で、行政の中では候補地を4か所から1か所、そ

してそれで説明に入っているということですが、先ほどの管理者の答弁とやはりまだまだ意見がかみ合わないというところは、最初の所感で管理者は困惑をされたということを言われていましたけれども、逆にこのような署名を出された方々も、管理者の最初の言葉の、なぜ駄目だったのかというような問いをされたというようなところ、ここは前回の3月の一般質問でも、説明会のときにきちんと副管理者が説明会に代理で来ています。きちんと管理者がその場において、その場の中の雰囲気聞いて、そしてその前に、先ほども説明がありましたけれども、署名、いろいろな疑問を会の方々は最初にお尋ねをしていると。つまり、スムーズに進んでいない中に今回、3月の基本計画が策定されている状況があると、その中で署名がまた起きているという、私としてはその思いというのが、3月の定例会の中で複数の議員から質問されているわけでありましてけれども、やはりその感覚的なものとしての住民の立場の理解が少ないのではないかとこのように思いますが、その点について、困惑されていることが自分たちの、行政のトップ、首長の立場で説明をしているということであれば、今回の手続はそうなのだと思いますけれども、一方では管理者は市民のトップでもあるわけです。つまり、市民のトップとしては、説明の前に住民がどのように考えているかを理解して進めなくてはならないというように思っております。それが住民自治の在り方だと思いますが、この点に関してそれがなされているというように思われていますか。

議 長（千田恭平君） 佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 住民自治といった観点からのお話でございますが、議員がおっしゃる住民自治たるものが具体的にどのようなことをお考えの上での住民自治という質問なのかがはっきりいたしませんので、何ともそこに即した答えができかねるかもしれません。

例えば、住民自治という場合の住民とはどこのエリアのどのような方々を言うのか、私の立場で申し上げれば、一関市、平泉町全域の皆様が住民自治の対象であります。

それから、自治というお話でございますが、先ほど壇上からの質問の部分に即して申し上げれば、協働のまちづくりといったものが、すなわち民主主義の手続そのものであると考えてございまして、どのような手続を踏んでやってきたかが大切なことだと私は思っております。結果がどうであったからどうだというようなことではなく、むしろ進めてきたプロセスそのものが大切な事柄ではないかというように考えてございしますが、そのことと住民自治というお尋ねの本質の部分はどうも理解できませんので、これ以上は申し上げられないところでございます。

以上であります。

議 長（千田恭平君） 3番、岩渕典仁君。

3 番（岩渕典仁君） 何も問題がなければ問題がないということで困惑されるのだと思います。ただし、今までの中できちんと要望書も出されたり、議員は市民の代表として一般質問をしたり、今回、署名も出ている、その状況で何ですかというようなその立場が私は逆に、市民の方も思われていますけれども、信じられないというような、本当に理解をされているのか、もしくは副管理者が代表で出ていますけれども、きちんと情報がいつているのかというような不信感になるわけであります。

ですので、先ほど言った部分の住民自治に関して言えば、視点をちょっと変えて質問したいと思いますが、管理者は今回もそうですけれども、専門家の部分、施設整備検討委員会の合議体として決めたことを説明しましたということでもありますけれども、住民の方々は、過去の震災のときの科学者が言ったことの絶対ではなかったこと、もしくはいろいろな災害が起きたときに気仙

沼の川の中でいろいろな災害が起きたといういろいろな経験を基に、確かに専門家の意見ではないかもしれませんが、経験値、もしくは感覚的に不安であったり、嫌だなど思う気持ち、つまりこれは主観ではありますけれども、この主観的な立場からの反対の立場、これは市民の意見として、市民の民主主義の意見として駄目なのでしょうか、お尋ねします。

議長（千田恭平君） 佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） だからこそ、キャッチボールをしてきたわけです。

選定委員会のほうで4か所を選びました。第1次、第2次、第3次選定と踏んで、つくっては駄目なところを排除し、残ったところから今度はさらにつくったほうが望ましい施設とすればどのようなことが場所として考えられるかと追加してやった、その4か所を受けて今度は4か所から1か所に絞り込むときも、どのような施設がいいか、どこにつくるかではなくて、どのような施設だったらいいかという議論をし、その考えをお示しし、だとすればどのようなものが場所としての評価項目になるかといったことを検討し、それをお話しし、それに基づいてまた御意見を頂く、そのようなキャッチボールを繰り返すことだと思っています。

お話しのように、例えば原子力発電の安全性云々が、かつて科学者とと言われる方々が言ったことがあのような事故があって大変な被害を被っている、だから専門家が言ったことは100%ではないのだというのはそのとおりだと思います。だからこそ、専門家の知見を集合し、また、さらに専門家にも出席もしていただいて、全国の事例など、海外の事例も含めてお話をしながら理解を深めてきた、そうしたキャッチボールそのものが私は協働のまちづくりだと思って、そのような答弁をいたしました。ですので、そうしたことをしてきたのだけれども、署名を頂いたということに困惑をしているという意味で申し上げた次第であります。

議長（千田恭平君） 3番、岩渕典仁君。

3 番（岩渕典仁君） それ以上話すとまたペースを持っていけませんので。

キャッチボールをして管理者はある程度合意が得られると、理解が得られると思うから困惑するわけですね。キャッチボールをしても、その会の方々、もしくは千厩地域、千厩だけにこだわらず、全体の旧東磐井の方々の中では理解も得られないし、困惑をしているわけです。つまり、キャッチボールをしていないのです。私は第三者から見てもキャッチボールできていません。説明はしていますけれども、自分たちの行政の立場で説明している。でも、住民の方々はやはり先ほど言った経験値であったり不安だったり、この署名活動をされている方々はもう夜も眠れない状況になっています。体重も何キログラムも落ちたという方々もいらっしゃいます。

前回も私は言いましたけれども、その説明会に来ている若い女性の方も若い男性の方も、そこに住んでいる方も、ここに住まなければよかったというように思っている方もいらっしゃいます。そういう方々がいるということ、ですので、説明をすると、自分たちのほうを説明するのではなくて、やはりまずはゼロベースでその人たちの気持ちを受け入れるくらいの、管理者としては事務方のトップとしてはそれで説明していいかもしれませんが、市民の代表である政治家としては、やはりそういった市民の方々をゼロベースでその思いを聞いていくべきだと思いますけれども、その点、いかがですか。

議長（千田恭平君） 佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） まず、様々なお話を説明し、それで様々な不安ですとか質問を頂くというのは今回の北ノ沢に限った話ではございません。東山地域の会場でも、花泉地域の会場でも、滝沢地区の会場でも同じであります。また、焼却施設、処理施設のほうでも同じでございます。その

都度様々なことを説明し、そして一つずつ前に進めてきました。それは全く同じであります。

先ほど、昨年の11月から12月にかけて、管理者ではなくて副管理者が出席して云々でございますが、情報についてはそのとおり報告も受けてございますし、私自身が副管理者としてずっと説明会のほうには出席をしまっていました、全て。その後、管理者、副管理者の交代があった時期に出席はしなかったのですけれども、その状況については把握をしてございました。

また、昨年の11月、12月の時点では説明会においてそのような御意見をいただきましたが、今回のような署名というような形にはまだ至ってございまして、そうした中で基本方針、整備計画のほうの策定に至ったというような状況であります。

議 長（千田恭平君） 3番、岩渕典仁君。

3 番（岩渕典仁君） 質問に対しての答弁にはなっていないかと思うのですが、そうしたら前回の私の3月の一般質問で、課題について管理者は、最も重要なことは地元の皆様や地権者の皆様に事業に対する理解を深めていくこと、今後に関しては真摯に説明をしていくというのが今の気持ちであるというように答えました。

私はそのときも、なぜ自ら説明に行って、管理者という立場かもしれませんが、それを除いて直接、例に例えるとそこは揚げ足を取られるかもしれませんが、NECの説明のときには一生懸命に、そのときは市長の立場でNECに関する課題を説明されていました。私もその姿勢にいろいろ理解を示しましたし、態度についても評価をしていますけれども、今回のこの最終処分場に関しては、いろいろな課題があるにもかかわらず、なぜ自ら出向いて自分の説明をするのではなく、聞くという立場ですね、聞くという立場をされないのでしょうか。それを市民の方々もそれを望んでいますし、前回私も応対しましたが、なぜ来ないのかに関する不安もあるということをお伝えしました。市民の代表者である議員としてその質問をしました。でも、今回も4月になっても、今の時点でも説明に入らない、これはどのようなことで理解されているのですか。

議 長（千田恭平君） 佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 3月までの経過については先ほど壇上でも申し上げ、今も申し上げました。

そこで、今度は4月以降の分についてでございますが、先ほども壇上で申し上げましたとおり、4月以降に新たな事柄を説明するような内容はないわけでございます。したがって、これまで説明した内容をもう一度申し上げる、ただ、それも私どもが会場、場所を設定するのではなくて、求めに応じてまいりますということで、そのようなことを皆様にお知らせをして、2か所からお求めがあつて行った、ですので、それについては事務方が行って説明をしてきたわけでございます。

先ほど壇上から申しました、今回の署名を受けて説明不足であったというようなお話がございましたので、今度は新しく、これは内容的にはこれまで行ってきた説明と同じ、これまでの中身の説明でございますが、それについては千厩地域の各地区ごとに行いたいということを申し上げましたし、それにつきましては管理者、副管理者が日程の調整次第によって出席をする予定でございます。

議 長（千田恭平君） 3番、岩渕典仁君。

3 番（岩渕典仁君） どうしても平行線になるのだと思います。

私は説明に入ることを言ったのではなくて、きちんと聞いてほしいということを言いました。ですので、聞いてほしい、説明に入る必要はないですので、まずどのような状況かを聞くべきではないかということで質問しましたが、また答弁は多分同じようになると思いますので、次に行

きたいと思います。

先ほど沼倉議員の質問の中で、今は議会の中には請願が出されています。議会はきちんとその請願に対してこれからどのように審議するかを決め、そしてきちんと議員の中で議論をしていきたいと思います。

一方では、管理者には署名が出ているわけです。先ほど言った具体的に変更を求める署名が出ているわけではありますが、まずもってお尋ねいたしますが、その回答はいつする予定ですか。

議 長（千田恭平君） 佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 署名というものをいただきましたので、その場でやり取りをさせていただいたわけですが、それについては先ほど沼倉議員の際にも申し上げました。

回答といったものは求められてございませんので、変更を求めるということでございますが、それについての対応についても先ほど答弁をいたしましたところでございます。

以上です。

議 長（千田恭平君） 3番、岩渕典仁君。

3 番（岩渕典仁君） もう一度、署名に対する対応の仕方について簡潔にで構いませんので、お尋ねいたします。

議 長（千田恭平君） 佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 署名をお持ちいただいたその当日に私から、どこが駄目だったのですかと伺いました。それに対して説明不足だとお話いただきましたので、説明会を行いますということ为先ほど申し上げました。それが対応であります。

議 長（千田恭平君） 岩渕議員、通告に沿った形で質問をお願いします。

3番、岩渕典仁君。

3 番（岩渕典仁君） それでは、視点をまた変えてお尋ねしますけれども、今回の署名が出て、先ほどの沼倉議員の質問の中でもいろいろ答弁をいただきました。それも受けて、先ほどの段階まではストップをするということを、今やっていることをストップするということを答弁されましたけれども、先ほどちょっと聞き取れない分もありましたので、それについてお尋ねいたします。

議 長（千田恭平君） 佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 我々がやっている新処理施設であれ、新最終処分場であれ、整備に向けた仕事、作業と言いますものは大きく2つに分けられます。1つは、候補地がどこであるかにかかわらず、やらなくてはいけないステップのものが 있습니다。もう一つは、候補地がどこであるかが決まらなとできない仕事があります。例えばアセスメントというのはそうでありますし、実施設計もそうでございますけれども、候補地がどこであるかに直結するようなもの、それが決まらなければできないような仕事についてはストップさせざるを得ないということを申し上げた次第であります。それは議会としての請願の処理結果が出るまではストップせざるを得ないのではないかと、議会の請願の処理結果が出るまではストップさせなければならないのではないかと考えているところでございます。

議 長（千田恭平君） 3番、岩渕典仁君。

3 番（岩渕典仁君） 先ほどもそのような答弁をいただいて、またいただきましたが、請願に関する審議は我々がきちんとやりますので、それが採択するべきか不採択かは我々がきちんとやります。ですので、当局側は署名が来ているわけです。署名に関して先ほども真摯に対応するという

話もありました。ですので、こちら側の意見は大きいとは思いますが、それとはまた別に、本来やるべき、管理者として組合がやるべきことは署名に対して、先ほどいつまでに回答するのですかとお尋ねしましたけれども、まずは真摯にどのように対応するか説明をするということだけではなくて、まずはきちんとそれに対する回答に向けて行動するべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（千田恭平君） 佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） ちょっと御質問の意味といいますか、何をお聞きになりたいのか分からないのですが、私は候補地の変更を求めるという署名をいただきました。そこで私はいろいろなプロセスのことを、その場では時間がなかったので一々は申し上げられませんでした、端的にどこが駄目だったのですかということをお伺いしました。説明不足だというお話をいただきました。したがって、今度はこれまでの説明済みの内容と同じこととさせていただきますけれども、もう一度説明会をさせていただきたいということを先ほど壇上で申し上げました。そういったこととさせていただきます。

議長（千田恭平君） 3番、岩渕典仁君。

3番（岩渕典仁君） それでは、また別の視点からお尋ねいたします。

これは3月のときもお尋ねいたしましたけれども、今回の候補地、あくまでも現段階では候補地ということかと思えますけれども、その候補地が決定となる基準に関しては、どのような基準で決定するのでしょうか。

議長（千田恭平君） 佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） これはなかなか難しいと思います。3月の際には住民合意であるとか地元の理解であるといったお話をいただきましたが、私もその場では、しからば住民の合意というのは、住民というのはどこまでを言うか、合意というのはどのような状態を言うか、それではそれをどのような物差しで測るか、確認するかということの難しさを申し上げました。ですので、私どもとしては説明を尽くして理解をいただいていくという努力、まずこれが大切であると思っております。

そうしたことをさせていただいた上で、あとは具体的なこととすれば、これは私どもとしては一方的に一定程度の理解をいただいたと判断をして、例えば何かの議案を提出するとか関連予算を提出するとかといったようなアクションにいくと思えますし、それに対しては一方の議会において可とするのか非とするのか、これもまたキャッチボールだと思ってございますけれども、そうした一連の中で進むしかないのではないかと思います。したがって、何かリトマス試験紙のようなものがあって、赤が出るとか白が出るとかといったようなものではない、このように思っております。

議長（千田恭平君） 3番、岩渕典仁君。

3番（岩渕典仁君） 私も前回の3月のときは物差しというところで言うと、どれだけの物差しがあって自分が質問しているかというところは示せることはもしかしたらできなかったかもしれません。ただ、今回は一つの物差し、基準としては、このような署名活動がされて、先ほど言いましたように、千厩町千厩の方々は3割、4割ぐらいの方々が署名をされているということは一つの物差しになるのではないかと思います。確かに先ほど沼倉議員も言われたように、市全体の中で問題意識を同じように持つということは、無責任という意味ではなくて無関心的な部分で、自分の生活に密着しないとなかなか問題意識を持ってないという部分で、なかなか最終処分場がどこがいいのかというところの判断というのは難しい、答えはもしかしたらその住民が理解されて

いればいいのではないかというところなのではないかと思いますが、あまりその判断が難しいのではないかと思います。ですので、1つは提案としては、前回の3月にも何人かの議員からありましたけれども、例えば千厩町の方々、最終処分場を設置するところの方々にアンケートのような形を取るとか、そのようなことは今の段階では考えられていないでしょうか。

議長（千田恭平君） 佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 住民の皆様にはアンケートを取るという手法というのはありかもしれません。でも、その場合にアンケートの対象地区というのはどこにするのが正解なのでしょうか、そこが分かりません。もしも、岩渕議員としてのお考えがあるのであれば披瀝をいただきたいと思います。

一関市、平泉町の全域の皆様に対してアンケートをするのか、千厩地域の皆様だけに対してするのか、千厩地域といってもさらにまた地区もございますし、そのアンケートなるものの趣旨、コンセプトは何なのか、そこに即した答えは出てくるかと思いますが、その部分が私としては分かりかねますので、正確な答弁はいたしかねます。

以上であります。

議長（千田恭平君） 3番、岩渕典仁君。

3番（岩渕典仁君） 私は提案としては、アンケートをするのであれば、先ほど言いましたけれども、市全体であれば問題意識としたり、生活に密着しなければ無責任にいいですよとも言えませんし、そのようなものがあるので、生活に関連するそこができたときに生活にすぐ関連する方々を対象にまずはアンケートを取るということが一つの、これは別に一関市だけではなくて、ほかの自治体でもいろいろな政策をする上でこういったアンケートというのは、もちろん住民投票までしているところもありますけれども、そういうことをされていますので、そのようなことが、物差しがないので、一番は物差しがないから自分たちの説明をしていくではなくて、きちんと住民の考えをどのように吸い上げるかというものを物差しがないのであればすべきだと思いますけれども、その点についてアンケートの候補地として千厩地区というのはいかがでしょうか。

議長（千田恭平君） 佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 平行線だと言われるかもしれませんが、やはり分かりません。具体的に議員がおっしゃるアンケートというのは、旧千厩町のエリア、あの方たちを対象にしたアンケートをすればいいという御提案なのでしょうか、そこがちょっと分からないのです。だとしたときに、それは確かに当該地域、その地域の皆様の意見を聞く方法としてはありかもしれません。しかし、その出た結果によって、例えば何対幾らだったら何をどう判断して何をするとかしないとか、そうしたところまで決めた上でやらなければ駄目だと思いますが、私はそうした方法が、分かるような気がしますけれども、もっと別な角度から、むしろ全体的な見方からしたときに本当に一番それがダイレクトに、一番ベストな方法なのかどうかといったところが理解はできません、といますか、ちょっと分からないところであります。

議長（千田恭平君） 3番、岩渕典仁君。

3番（岩渕典仁君） 管理者は物差しが分からないのでということを言いましたので、例えばということでアンケートと言いました。ただ、いずれ、先ほどの質問からすると候補地を決めなければいけないわけです。決めるときには住民の理解、合意が一つの物差しになるということを言われていました。ですので、決定するのは管理者であります。管理者がどのような物差しで決定するのですかという質問をしているのをお尋ねしたかったわけです。

議長（千田恭平君） 岩渕議員、当初の質問通告から大分離れてきましたので、発言はその内容に沿った形で、通告の内容に沿った形で発言するように。

3 番、岩渕典仁君。

3 番（岩渕典仁君） 最初の部分の答弁がなく、答弁に対してまた質問をしているわけです。キャッチボールをやらないと協議ができないではないですか。だって、私が質問していないことも回答しているので、キャッチボールできていないのですよ。

議長（千田恭平君） それは質問しているから回答しているのですよ。最初の通告というのがありますから。

3 番、岩渕典仁君。

3 番（岩渕典仁君） 時間止めてください。

議長（千田恭平君） 時間を止めてください。

3 番、岩渕典仁君。

3 番（岩渕典仁君） まずは最初の質問通告をやりました。答弁をいただきました。その答弁に対して私がまた質問をしているわけです。通告に基づいて、通告から細分化されていったものを今質問しているわけですから。

議長（千田恭平君） いずれ、最初の通告ということの重要性を考えてやってください。

3 番、岩渕典仁君。

3 番（岩渕典仁君） 大丈夫ですから、管理者も答弁していますから。

議長（千田恭平君） 時計を動かしてください。

佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） アンケートをする気がないかという端的な質問ですね。アンケートをするかしないかという話ではないのですか。

それは難しいと思います。先ほどもそれを申し上げました。住民合意であるとか地元の理解であるとか、それをどうやって測るのかと、どこまでが住民なのかということは難しいということ。先ほど申し上げました。そうしたら今度はアンケートというお話がございました。私はそのアンケートといったものが具体的にどのような中身のものをやるのかが分からないと、アンケートはどうかと言われてもイエスともノーともお答えできない。具体的に何かアンケートも仕様書でも書いていただいて御提案いただければ、その善し悪しを判断したいと思います。以上であります。

議長（千田恭平君） 3 番、岩渕典仁君。

3 番（岩渕典仁君） これもまた平行線になるので、私は次にまた関連して、関連というか、先ほどの最初の質問の中で今後の計画についての部分についてお尋ねします。

先ほど沼倉議員からもありましたけれども、いろいろな箇所から4か所にしたことに関する手続に関しては、ある程度どこかを絞らなければいけないというのは理解しています。私は今回の中で協働のまちづくりになっているか、住民自治になっているかというところの疑問点は、4か所を1か所に決めたときに、1か所に決めたときから説明に入っているというところが、私は今回の署名活動であったり、このような市民の不安になっているのではないかと思います。

そこで、これも前回3月にも提案しましたがけれども、今後の計画の中の1つに協働のまちづくりの中でキャッチボールをする、いいと思います。ぜひ、このキャッチボールする相手側を4か所の1か所に千厩字北ノ沢ありきではなくて、ほかの3か所も含めた中の地区に対してもキャッ

チボールをする、協働のまちづくりですか、そのようなものでキャッチボールをしながら進めていくということを御提案したいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（千田恭平君） 佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） これはちょっと岩渕議員の事実誤認があります。4か所から1か所に絞ってからその地域に説明をしたという話でしたが、4か所が選定委員会から、大学の先生方から4か所という報告が選定委員会からあったときから4か所ごとに説明をしておりますし、4か所ごとにどなたがおいでになってもよい説明会もやってきましたし、さらに種別を絞ったものもやってきましたので、そこは違います。

それから、北ノ沢ありきというお話をいただきましたが、そうであればこのようなプロセスは踏んでまいりません。どこになるか私どもも分からないわけです。大学の先生方が決めた4か所、選んだ4か所、そこからステップ、ステップでもって進んできましたので、そこについても事実誤認だと思います。4か所ごとにそうしたようなことをやってまいりましたので、ということ为先ほど来申し上げてございます。

以上であります。

議長（千田恭平君） 3番、岩渕典仁君。

3 番（岩渕典仁君） やはり、ここも私も全部理解していないというところはもしかしたらそうかもしれません。ただ、私自身もその4か所に絞られたときに説明会に伺いました。その中で、最初の段階から千厩のところには不安な部分であったり反対の部分も意見もありました。さらに、ほかのところの説明会に行ったときには、私が行ったときにはたまたまそうかもしれませんけれども、そのようなところはなかったりしました。だから、私自身はそのようなところに1か所に絞るのではなくて、ほかのところに來るのではないかというところの、私はこれはあくまでも予測ではありましたが、そのようなプロセスはしたとしても、結果としてこの1か所に絞ったものは協働のまちづくりにはなっていないのだろうというように思います。ですので、このような署名運動であったり、そして、いろいろな要望書が出たのではないかというように思います。ですので、また改めてその部分も含めて、4か所、今までしてきたかもしれませんが、さらにそのような今回の署名運動も含めて4か所に協働のまちづくりとして同じように説明をしていくことはお考えにならないかどうかお尋ねします。

議長（千田恭平君） 佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 千厩地域に限らず全て説明をしてきましたし、4か所から1か所に絞っていく内容についても組合議会でも、市議会、町議会でも申し上げてきましたので、やってきたことはそのとおりであります。

今のお話は、千厩地域以外の他の3か所、具体的には東山、花泉、滝沢で説明会をしてはという御提案かと思いますが、それをする必要は何かあるのでしょうか。このようなプロセスを経て、今、千厩が一番高い得点になりましたということはもう既にしております。4か所の段階でもしてありますし、4か所から絞り込みをしていく過程でもしましたし、1か所になりましたといったときも千厩になりましたということもしています。ですから、そこがちょっと意味が分かりません。

以上であります。

議長（千田恭平君） 3番、岩渕典仁君。

3 番（岩渕典仁君） これも平行線になるわけでありましてけれども、何度も言いますけれども、何

も問題がなければ市民の方々も理解して、それが来ることにに関して前向きに捉えて、そして、もしかしてその緑地帯関係の部分について話し合える部分があればいいと思うのですが、そうっていないからこそ、ただ、一関市、平泉町の方々もその施設自体が必要だということは皆さん、認識していると思います。

それに対して、どのように進めていくかという方法論として先ほどのような状況があるのであれば、どこかに決めなければいけないわけですから、その中にそのようなものも、また最初からゼロに戻す、4年前に戻すということも先ほど沼倉議員の答弁でありましたけれども、戻すのではなく、2年前にその4か所に絞った段階に戻って、2年前に戻って進めるのがいいのではないかと思いますけれども、またなぜ必要なのだという議論になるので、それについては質問はしませんけれども、最後、やはり今回、いろいろと質疑していても、住民自治、行政があって市民があるのではなくて、市民の生活、市民があって、それを行政が住民福祉の向上のために、増進のためにいろいろな手だてをしていくのだと思います。

今回の管理者、組合の中のプロセスは私は問題ないのだと思いますけれども、やはり先ほど言った決定のプロセス、決定をしたことをどのように住民の方々に説明して理解してもらえるかという方法論に関しては、やはり理解が得られていないから署名運動になっているのだと思いますので、ぜひこのような部分に関して、その住民の方々の思いを管理者としてきちんと聞いていただいて、私はこの場所がやはり町に近いということ、そして、最終処分場にあっても問題ないという方々もいらっしゃると思うのですが、その方々も慎重な立場、反対の立場の方々もこの千厩地域の将来にとって必要なかどうか、このようなものがあることが10年、20年先、最終処分場は約25年動くと聞いております。その中で、その後も含めてきちんとそのようなものがこの地域にあって、町として必要なかというよりは、まちづくりとして将来ビジョンが見えるのかどうか、そのようなものを管理者としてきちんと聞いた上で進んでいただくことをお願い申し上げて、私からの一般質問を終わりたいと思います。

議長（千田恭平君） 岩渕典仁君の質問を終わります。

次に、菅原行奈君の質問を許します。

菅原行奈君の質問通告時間は40分で、一問一答方式です。

5番、菅原行奈君。

5番（菅原行奈君） 質問番号5番の菅原行奈でございます。

本日の広域行政組合議会の一般質問で私は、現在進められようとしているエネルギー回収型一般廃棄物及び一般廃棄物最終処分場に係る住民合意形成の在り方、それに至る手法について、今回、特に反対運動が起こっている新処分場について質問をいたします。

当行政組合では、現在これらの施設について計画が進められておりますが、それらの施設は、いわゆるニンビー施設と言われており、つまりその意味は、ニンビーとは「not in my backyard」、必ず誰にとっても必要な施設ではあるが自分の裏庭には来てもらいたくないという施設のことを言います。例外はあります。それは多額のお金が動くときですが、今回はそのことについては触れません。

このニンビー施設の地元受入れに関する歴史は、ヨーロッパ、カナダ、アメリカ、南米、そして、いまや東南アジアでも紛争という形で表れておりましたが、しかし、ここ近年では住民合意形成の行政手法の研究と実践がなされ、本国、日本でも思慮深い合意形成を導くために様々な自治体で努力がなされているところです。そして、実績も上がっております。

さて、当広域行政組合では、住民合意形成に係る研究が十分になされたのかをお伺いいたします。

私は以前、狐禅寺の紛争が新聞で報道されたときに、なぜこんなことが起こっているのかと疑問を持っておりました。私は、問題が当事者にあるのでも当局にあるのでもなく、行政手法にあるのではと疑問を持っております。

今回の決定に至る説明会においてお伺いしてきたところではありますが、今までのような一方的で説明するだけの説明会であれば、私もオブザーバー参加で3度ほど説明会に参加して聞いてみましたが、たとえあのような説明会が100回行われたとしても住民の理解は得られないというように感じました。

果たして、かつて住民合意形成がなされなかった過去の事案から今回何を学んで、何を今回積み上げたのかをお伺いいたします。

3つ目でございますが、今回、反対運動が起き、署名運動も行われ、その署名は管理者に提出され、議会は請願を受けておりますが、それに対するお考えをお伺いいたします。

4番と5番の質問の順番を逆にいたしますが、令和元年12月1日から17日の間に4か所の最終候補地の選考についての第1回説明会から始まって、第2回、第3回、第4回、住民説明会を令和2年11月6日から10日にかけて行われました。この4か所候補地の評価案についての説明がなされて、そして令和2年11月27日、管理者と副管理者会議において建設候補地が1か所に絞り込まれております。このことにおいて私はずっと説明会の日を追って順番に見ていったのですが、11月27日の1か所に絞り込まれたというところがあまりにも唐突に感じております。このことについて、住民合意形成が整っての決定であったのかをお伺いいたします。

組合として候補地の決定手法を変更、または再度改善する考えはないのかをお伺いいたします。

私は何事にも今後の住民自治の在り方、また、政治の手法は、やはり住民の合意形成を基にしていくべきではないかという考えを持っております。

どうか、以上のことを踏まえて御答弁をよろしくお願いいたします。

議長（千田恭平君） 菅原行奈君の質問に対する答弁を求めます。

佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 菅原行奈議員の質問にお答えいたします。

まず初めに、候補地選定における住民の合意形成の手法といった観点からのお尋ねがございました。これについてお答えをいたします。

廃棄物処理施設の整備に当たっては、全国的に整備する場所に関して地域とのあつれきなどが生じている事例があることは承知をしてございます。

内閣府や時事通信社の調査によりますと、住民が廃棄物処理施設の建設に反対する理由としては、公害の発生が心配であるというような理由がこの調査では一番多くて、そのほかには、万が一の事故が怖いとか、ごみを運ぶ車がたくさん通るようになるとか、あるいはイメージが悪いとか、ほかにもっと適当な場所がある、そのような理由が多く、議員お話しのニンビー、not in my backyardですか、つまり必要性は理解できるが自分の家の近くは嫌だという総論賛成、各論反対的な要素が強いというのがこの調査からも特徴として挙げられております。

こうした傾向にあることは事実でございまして、また、以前、狐禅寺地区で建設を進めようとしてきた際の経験からも、建設地をめぐる議論については慎重な上にも慎重を期して検討を重ねてきたところであります。

しかし、結論として言えますことは、こうした住民感情を払拭するようなマジック、つまり魔法のような方策といったものはないということをごさいますて、実直に物事を進める以外に理解を得る方法はないということをごさいます。

このため、候補地選定につきましては、専門家の助言なども頂きながら、専門家というのは動植物、選定委員会での専門家もごさいますし、私どもがアドバイスを頂いてきました全国で焼却施設、あるいは最終処分場の建設を進めてきた、そうした専門家からのアドバイス、その両方でごさいますけれども、助言をいただきながら施設整備に対して、より理解が得られる方法を研究し、候補地の選定を進めてきたところであります。

簡単にポイントのみ申し上げますが、このたびの候補地選定につきましては、新最終処分場の候補地については、まず専門家による一般廃棄物最終処分場整備候補地選定委員会における選定、この4か所を選ぶと、次に、一関市、平泉町及び組合の職員による一般廃棄物処理施設整備検討委員会における選定、この2段階で進めてまいりました。

第1段階の選定委員会については、大学の先生方、いわゆる合議体として組織をし、廃棄物処理工学や環境影響評価など客観的、専門的な見地からの合議、会議体によりまして、選定の手順や条件、評価する項目をお決めいただきまして、第1次選定から第3次選定までの3段階で行ってまいりました。

この第1次選定、第2次選定、第3次選定それぞれの段階で一関市及び平泉町の広報、あるいは組合のホームページなどで公表しながら選定作業を進め、4か所の候補地の選定に至ったところであります。

第2段階におきます施設整備検討委員会につきましては、これは一関市、平泉町及び組合の職員による合議体として組織をいたしまして、4か所の候補地から1か所の建設候補地を絞り込むための検討を行ってまいりました。

この絞り込みに当たりましては、どこにつくるか、これもどこにつくるかではなく、どのような施設であればよいかといったような理想とする施設の在り方、これをまず議論いたしました。これについてもお話をしてまいりました。

そして、施設整備基本方針を定めまして、この基本方針に沿っていけばどのような評価項目が考えられるか、その案を御説明し、これもまた合議によって、キャッチボールによって進めてまいりました。

この検討委員会での候補地の絞り込みににつきましては、大学の先生方による選定委員会での候補地選定と同様に、組合広報紙などで進捗状況を公表しながら検討を進めてまいりましたし、また、4か所の選定も、これは令和元年12月からごさいますけれども、住民説明会を開始し、住民説明会の開催に当たりましては、候補地周辺の皆様の意見をより多く聞くことができるように、4か所の候補地それぞれでの会場の設営、設定などをしながらやってきたところであります。

候補地選定の過程において住民を参加させるといったような検討はしなかったのかと、そのようなお尋ねでございます。

まず、ただいま申し上げました一つ一つのステップにおいて住民とのキャッチボールがなされてきたものと、このように受け止めております。

お尋ねの意味が、4か所を選ぶ選定委員会なり、あるいは検討委員会なりの構成員に市民や町民の方を加えてはどうかというような案であるとすれば、それは、まずはこの委員に選ばれた方が了承すれば地元の合意なるものが得られたとすることができるのかといった点がまず課題とし

てございます。

また、地元といったものをどの範囲とするか、つまりどこになるか分からない、たまたま選定委員会では4か所が選ばれましたが、4か所になるものか、5か所になるものかも分からない、そうした段階でどこの方々を選定委員会のメンバーに加えるか、また、仮に4か所が選ばれた後においても、その4か所の方々それぞれから検討委員会に加わっていただければというお話かと思いますが、どこのエリアの皆様に入っていただくかと、そのようなことも出てまいります。

あるいはこの候補地選定に関わった住民の方、委員となった方が、異なる意見を持った方々から批判や非難の対象とならないかといったようなことから考えなければなりません。

そのような課題が考えられ、むしろ私どもが行ってきたように、説明会を重ねながら一つ一つ前に進めていくということが適切であると、これはその専門家の方々からもそのようなアドバイスをいただいたゆえにそのようにしてまいりました。

そのような経過がございます。

次に、狐禅寺地区への建設方針を変更した経過を踏まえまして、そのような観点からのお尋ねがございました。

以前、狐禅寺地区を新処理施設の候補地といたしましたのは、一関市において狐禅寺地区を資源・エネルギー循環型まちづくりの拠点として地域振興を図りたいといったような政策的な考えがあったためであります。

これに対しまして、今回の候補地選定の方法、考え方につきましては、全くのゼロベースから、どこか1か所に決めてから行うのではなくて、全くのゼロベースから施設の条件、望ましい施設の考え、その施設に即した望ましい条件、そうしたものを、適した場所を客観的に少しずつ少しずつ絞り込みまして、住民の意見を入れながら選定を進めてきた、そのような方法を進めてきたものでございまして、全く狐禅寺地区の場合とは別な考え方でございます。

当組合におきまして、これまで進めてきた候補地選定の手法につきましては、透明性の高い公正な、公平な選考方法であったと考えてございます。

次に、住民団体から建設候補地の変更を求める署名が提出されたことに対する考えについてのお尋ねでございます。

これにつきましても繰り返しになりますので、若干省略をしながら簡潔に申し上げます。

組合としては候補地選定に当たり、選定過程の透明性や公平性を重視し、住民への説明も様々な場面を通じて行い、全くのゼロベースからこの4年間、一つ一つ手順を踏みながら進めてきた次第であります。

署名を頂いた際のやり取りでありますとか、そのようなことにつきましては時間の関係上省略をいたします。

署名を受けての対応につきましては、署名を提出された団体の方々から説明不足であるとの御意見をいただいたことから、施設整備に対する理解をしていただくため、これまで行ってきた説明を改めて行う必要があると感じたところでございまして、どなたでも参加いただける住民説明会を千厩地域の各地区で開催し、候補地選定の経緯や施設の内容、安全性についての説明を行ってまいりたいと考えております。

次に、質問の順番が逆になりましたので、その質問の順にお答えをいたします。

まず、新最終処分場の候補地の絞り込みについてでございますが、新最終処分場の候補地を1

か所に絞り込んだ経緯につきましては先ほどの答弁のとおりでございまして、検討委員会において検討した評価案を住民説明会で説明をし、その意見を反映させながら検討を進めてまいりまして、その結果として検討委員会から報告を受け、令和2年11月27日に管理者、副管理者において候補地を1か所に絞り込んだところであります。

その際、住民の合意形成は整っていたのかというお尋ねについてでございますが、ここで言う住民とはどのようなところにお住まいの住民のことなのか、あるいは合意形成とは何がどのような状態になっていることを指すのか、いずれも判然とはいたしませんので、お尋ねにつきましては的確な答弁となっているかは自信はございませんが、候補地を1か所に絞り込んだ令和2年11月の時点では、それまでの説明会において施設の安全性であるとか、例えば雨水の対策や遮水シートの強度、強さです、あるいは処理水の放流先、また、運搬車両の台数、学校や住宅との距離などに関する質問や不安の声は頂いてございました。

それらにつきましては、説明会の中でその都度説明をし、また、説明会の内容についてもお知らせをしてまいりました。よって、その段階では一定程度の理解は得られている中での絞り込みであったと、このように捉えております。これは令和2年11月の時点のことです。

少なくとも、先般、9月26日に組合のほうに署名簿を提出されたような、4か所から1か所に絞り込みを行った令和2年11月とはまた違った状況の中でのございまして、署名簿の提出を頂いた本年9月のような状況の中で行われた絞り込みではなかったということは確かでございます。

次に、新最終処分場の建設候補地を変更する考えはないかというお尋ねについて申し上げます。

候補地選定に当たりましては、どこにつくるかではなく、どのような施設であればよいかを最初に考え、次にその条件を満たすような場所はどこかといったような観点から検討を進めてまいりました。この点については、大学などの専門家による選定委員会においても、つまり市町の全域から4か所を選定する過程においても、また、その後の4か所から1か所に絞り込みを行った検討委員会においても同様であります。

つまり、施設の望ましい在り方、望ましさやその具体化させる条件、すなわち選考基準そのものを変更しなければ同じ結果となります。よって、建設候補地を変更するとなれば、施設そのもののコンセプトや、どのような施設であればよいかといった理念、具体案、またはそれを満たす条件などについて、もう一度検討し直すことが必要であります。

候補地の決定方法を変更してとの御提案がどのようなことを指すのかは分かりませんが、何か小手先だけのことを変更するなりして建設場所を変えるというのでは、大きな事業費を投じてこれから長期間にわたって使用していく大切な施設の建設場所を決めていく方法としては適切なものではないと考えます。

選定をやり直そうとするのであればゼロからやり直するのが最も理にかなった方法であると思います。

これは先ほど申しましたような、どのような施設であればよいかといったようなこと、そして、それを具体化するためにはどのような場所がよいかという具体的な選考の基準、そのような意味もございまして、また、もう一つ、住民団体の方々からお話を頂いた、説明会の中でもお話がありました。住民説明会の中でもお話がありましたような幾つかの具体的な点、つまり、地元からの情報提供があったからとかなかったというような事柄であるとか、あるいは学校や公共施設からの距離、また、都市計画区域の中であるとか区域外であるとかと、そのような点については、全て第1段階、先ほど申しました第1段階、つまり大学の先生方が4か所を選ぶ中での評価項目

の1つでございますので、この地元からの情報提供の有無をどう評価するかとか、あるいは学校や公共施設からの距離をどのように設定するかとか除外条件をどのように設定するかとか、あるいは都市計画区域の中の、用途地域の中のどれを対象とするか除くかといったようなことにつきましては、先ほどこの4か所を選ぶ中での項目でございます。大学の先生方が選定委員会を出した事柄の一つでございますので、先ほど申し上げました全体的な論理としても、あるいはまた個別具体的な御指摘の点、その両方の点から言ってゼロからやり直すのが最も理にかなった方法でございますし、そうしなければ具体的な選考基準は設定できないものであります。

繰り返しになりますが、これまでの候補地選定につきましては候補地選定委員会における各分野の専門家、施設整備検討委員会における市、町、組合の職員による合議を踏まえまして、これらの内容を住民説明会などでの意見を踏まえながら一つずつ前に進めてきたものでございまして、これ以上の合理的な選考方法といったものは思い当たらないところでございます。

以上であります。

議 長（千田恭平君） 5番、菅原行奈君。

5 番（菅原行奈君） それでは、再度質問をさせていただきます。

一関市では住民合意形成に関するサポートをしてくださる団体もおります。そのような団体のサポートを受けながら十分に住民の意向を聞いたりもできるのではないかと私は思っております。

私自身も、実は昨年、議員になったときに初めて千厩の北ノ沢に施設が造られるということを知りました。住民の方々が令和3年6月の説明会で初めてこの計画のことを知り、驚きとともに困惑したことは十分に私も共感いたしました。

しかし、それまでの当局のやり方には瑕疵はなく、法律違反もなく、説明会のやり方も今までの考え方を踏襲した、法律にも照らし合わせて、当然当たり前のやり方をしてきたのだと思います。ところが、この当たり前のやり方をしてきたとの説明ですが、このやり方ではニンビー施設の受入れの合意形成には至りません。

昨晚、市民と議員の懇談会がある地域で行われました。そこで住民の方が、思う存分話したらすっきりしたと言われました。そして、こんな形の懇談会はいいねと、何回もこういうのをやってもらいたいと言われました。

そこでは何も議会に対していい意見ばかりが出たわけでもありません。どちらかというと、耳が痛いような御意見がたくさん、そして、住民ではどうしても解決できないような課題もたくさん出されました。

言われた私たち議員たちも、その課題を聞いてすぐに解決するというようなことにはもちろんなりません。しかし、住民の方々は思う存分、自分のずっと思っていた意見を議員やこの議会の人たちに述べることで、本当によかったという御意見を頂きました。

具体例ですが、私はすごく参考になったのです。住民の方々の御意見を十分に聴く、賛成意見の方々の意見も十分に聴く、しかし、反対意見の方々の御意見も十分に聴いていく、こういうことが今までのやり方には足りなかったのではないかというように思っております。いかがでしょうか。一度ちょっとここで質問をしたいと思います。

議 長（千田恭平君） 佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 説明会は、私自身も前職副管理者の時代には全ての説明会に行きました。そのときにも、説明会自体のくくりはあります。どこを対象にした方というのはありますけれども、時間に関してはほぼ皆様方からお話が出なくなるまで続けてきましたし、仮にほかの方々から同

じような質問、意見が繰り返されて、ほかの方々からもういいのだというような話もあったりとかしますと一旦閉じて、でも、その方々とはまたやり取りもしました。議員がおっしゃるようなことはやってきたつもりでありますし、ただ、そうした、今申し上げましたのは4か所を1か所に絞り込んだときも、あるいは昨年の3月のときもでございますけれども、今のような多くの方々に署名をいただくような状況ではなくて、確かに説明会の中では各会場でいろいろなお話を頂きました。それは千厩地域に限った話ではございません。ですので、そのところはやってきたつもりでございます。

議長（千田恭平君） 5番、菅原行奈君。

- 5 番（菅原行奈君）** 先ほど沼倉議員ですとか岩淵議員に対する御答弁で、この署名が出て残念だというお気持ちをお聞かせいただきました。そのように、管理者がおっしゃっていましたが、私はこの行政手法を見直すよい機会であると捉えております。今までのこの説明の仕方、何度も説明してそれがいいかと言えばあまりよくない、説明は必要ですが、説明を繰り返すだけでは私はちょっと人をばかにしているなというように感じました。今までのトップダウン型の体質であった手法から、市民と行政の協働の住民合意形成体質に変わっていく、今この署名が出されたということが変わっていく過渡期なのではないかというように捉えております。

実は私自身もこの反対運動が起こらなかったら住民合意形成に関する研究を深めることができなかったと思います。そして、この地点に踏みとどまれて、しっかりと住民等の意見を十分に聴くということ、そして、行政と市民の方々、住民の方々が幸せな気持ちでこれに至るというような、こういう契機になっていくよい機会を与えていただいているのではないかと感謝もしております。

というのは、最初はやはり協働のまちづくりということをはほかの議員もおっしゃっていましたが、私は反対運動が起きていると聞いたときに千厩の住民の方に、あそこに最終処分場ができたならあそこをもっと道をよくするとか、何か高齢者と子供たちが集えるような公園を造ったりですとか、何か地域にとってプラスになるようなものをつくってもらったらどうかと本当に浅はかな意見をちょっと言ったものでした。そうすると、住民の方々が、そうではないのだと、私たちはこの場所に来てもらいたくないのだということをはっきりと言われました。

でも、私はそこがどんな場所であれ、住民の方々がそこで納得をしたのならば、民主的にここがいいというように選んだのであれば、当局がここではちょっとお金がかかるとか、ここではちょっと遠いとか思った場所であっても、そこがやはり市民が選んだ場所として選んでいくべきだと思うのです。

逆に言えば、今、北ノ沢にはつくってもらいたくないということをおっしゃって千厩の方々がいらしておりますが、そこで多くの住民の方々がやはり北ノ沢でないと駄目ではないかというような結論に至れば、私は民主的な合意方法で結論に至れば、北ノ沢の方々には本当にそのことを受け入れていただくしかないのではないかというような意見も持ち合わせております。

このトップダウン型の説明会はやめて、例えばその説明会に行くと卓球台みたいなものがたくさん並べられていて、その卓球台みたいなテーブルの周りに椅子が置かれていて、そこで参加した方々がそれぞれいろいろな意見をどんどん書いたり言ったりすると、いろいろな弊害が出てくるかもしれませんので、こうやってたくさん意見を出していただく、それをみんなで検討していくというようなことを一度してみたらいいのではないかというように考えております。いかがでしょうか、今の意見ですが。

議長（千田恭平君） 佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 今のお話の中でトップダウン型の説明会とか、あるいは同じ説明会、説明を繰り返すだけであれば住民の方々をばかにしているといったお話がございましたが、ちょっと何か勘違いをされているかと思うのですけれども、私ども組合が何か一つのことを決めて、その決めた一つのことを何回も何回も説明会をしてきたということでは全くないです。そうではございません。

4か所といったものが選定委員会から報告をされて、そのような結果が出ましたと、選定委員会から4か所というものが出ましたということの説明を全域で、それぞれの地区でもし、そこから絞り込んでいくとすれば、いずれは1か所に絞り込まなくてはいけないけれども、そのときにはどのような手順で絞り込んでいったらいいかという案をまずお話ししました。そのときには、どのような施設をつくれば一番市民、町民にとっていいかというような項目、これはかなり抽象的な言葉ですけれども、お話をいたしました。その抽象的な事柄を具体化させようとするれば、どのような項目が出てくるということもお話をし、それらを1回ごとにやっていくのです、1回ごとに、各会場ごとにやっていきます。ですから、先ほど申しましたような大変多い回数になるのです。

その評価項目の望ましい施設の在り方といったものをお話しし、やりとりをします。次にそこから出てくる評価項目の具体的なものを出して、それでどうかという話もし、御意見も頂きます。しかれば、その評価項目に実際にその評価を入れ込んでいったらどうであるかといったものもお話をします。最終的にはそれらを全部足し算しまして、結果としてはこうなりましたといったものを説明します。

そのように、私どもとしては何か一つのことをトップダウンで決めた結果だけを御説明する説明会ではなくて、決めていくプロセスそのものを説明会で、今度はここまで来たけれども次はどうするというようなことをお話ししながら説明会を重ねてきたものでございます。それが今までの説明会、そうした中で4か所を1か所に絞り込んできたわけでございます。

ただし、この署名を頂いて今度行う説明会は過去のことを説明します。これは違います。これまではこれからのことを説明しながら一つ一つ前に進めてきました。このような説明会の組立てをやってきたわけでございますけれども、先ほど申しましたように、いわゆるニンビー施設というものです。総論賛成、各論反対の世界のものを進めていくときに、やはりアドバイスを頂いた方々からは、全国各地でこうした施設建設を手がけてきた方々からは魔法はないというお話を頂きました、マジックはない、とにかく一つ一つ進めていくしかないのだという話を頂きまして、私どもはそうしたようなことをやってきました。それは全国ほかの場所ではなかなかないというお話も頂きました。ここまでやっているのはないという話をいただきました。ここまで一つ一つ、次のステップにいく前にこうです、こうなりましたということを説明し、次のステップに行くとこのような説明会を繰り返してやってきたところはほかにはなかなかないですというお話も頂きまして、そうした意味におきましては、先ほどトップダウン型の説明会であるとか説明会をただ繰り返しているだけだという話では決してないということは御理解頂きたいと思えます。したがって、今お話しいただいたことに対して何か別な方法はないのかと、先ほども壇上でお答えいたしました、なかなかそのようなものはなくて、実直にやっていくしかないと思っております。

議長（千田恭平君） 5番、菅原行奈君。

5 番（菅原行奈君） しかし、どうか、住民の方々、住民の方々の範囲は千厩の方々のみならず、平泉町も合わせた全体の意見を言いたい方々の御意見を十分に酌み取っていただきながら決定していただきたいと思います。と思っています。

今日の私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

議長（千田恭平君） 菅原行奈君の質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

議長（千田恭平君） 日程第4、請願第1号、『新最終処分場』建設候補地の変更を求める請願書の付託についてを議題とします。

お諮りします。

ただいま上程中の請願第1号の審査については、委員会条例第2条の規定により、議長を除く17人の委員をもって構成する請願審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査を行うことにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（千田恭平君） 異議なしと認めます。

よって、請願第1号の審査については、議長を除く17人の委員をもって構成する請願審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査を行うことに決定しました。

ただいま設置されました請願審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第3条の規定により、議長を除く17人を指名します。

請願審査特別委員会を本日、本会議終了後、直ちにこの場に招集します。

議長（千田恭平君） 日程第5、報告第1号、令和3年度一関地区広域行政組合一般会計予算継続費の通次繰越しの報告について及び日程第6、報告第2号、令和3年度一関地区広域行政組合一般会計予算繰越明許費の繰越しの報告について、以上2件を一括議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

石川副管理者。

副管理者（石川隆明君） 報告第1号、令和3年度一関地区広域行政組合一般会計予算継続費の通次繰越しの報告について、申し上げます。

本件は、令和3年度一関地区広域行政組合一般会計予算のうち、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設環境影響評価事業及び一般廃棄物最終処分場生活環境影響調査等事業について、合わせて2,987万1,000円を令和4年度に通次繰越したので報告するものであります。

次に、報告第2号、令和3年度一関地区広域行政組合一般会計予算繰越明許費の繰越しの報告について、申し上げます。

本件は、令和3年度一関地区広域行政組合一般会計予算のうち、放射性物質汚染廃棄物処理事業、リサイクルプラザ管理事業及びし尿処理施設管理事業について、合わせて3億7,767万7,000円を令和4年度に繰越明許したので報告するものであります。

以上であります。

議長（千田恭平君） 報告に対し質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千田恭平君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上で、報告を終わります。

午後3時5分まで休憩します。

休憩 午後 2 時46分

再開 午後 3 時05分

議 長（千田恭平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、議事の運営上あらかじめ会議時間を延長します。

日程第 7、認定第 1 号、令和 3 年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について及び日程第 8、認定第 2 号、令和 3 年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、以上 2 件を一括議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

石川副管理者。

副管理者（石川隆明君） 認定第 1 号、令和 3 年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について及び認定第 2 号、令和 3 年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての 2 件について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 3 年度一般会計及び介護保険特別会計の歳入歳出決算について、監査委員の審査を終えましたので、議会の認定に付するものであります。

なお、一般会計及び介護保険特別会計決算の概要につきましては、会計管理者及び事務局長が説明いたします。

議 長（千田恭平君） 中村会計管理者。

会計管理者（中村由美子君） 令和 3 年度一般会計及び介護保険特別会計歳入歳出決算の概要について、総括的な説明を申し上げます。

決算書の 2、3 ページをお開き願います。

各会計歳入歳出決算総括表であります。

表の左から 4 列目の収入済額、2 つ飛びまして支出済額、さらに 2 つ飛びまして右端の収入支出差引額の欄で説明いたします。

初めに、一般会計について申し上げます。

収入済額 28 億 4,243 万 5,418 円、支出済額 26 億 3,997 万 5,190 円で、収入支出差引額は 2 億 246 万 228 円であります。

次に、特別会計について申し上げます。

まず、介護保険特別会計事業勘定であります。収入済額 165 億 8,676 万 1,693 円、支出済額 161 億 8,509 万 189 円、収入支出差引額は 4 億 167 万 1,504 円であります。

次に、介護保険特別会計サービス勘定であります。収入済額 3,323 万 4,140 円、支出済額 3,280 万 3,834 円、収入支出差引額は 43 万 306 円であります。

なお、実質収支額についてであります。ただいま申し上げました各会計の収入支出差引額から令和 4 年度に繰り越す事業の財源の額、これを差し引いた額が実質収支額となります。

一般会計において繰越事業がございますので、説明を申し上げます。

36 ページをお開き願います。

一般会計の実質収支に関する調書であります。

調書は千円単位となっております。

表の区分、4、翌年度へ繰り越すべき財源の欄を御覧ください。

（1）の継続費通次繰越額が 2,987 万 1,000 円、（2）の繰越明許費繰越額が 372 万 1,000 円となっており、実質収支額は 1 億 6,886 万 8,000 円となります。

他の会計には繰越事業がございませんので、先ほど申し上げました各会計の収入支出差引額が実質収支額となります。

以上で決算の概要について、私からの説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 令和３年度一関地区広域行政組合決算の概要につきまして、主要な施策の成果に関する説明書により、一般会計、特別会計の順に説明を申し上げます。

２ページをお開き願います。

まず、一般会計の決算について説明を申し上げます。

決算額は四捨五入による１,０００円単位で申し上げます。

（３）の歳入決算につきまして、１の分担金及び負担金は、当組合を構成する一関市及び平泉町からの収入であり、決算額は２２億４,６２６万４,０００円、前年度比で１億７,３４９万３,０００円の増であります。

構成団体ごとの内訳につきましては、３ページの（５）分担金及び負担金の内訳に記載のとおりであり、合計額で申し上げますと、一関市が２０億９,８５８万４,０００円、構成比は９３.４％、平泉町が１億４,７６８万円、構成比は６.６％であります。

２ページにお戻り願います。

２の使用料及び手数料について、使用料は清掃センター敷地内に設置を許可しております自動販売機などの敷地料、手数料は一般廃棄物処理業などの許可申請手数料、ごみ処理手数料、し尿処理手数料であり、決算額は１億８,１２８万９,０００円、前年度比で３０万６,０００円の減であります。

飛びまして、８の諸収入は、清掃センターにおけるアルミ、スチール、紙、ペットボトルなどの資源物などの売払い金であり、決算額は６,８０２万円、前年度比で１,９７０万１,０００円の増であります。

３ページとなりますが、（４）の歳出決算につきまして、１の議会費は、組合議会議員報酬のほか会議録作成などの議会事務に要する経費であり、決算額は１０８万９,０００円、前年度比で１万３,０００円の減であります。

主要な事業につきましては９ページに記載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

２の総務費は、主に組合広報の発行やホームページ管理など組合運営に要する経費のほか、財政調整基金への積立てをしたものであり、決算額は１億７,４８３万８,０００円、前年度比で８３万９,０００円の増であります。

主要な事業につきましては９ページに記載してございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

なお、財政調整基金の年度末現在高につきましては、後ほど財産に関する調書の説明において説明をさせていただきます。

３の衛生費は、火葬、ごみ処理、し尿処理に要する経費で、決算額は２４億９５１万６,０００円、前年度比で２億３,２１６万９,０００円の増であります。

４の公債費の決算額は５,４５３万２,０００円、前年度比で８７６万４,０００円の減であります。

４ページをお開き願います。

（６）のア、目的別地方債残高につきまして、令和３年度末残高は４,９４０万２,０００円であります。

次に、介護保険特別会計事業勘定の決算について説明を申し上げます。

5 ページとなりますが、(2) の歳入決算につきまして、1 の保険料は、決算額は30億5,173万8,000円、前年度比で1億1,893万5,000円の増であります。

2 の分担金及び負担金は、当組合を構成する一関市及び平泉町からの収入であり、決算額は25億4,706万5,000円、前年度比で9,129万8,000円の増であります。

構成団体ごとの内訳につきましては、6 ページの(4) 分担金の内訳に記載のとおりであり、合計額で申し上げますが、一関市が23億9,631万8,000円、構成比は94.1%、平泉町が1億5,074万7,000円、構成比は5.9%であります。

5 ページにお戻り願います。

次に、(3) の歳出決算についてであります。

1 の総務費は、介護保険運営協議会の開催など、保険事業の総務的な業務や保険料の賦課徴収、要介護認定に係る調査及び審査に要する経費であり、決算額は2億8,123万8,000円、前年度比で1,343万4,000円の増であります。

主要な事業につきましては33ページに、認定者数につきましては38ページに記載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

2 の保険給付費の決算額は150億361万5,000円、前年度比で2億23万5,000円の増であります。

なお、介護サービス費等の給付実績につきましては39ページ、40ページに、介護保険事業計画と給付実績との比較につきましては41ページに記載しておりますので、こちらも後ほどお目通しをお願いいたします。

3 の地域支援事業費は、介護予防事業及び包括的支援等事業に要する経費であり、決算額は6億9,218万円、前年度比で606万5,000円の増であります。

4 の基金積立金は、保険料及び基金利子を介護給付費準備基金に積立てしたものであり、決算額は7,470万円、前年度比で5,903万円の減であります。

6 の諸支出金は、過年度保険料還付金及び前年度の介護給付費などの精算に伴う国、県、構成市町への返還金であり、決算額は1億3,335万7,000円、前年度比で3,993万3,000円の増であります。

次に、介護保険特別会計サービス勘定の決算について説明を申し上げます。

7 ページをお開き願います。

サービス勘定につきましては、一関西部地域包括支援センター及び一関東部地域包括支援センターが所掌する要支援1、2などの利用者の介護予防支援計画、いわゆる介護予防ケアプランの作成管理をするものであります。

(2) の歳入決算であります。1 のサービス収入は介護予防ケアプランの作成料であり、決算額は3,274万円、前年度比で111万9,000円の増であります。

次に、(3) の歳出決算であります。1 のサービス事業費は、介護予防ケアプランの作成に係る事務費及び居宅介護支援事業所への介護予防ケアプランの作成委託料であり、決算額は3,233万7,000円、前年度比で115万7,000円の増であります。

次に、主要な事業について説明を申し上げます。

10ページをお開き願います。

一般会計分となりますが、1つ目の白丸の一般事務費（繰越明許費）ですが、これにつきましては、組合のホームページのリニューアルを令和2年度から令和3年度にかけて行ったものであ

ります。

11ページとなりますが、上から2つ目の白丸の生活環境対策費につきましては、主に清掃センター施設周辺住民との公害防止協定などに基づく業務に要したものであります。

黒丸の上から2つ目の公害防止等に関する会議等の開催については、定期的に稼働状況及び環境測定結果の報告などを行ったものであります。

次の一般廃棄物処理施設周辺住民健康診断につきましては、舞川清掃センター、大東清掃センター及び東山清掃センター施設周辺住民の皆様の健康診断などを実施したものであります。

12ページをお開き願います。

上から2つ目の白丸、一般廃棄物処理施設等整備調査事業費につきましては、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設及び新最終処分場の整備に関し住民説明会の開催などを行ったものであります。

次の火葬場管理費につきましては、釣山斎苑及び千厩斎苑の運営費及び施設設備の維持補修費であり、釣山斎苑及び千厩斎苑の火葬炉補修工事を実施したものであります。

施設の利用実績につきましては17ページ、18ページに記載しておりますので、こちらも後ほどお目通しをお願いいたします。

一番下になりますが、ごみ焼却施設管理費につきましては、一関清掃センターの運転管理及び施設設備の維持補修の経費であります。施設設備の補修につきましては、燃焼設備等補修、排ガス処理設備補修などを実施したものでございます。

13ページとなりますが、下から2つ目の廃棄物処理施設モニタリング事業費につきましては、廃棄物処理施設から発生した廃棄物の放射性物質濃度測定を専門業者に委託して実施したものでございます。

14ページをお開き願います。

1つ目の白丸、ごみ焼却施設管理費につきましては、大東清掃センターの運転管理及び施設設備の維持補修の経費であります。施設設備の補修につきましては、燃焼設備等補修、中央制御装置等の更新工事などを実施したものであります。

一番下になりますが、指定廃棄物保管事業費につきましては、国の委託を受けて保管管理しております8,000ベクレルを超える飛灰について、空間線量率測定を専門業者に委託して実施したものであります。

15ページとなりますが、一番目の白丸の放射性物質汚染廃棄物処理事業費につきましては、国の委託を受けて保管管理している8,000ベクレルを超える飛灰について、放射性物質濃度が8,000ベクレル以下となった焼却灰の指定を解除して、管外において処分したものであります。

4つ目の白丸となりますが、一般廃棄物処理施設整備事業費につきましては、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備に係る地形測量調査、地質調査、環境影響評価及びPFI導入可能性調査を、一般廃棄物最終処分場の整備については、地形測量調査、地質調査を実施したものであります。

飛びまして、21ページをお開き願います。

(2)のアは、ごみ搬入量実績であります。令和3年度の搬入量の合計は3万4,398.66トン、前年度比で265.1トンの減であります。

22ページから25ページまでは、種類別のごみ搬入量の実績でございます。

27ページをお開き願います。

カは、資源物の搬出状況であります。令和3年度の搬出量の合計は、一番下の欄になりますが、3,455.26トン、前年度比で48.84トンの減となっております。

28ページをお開き願います。

キは、最終処分場埋立量であります。

令和3年度の埋立量の合計は、表の一番下の欄になりますが、3,971.78トン、前年度比で8.42トンの減であります。

31ページをお開き願います。

下段の表になりますが、(2)のアは、し尿・浄化槽汚泥搬入量であります。令和3年度の搬入量の合計は7万4,386.81キロリットル、前年度比で3,000.59キロリットルの減となっております。

なお、環境測定値につきましては29ページ、30ページ、32ページに記載しておりますので、こちらも後ほどお目通しをお願いいたします。

以上が一般会計の決算であります。

次に、介護保険特別会計事業勘定分となりますが、35ページをお開き願います。

上から2つ目の白丸、一般介護予防等事業費につきましては、手足の機能向上、口腔の機能向上、介護人材の育成などの事業について、構成市町に委託し実施したものであります。

36ページをお開き願います。

1つ目の白丸の包括的支援事業費につきましては、1つ目の黒丸となりますが、地域包括支援センター業務の委託について、社会福祉法人、医療法人及び一関市病院事業の5事業所に委託して運営しているところであり、介護予防ケアマネジメント、総合相談、権利擁護などを実施したものであります。

2つ目の黒丸の包括的支援事業（在宅介護支援センター）業務の委託につきましては、介護等に関する総合相談業務などを2事業所に委託して実施したものであります。

次の任意事業費につきましては、1つ目の黒丸となりますが、任意事業について構成市町への委託により認知症サポーター養成講座、配食・給食サービス、家族介護支援事業などを実施したものであります。

37ページとなりますが、1は介護保険料の賦課及び収納状況であります。

(1)の調定額から(5)の収納率までをそれぞれ特別徴収、普通徴収、滞納繰越の区分ごとに説明をいたします。

特別徴収は、(1)の調定額28億3,256万8,000円に対し、(5)の収納率は100%であります。

普通徴収は、(1)の調定額2億1,395万2,100円に対し(2)の収入済額は1億9,850万100円で、(5)の収納率は92.64%であります。

滞納繰越分は、(1)の調定額は3,657万2,800円に対し(2)の収入済額は527万7,700円で、(5)の収納率は14.34%、(3)不納欠損額は1,173万8,200円であります。

不納欠損の事由につきましては(4)のとおりで、生活困窮が86.7%、所在不明が2.4%、死亡による相続放棄などが10.6%、転出が0.3%であります。

41ページをお開き願います。

4は介護保険事業計画と実績との比較であります。

総合計で申し上げますが、計画値の153億3,768万2,000円に対し給付実績は150億361万5,000円であり、実績割合は97.8%であります。

以上が介護保険特別会計事業勘定の決算であります。

次に、介護保険特別会計サービス勘定分となりますが、43ページをお開き願います。

上から2つ目の白丸の介護予防支援事業につきましては、介護予防ケアプランの作成について、直営で2,172件、居宅介護支援事業所への委託で5,059件、合計7,231件の作成管理などを行ったものであります。

以上が介護保険特別会計サービス勘定の決算であります。

次に、財産に関する調書について説明を申し上げます。

決算書の76ページ、77ページをお開き願います。

1の公有財産の土地及び建物については、令和3年度中の増減はありませんでした。

78ページをお開き願います。

3の基金につきましては、財政調整基金の年度末現在高が2億3,150万3,000円、介護給付費準備基金の年度末現在高が6億9,505万3,401円であります。

以上で一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の概要についての説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

議長（千田恭平君） これより質疑を行います。

4名の議員から通告を頂いております。

決算認定議案でありますので、一問一答方式の場合は回数の制限は設けませんが、時間は45分以内としますので、御注意願います。

岩渕優君の質疑を許します。

岩渕優君の質疑は、一問一答方式です。

9番、岩渕優君。

9 番（岩渕優君） それでは、私の質疑を行います。

まず、認定第1号、それから第2号でございますが、最初に認定第1号の、ただいま説明いただきました主要な施策の成果に関する説明書でいきますと、12ページの3款1項1目、ごみ減量化対策費であります。この説明書によりますと、ごみ処理の適正化及び効率化を推進し、ごみ減量化を啓発したと、そのように説明書きにございますが、なおかつ、予算も280万円に対して決算が380万円と100万円ほど増額になっております。これを受けて、令和3年度に実施した事業による成果はどのようなものがあったかお伺いいたします。

それから、同じく3款1項1目でございますが、これの一般廃棄物処理施設等整備調査事業費であります。説明書きに幾つか説明がございすけれども、この事業費を使って令和3年度に行った事業がどのような結果につながったのかについてお伺いします。

それから、主要な施策の成果に関する説明書の15ページの3款3項3目の放射性物質汚染廃棄物処理事業費であります。これも説明をいただきました。先ほど説明を若干いただきましたが、この汚染廃棄物、処理量は110.97トンと説明書にございますが、全体でどのぐらいあって、もう一步踏み込んだ形で具体的な事業内容はどういうことを行ったのか、なおかつ、この廃棄物を保管するために様々な資材があったと思うのですけれども、その辺について、どのぐらい残っているのかお伺いします。

それから、認定第2号でございますが、主要な施策の成果に関する説明書の35ページでございます。会計年度任用職員給与費であります。その中で令和3年度の生活支援コーディネーター6人の具体的な活動の成果についてお伺いをいたします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） それでは、ごみ減量化対策費についてでございますけれども、当初予算の282万7,000円に對しまして決算額が386万1,735円と増額となった理由についてでございますが、こちらは転入者向けに構成市町の窓口で配布するごみの分け方・出し方テキスト、ごみの分け方・出し方ダイジェスト版につきまして、住宅の新築や集合住宅などの配布需要の増加、汚損や紛失による再配布の増加のため、このテキスト等の在庫数に不足が生じたことから、増刷を行ったことによるものであります。また、毎年、各戸に配布しておりますごみ収集カレンダーの印刷費が見込みより高額となったことにより、決算額が約104万円ほど上回る結果となったものでございます。

この事業実施による減量化対策の成果でございますが、転入者へごみ分別についての的確に周知することにより、転入者に対し当組合におけるごみ分別についての理解を深めていただけたこと、ごみの分け方・出し方テキスト及びダイジェスト版の増刷により、転入者だけではなく、汚損や紛失によりテキスト等が必要になった方へ速やかに配布したことにより、適切なごみの分別につながったこと、ごみ収集カレンダーの配布やごみ分別アプリの活用などの事業を継続して住民への周知を図ったことにより、ごみの減量化及び資源化に対する意識の浸透につながったものというように捉えております。

組合では、引き続き住民に対し、チラシの配布やごみ分別アプリの利用を促進し、ごみ分別の周知を図りながら、ごみの減量化及び資源化に取り組んでまいりたいというように考えてございます。

次に、一般廃棄物処理施設等整備調査事業費についてであります。令和3年度に実施した主な事業は、一般廃棄物処理施設整備検討委員会の開催、新処理施設及び新最終処分場の整備に関するお知らせを掲載した組合広報紙、くらしの情報の発行、住民等説明会の開催、施設見学会の開催であります。

施設整備検討委員会につきましては、第17回から第27回まで令和3年度は11回開催し、主に新処理施設及び新最終処分場の整備基本計画の策定や新処理施設での余熱活用などを協議したところでございます。

組合広報紙、くらしの情報の発行につきましては、令和3年6月号、令和3年12月号、令和4年2月号の計3回発行し、組合管内の全戸に配布し、施設整備の進捗状況などについてお知らせをしたところであります。

なお、これまでの説明会において、建設候補地を1か所に絞り込んだ経過に関する質問が寄せられていたことから、令和3年12月号におきまして改めて建設候補地を絞り込むまでの経緯をダイジェストで掲載し、周知を図ったところであります。

住民等説明会につきましては、どなたでも参加できる住民説明会を延べ7回、弥栄地区または千厩地区の方を対象とした地区説明会を延べ5回、候補地周辺の自治会の範囲の住民を対象とした周辺自治会説明会を延べ6回、候補地の土地所有者を対象とした土地所有者説明会を延べ3回開催し、候補地選定の経過や施設整備基本計画の内容について説明を行ったところであります。そのほか、自治会や各種団体からの要請に応じて説明を行っているところであります。

施設見学会につきましては、一般廃棄物がどのように処理され、焼却灰や不燃物がどのようにリサイクルや最終処分をされているかを知っていただくため、大東清掃センター及び東山清掃センターを見学していただいたもので、一関市及び平泉町の住民を対象に2回開催したところであ

ります。

これらの事業につきましては、施設整備の進捗状況に応じて行っており、施設整備に関しての住民理解が着実に進んだものと捉えております。

なお、住民説明会などにおいて説明をしながら、施設整備検討委員会で協議を重ねてきた新処理施設及び新最終処分場の整備基本計画は、令和4年3月末に策定をしたところでございます。今後は、策定をした整備基本計画に基づき施設整備を進めていくということにしております。

次に、放射性物質汚染廃棄物処理事業でございますが、まず令和3年度の実施の状況から説明をさせていただきます。

事業内容は繰り返しのようになりますが、一関清掃センター及び舞川清掃センターの敷地内に国の委託を受け一時保管をしている飛灰等の指定廃棄物のうち、放射性物質濃度が1キログラム当たり8,000ベクレル以下となった指定廃棄物の飛灰は指定を解除し、特定一般廃棄物として管外の業者に委託をして処分をしたところであります。

令和3年度の処理状況につきましては、舞川清掃センターの敷地内に保管しておりました飛灰29.3トンと土壌81.67トンが混合しました土壌混合物として110.97トンを令和3年11月から令和4年2月までの間に処理をしたところでございます。

そのほかの部分になりますが、こちらは今年度、令和4年度に実施することにしてございます。こちらは一関清掃センターの敷地内に保管しております飛灰85.5トンと舞川清掃センターの敷地内に一時保管をしております飛灰とセメントを練り合わせたものと飛灰の周りをセメントで固めたもの、こちらが合計114.3トン、この両センターの合計199.8トンを今年度、令和4年度の6月から令和5年2月までに令和3年度と同様の方法で処理をする予定でございます。

このほかでありますけれども、舞川清掃センターに一時保管をしているベントナイトシートというものがございます。こちらの1.31トンにつきましては、放射性物質濃度が1キログラム当たり8,000ベクレルを下回っていないため、一時保管を継続するという事としてございます。

次に、会計年度任用職員給与費についてでございます。

生活支援コーディネーターは、住民が高齢になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、住民主体の助け合い活動などの生活支援体制を築くことを目的に設置しておりまして、令和3年度は専従として一関市に5人、平泉町に1人を、このほかに予算上では認知症地域支援推進員に計上しておりますが、この認知症地域支援推進員との兼務として1名を配置しているところでございます。

一関市では9つ、平泉町では1つの日常生活圏域の区域ごとに担当を置き活動しているところでございます。

具体的な活動といたしましては、体操、運動、レクリエーションなど住民主体で行う通所型サービスBの実施を希望する団体に対する事業の立ち上げ支援、地域のサロンや介護予防教室に参加し、高齢者が日常生活で必要とするサービスの把握、民生委員・児童委員協議会の定例会、あるいはまちづくり組織の会議に出向き、地域課題を掘り起こし解決策を助言するなど、住民主体の支え合い活動を支援する取組を紹介する広報紙の作成などを行っております。

これらの活動により地域の介護予防の活動団体が増加しており、住民主体の介護予防の取組の重要性を理解頂き、住民主体の支え合いに関する自主的な活動に対する意欲が高まったと捉えているところであります。

具体的には、通所型サービスBの活動団体数と延べ参加人数が、制度が始まった平成29年度は

一関市が5団体、2,953人、平泉町が3団体、1,164人から令和3年度は一関市が16団体、8,155人、平泉町が12団体、7,351人となり、一関市が11団体、延べ5,202人の増、平泉町が8団体、延べ6,187人の増となっております。

通所型サービスBの実施希望団体からは、生活支援コーディネーターから運営費や活動拠点等整備などの補助制度の紹介があり事業の立ち上げに役立った。

サロンなどの参加者からは、近所のひきこもり気味の高齢者に広報紙により活動を紹介し、通いの場に参加するきっかけとなった。

みんなで集まることが楽しく元気になったなどの地域の皆様からの声を頂いているところであります。

なお、年度変わりには1年の活動を振り返り、生活支援コーディネーターが担当するエリアごとに地域の特徴と課題を捉え、課題解決に向けた働きかけの方向性を探り、今後どの団体に何についてどのような取組を進めていけばよいか確認を行い、翌年度の活動につなげているところでございます。

以上でございます。

議 長（千田恭平君） 9番、岩渕優君。

9 番（岩渕優君） 何点か再質疑をさせていただきます。

最初に、ごみ減量化対策費でございますが、説明を頂きましたが、これから申し上げる数字の相関関係がよく分からないのですけれども、一例を挙げますと、可燃ごみの搬入量実績、令和3年度の実績であります。組合収集と持ち込みを合わせて令和2年度対比でマイナス0.6%という数字が主要な施策の成果に関する説明書にはございますが、この対策費という名目から言って、果たしてごみの減量化、様々なチラシとかパンフレット等を配布していただいているのはよく分かりましたが、実質ごみを減らすということを視点に置いたときには、令和3年度はどのような効果といいますか、実績が出たか、どのように捉えているのか、その辺について伺いをいたします。

議 長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） ごみの減量化の取組についてでございますけれども、これにつきましては、その年度に実施して、その年度にすぐ効果が大きく出るというものとはなかなかないと思っております。市民、町民の方に分別、減量化、そういう意識を持っていただき、そういう取組をしていただくということが減量化につながっていく内容だというように考えておりますので、組合としてもそういう分別の仕方をどうするのかとか、そのような情報をきちんと提供していくと、それを継続してやっていくということがそれらの成果につながっていくものというように捉えてございます。

議 長（千田恭平君） 9番、岩渕優君。

9 番（岩渕優君） いずれ、よろしくお願いします。

それから、認定第2号の先ほどの会計年度任用職員給与費の中の生活支援コーディネーターの活動内容でございますが、先ほど様々な取組をする団体の数が増えましたという御説明を頂きました。平成29年度に対して令和3年度と比較したときに、一関市は5団体から16団体に増えていきます。平泉町は3団体から12団体に増えていますという御説明を頂きました。令和3年度、単年度で純粋に増えた数はそれぞれどのぐらいあるのでしょうか。

議 長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 一関市においては1団体、平泉町においては2団体の増と、単年度で見ますとそのような状況になってございます。

議長（千田恭平君） 9番、岩渕優君。

9番（岩渕優君） コーディネーター6人、一関市と平泉町への配置人数から言ったときに、一関市は5名、平泉町は1名となっておりまして、先ほどの団体数ですか、活動している団体の数の比較を見たときに、単純にはいかないのでしょうか、地域性もあると思いますけれども、コーディネーターの数と増えてきた団体の数を見たときに、一関市はまだまだ頑張りようがあるのではないかと思います、その辺について当局としてはどのように捉えているのかお伺いします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 議員おっしゃるとおり、地域性なり一関市、平泉町それぞれの様々な自治体としての取組の違いもあるかと思います。

そういう中で、広域行政組合では構成市町での取組を期待するということにはなっておりますけれども、そのような自治体ごとの取組の違いなり、そういう要素もあるのかと思ってございますけれども、議員おっしゃるとおり、これらの取組については、なお一層取組を進めていかなければならない分野というような考えはしてございますので、その取組が図られるよう構成市町と連携を取りながら取組を進めてまいりたいと考えております。

議長（千田恭平君） 9番、岩渕優君。

9番（岩渕優君） 以上で私の質疑を終わります。

議長（千田恭平君） 岩渕優君の質疑を終わります。

次に、沼倉憲二君の質疑を許します。

沼倉憲二君の質疑は、一問一答方式です。

13番、沼倉憲二君。

13番（沼倉憲二君） 認定第1号と第2号について、質問いたします。

初めに、認定第1号について伺います。

歳入歳出決算事項別明細書の30ページ、主要な施策の成果に関する説明書の15ページ、3款3項6目施設整備費、これにおきまして一般廃棄物処理施設整備事業費5,086万2,000円ほどが計上されております。これもエネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備で2,800万円、一般廃棄物最終処分場で1,800万円という決算でございますけれども、まず最初に各種様々な委託調査を行ったという内容でございますけれども、その調査を行った結果はどうだったのか、問題はその結果が大きな狙いだったと思いますので、ひとつ、その結果についてお伺いします。

2点目は、委託の結果を受けて今後それぞれの事業をどのように進める計画なのか、以上2点についてお伺いします。

次に、認定第2号について伺います。

歳入歳出決算事項別明細書の62ページ、主要な施策の成果に関する説明書の33ページ、1款3項1目認定審査費5,494万6,000円ほどが計上されています。これは、介護保険を利用する場合は様々な調査を行って、最終的には専門の皆さんが認定するということで介護度が決まっていくという、たしかそういう手順だったと思いますけれども、1点目は、この75人の介護認定審査員が委嘱されていますが、審査会の合議体の委員数とその合議体の数ですね、それから委員の人数、それからこの審査会の開催はどのような頻度で行われているのか、その取組についてお伺いします。年々介護認定の審査が増えていくのではないかと思いますけれども、その辺の令和3年度の

開催の状況等についてお伺いします。

2点目は、令和3年度の要介護状況の区分の変更、1回認定を受けたのだけれども、どうしても変更願いたいという申請が一体何件ぐらいあったのか、これによってかなり利用できるサービスが大きく変わってくるということです、介護区分の変更の申請の件数についてお伺いします。

3点目は、介護事業の決算状況を見ますと、財源内訳のその他、これがかなりの額が全ての項目でその他の財源が措置されておりますけれども、このその他の財源の内容についてお伺いします。

以上、3点質問いたします。

議 長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） それでは、一般廃棄物処理施設整備事業費についてでございますが、主な委託業務は、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設、以下新処理施設と省略して申し上げますが、これに係る業務といたしましては建設候補地地形測量業務、建設候補地地質調査業務、環境影響評価業務であります。新最終処分場に係る業務では、建設候補地地形測量業務、建設候補地地質調査業務であります。

新処理施設及び新最終処分場に共通する業務であります建設候補地地形測量業務は、施設を建設する際、造成設計の基礎資料とするものであり、建設候補地の地形を把握するため現地の地形測量を行い、建設候補地の詳細の地形図を作成し、地形を把握したところであります。

同じく、新処理施設及び新最終処分場に共通する業務である建設候補地地質調査業務は、建設候補地の地質の状況を把握するためボーリング調査を行い、建設候補地の地質及び地盤構成を把握したところであります。

この地形測量及び地質調査の結果は、いずれも建設に影響を及ぼすような支障は認められなかったというところであります。

また、新処理施設における環境影響評価業務につきましては、環境影響評価の目的や手順は先ほどの一般質問において答弁をさせていただいたとおりであります、岩手県環境影響評価条例に基づき、一定規模以上の開発事業を実施する場合に必要な手続であり、事業を実施する周辺環境への影響を組合があらかじめ調査、予測、評価し、これを公表し、意見を頂き、事業の実施に当たり適正な環境配慮がなされるようにするためのものであります。

この業務は令和3年度から令和5年度までの継続事業としており、令和3年度については調査項目や方法などについて、どなたでも参加いただける住民説明会を開催し、現地調査に着手したところであります。令和4年度においても継続して現地調査を行っている状況であります。

業務委託の結果、今後の新処理施設及び新最終処分場の整備の進め方、建設候補地地形測量業務及び建設候補地地質調査業務の結果については、いずれの施設においても整備基本計画の策定に当たり施設配置の検討や施設用地の範囲の確定などに利用する予定であります。

新処理施設に係る環境影響評価業務につきましては、令和3年度に引き続き令和4年度においても現地調査を継続しており、今後調査結果に基づき周辺環境への影響を予測し、必要な対策をまとめた準備書を作成、公表することとしてございます。

次に、認定審査費についてであります、介護認定審査会につきましては、会長から指名された委員からなる合議体により認定審査を行うものでございますが、当組合では一つの合議体を構成する委員の数は5人、合議体の数は15となっており、介護認定審査員の総数が75人となってい

るところでございます。

介護認定審査会を開催した回数でございますが、令和3年度は177回開催し、月平均では約15回開催しているところでございます。

続きまして、要介護状態区分、いわゆる介護度の変更についてでございますが、要介護認定を受けた被保険者は、認定の有効期間内に心身の状態が悪化、重度化、または軽度化するなどにより介護度が現に認定されている要介護状態区分に該当しなくなったときは区分の変更を申請することができるかとされてございます。

令和3年度の区分変更の申請件数は1,447件となっているところでございます。

次に、保険給付費の財源内訳のその他の内容についてでございますが、2款1項1目の介護サービス費では、37億2,789万3,649円のうち、1つが社会保険診療報酬支払基金からの交付金が37億2,419万8,168円、そのほかに交通事故など第三者行為に伴う保険給付に係る損害賠償金369万5,481円となっております。

2款1項2目から2款1項6目までは、その他の欄に記載の金額全てが社会保険診療報酬支払基金からの交付金となっております。

社会保険診療報酬支払基金交付金は、40歳以上65歳未満の医療保険加入者である第2号被保険者が負担する介護サービスに要する経費などを社会保険診療報酬支払基金が各医療保険者から徴収し、各保険者に交付しているものであります。この交付金の使途が介護サービスに要する費用及び介護予防・日常生活支援総合事業に要する経費に限定されていることから特定財源とし、その他欄に計上しているものでございます。

以上でございます。

議長（千田恭平君） 13番、沼倉憲二君。

13 番（沼倉憲二君） それでは再質疑しますけれども、最初の認定第1号の関係で、地形調査とか地質調査、ボーリングを行ったというような内容でございましたけれども、一般質問でも質問しました選定委員会の報告書を見ますと、エネルギーの一般廃棄物のほうには一ノ沢には地すべりの形状が見られると、それから最終処分場には希少動植物がいるから留意するようというような記載があったのですけれども、今回の調査をした結果、このような事例はどのようなものであったかお伺いします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） まず、1点目の地すべりがあるということが確認されたという話でございますが、それにつきましても候補地選定委員会の中で専門家の方が現地を確認し、そういう状況があるが施設整備については支障がないだろうというお話を頂いているところでございます。

また、希少動植物につきましては、新処理施設では環境影響評価を現在行っているところでございますが、その中で具体的にどういう動植物がいるか、そういうものを現在調査してございます。一定の期間ではなくて、通年を通してどのような動植物がいるかという確認をする必要があるということで、現在その現状の確認を行っているという状況でございます。

議長（千田恭平君） 13番、沼倉憲二君。

13 番（沼倉憲二君） 今回、令和3年度の調査を受けて、様々次年度以降に事業が取り組まれるということですが、この一般廃棄物と最終処分場の事業の今後の進め方というのは同じ進度ではないということでしょうか。その取り組みの今後の進め方についてお伺いします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 今後の進め方につきましては、組合としては進め方のスケジュールなどは当然持っておりますけれども、当然説明をしながら、地域の方との話し合いなどをしながら進めていくということでもありますので、その進捗については差が出てくる場合もあるというように捉えております。

議長（千田恭平君） 13番、沼倉憲二君。

13 番（沼倉憲二君） 令和4年度も半分経過しておりますから、令和3年度の決算を認定しても既に令和4年度の事業が進行しているわけですので、令和3年度の決算を前提に取り組みされているという捉え方をしております。

それでは、次に認定第2号についてお伺いします。

先ほど申し上げましたように、この認定審査会、これは先生方、あるいは専門家が入って5人で1つのチームをつくって審査を行っている。

ちょっと聞き漏らしたかもしれませんが、令和3年度の延べの審査を行った人数は何人になるのか、それから今、前年度対比で増える傾向というか、その辺の数的なものを含めて質問いたします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 申請の総件数で申し上げますと、令和2年度が5,774件、令和3年度が7,497件ということで、令和3年度は前年比で1,723件増加しているという状況でございます。

議長（千田恭平君） 13番、沼倉憲二君。

13 番（沼倉憲二君） まず、この認定審査が今説明を受けた段階では、一度認定を受けた介護度で体の変化があった場合はまた介護度の変更申請ができるということはお聞きしましたが、最初に審査を受けた内容で不満があると、要するにもっと介護度が高いのではないかと思ったらそうでもなかったというような場合のそういう要望は令和3年度はなかったのでしょうか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 令和3年度ということで、区分変更という申請があった件数ということで申し上げたいと思いますが、令和3年度は1,447件の区分変更の申請がございました。

議長（千田恭平君） 猪股事務局次長兼介護保険課長。

事務局次長兼介護保険課長（猪股浩子君） 今の議員の御質問は、認定を受けてすぐにその認定の介護度に不満があったときの申請の件数はという御質問だったと思います。それは、先ほど来答弁しておりましたとおり、そういう方についても、この区分変更という形で申請を出していただいていると思います。

ただ、介護度は介護や支援が必要な度合いによって決定いたしますので、要介護状態の区分変更の際には基本的には、例えば年齢などの介護に要する手間とか直接的に関係しない事項ですね、それから介護者の有無、そのようなものの状況については勘案しないことになっています。ただし、それらの事項が認定調査の特記事項とか医師意見書の作成に基づいて介護の手間が増える原因になっているということがはっきりする場合には、介護に要する時間が延長、あるいは短縮されていると判断し、介護度を変更することができる、そういう制度になっております。

以上です。

議長（千田恭平君） 13番、沼倉憲二君。

13 番（沼倉憲二君） そうすると、介護度の変更というのはあまり通常はないのだと、身体の変化以外はないというような捉え方で、この審査の状況の中身は分かりました。

最後に、先ほど申し上げましたように、介護保険の中で様々な基金のほうから拠出されていると、これも国民健康保険などと同じように各種基金が負担しているというような内容ですが、これは一体、負担の割合というのは、そういう基金の負担割合はルール化されているのかどうか、要するに毎年変更がされて計算しなければ駄目だというような内容ではなくて、はっきりパーセンテージが示されて財源措置されているのかお伺いします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 先ほど申しました社会保険診療報酬支払基金につきましては、第2号被保険者からの保険料ということでありますので、定まった金額を被保険者から徴収し、それぞれの保険者に交付されているということで定まった金額というようになっております。

議長（千田恭平君） 13番、沼倉憲二君。

13 番（沼倉憲二君） いずれ、介護保険は始まってから二十何年間ですか、かなり金額が大きくなってきました。ところが、実際、金額が大きい割にはなかなか制度が分からないという実態ですので、今回の決算の中身を見ながら、今お話を聞いたように、審査対象人数も毎年、急激に増えていると、したがって、審査体制もやはり考えていかないとパンクするのではないかと思いますけれども、令和3年度の急激な審査件数の増を受けて、令和4年度に向けて合議体の増設などを考えているかどうかお伺いします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 介護認定の審査委員を委嘱している方が市内の医者であるとか歯科医師、保健師、介護福祉士とか資格を持った方をお願いをしているというところがございますので、現状から言うとさらに増やして行こうというのはなかなか難しいという状況でありましたので、現在の体制でやっていくというような考えでおります。

議長（千田恭平君） 沼倉憲二君の質疑を終わります。

次に那須勇君の質疑を許します。

那須勇君の質疑は、一問一答方式です。

8 番、那須勇君。

8 番（那須勇君） それでは、私からは認定第1号につきましては2項目、第2号につきましては1項目につきまして、主要な施策の成果に関する説明書でお聞きしたいと思います。

それでは、まず認定第1号について、まず1点目ですが、11ページの3款1項1目衛生総務費の生活環境対策費の中の一般廃棄物処理施設周辺住民健康診断につきまして、先ほど事務局長からも説明がありました。事業内容の説明の中では、施設周辺住民の公害に対する不安解消のため、多項目の診察等を実施したとありますが、この実施した各清掃センターの健診内容と結果についてお伺いをいたします。

また、健診結果をどのように受診者に対してお知らせしているのか、この健康診断につきましてはいつまで実施するのかをお伺いいたします。

また、施設周辺住民の公害に対する不安解消にこの事業についてはつながっているのか、そして、清掃センターを操業するに当たり、生活環境に対する住民不安についてはどのように捉えているかお伺いをいたします。

次に、同じく生活環境対策費の中の独立行政法人環境再生保全機構汚染負荷量賦課金ですが、この賦課金金額79万4,300円と決算がありますけれども、この内容につきまして、できれば算定根拠も含めて御説明をいただきたいというように思います。

次に、3つ目ですが、13ページの3款3項1目一関清掃センター費の廃棄物処理施設モニタリング事業費についてですが、これも先ほど説明を頂きましたが、放射性物質濃度測定委託料につきまして、国のガイドラインに基づく委託ということであれば、決算額159万1,000円に對しまして、当初予算ですけれども、394万4,000円ございました。大分違いますので、その辺の理由について伺いをいたしますし、委託内容について、それから測定結果についても伺いをいたします。

そして、この国のガイドラインに基づくモニタリングということで、この委託につきましてはいつまで行うのか伺いをいたします。

認定第2号につきまして、3つ目になりますが、43ページの1款1項1目介護予防支援事業費の介護予防支援につきまして、介護予防ケアプラン等作成件数7,231件とありますけれども、この内訳について伺いをいたします。

同じく、この件数、当初予算との比較になりますけれども、当初予算では7,402件とありましたが、決算の先ほどお話ししました7,231件、この違いがどういう形で生じたのかについて伺いをしたいと思います。

それから、最後になりますけれども、直営と委託が分かれております。この直営での作成、委託での作成がございしますが、それぞれ作成の違いにつきまして伺いをいたします。

以上、3項目となりますが、よろしくお願いいたします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） それでは、まず、生活環境対策費についてでございますけれども、各清掃センターでは国が設定している環境基準値、地元と締結している公害防止協定で定めがある場合はその基準値を遵守して操業しており、施設周辺住民の皆様の健康に害が及ぶものではないと捉えておりますけれども、大東清掃センター、舞川清掃センター及び東山清掃センターでは施設周辺住民の健康への影響に対する不安を低減するため、組合において毎年度、健康診断を実施しているところでございます。

健康診断項目は、身長、体重、血圧測定、尿検査などの基礎健診、赤血球数、血色素量、血球容積などの血液学的検査、AST、ALT、ガンマGTPなどの生化学的検査、肝炎ウイルス検査や心電図検査、腹部超音波検査、腫瘍マーカー検査、胸部X線撮影検査、大腸がん検診、内科診察など41の項目を実施してございます。

なお、地域の方から検査結果を踏まえ健康に対する不安の声や御意見などは頂いていないところでございますので、健康に対する不安というところでは、組合のほうに御意見は頂いていないというところでございます。

次に、受診者へ健康診断結果をお知らせする方法でございますが、健康診断の結果は健康診断業務の受託事業者から各清掃センターに一括で届くため、舞川清掃センターにおいては一関清掃センターから受診者の自宅に郵送してございます。

大東清掃センター及び東山清掃センターにおきましては、健康診断業務の受託事業者の看護師による事後指導の際に受診者へお渡ししているところでございます。

なお、事後指導を受けない方につきましては、大東清掃センターから受診者の自宅に郵送してお知らせしているところでございます。

ただし、医師の診断が必要な方につきましては、健康診断業務の受託事業者から別送で各清掃センターに届くため、早急に本人の元に届けているというところでございます。

この健康診断の終了時期でありますけれども、周辺住民や地元協議会などとの協議により、今後決めていくということで終期は現時点では定まっていないという状況でございます。

次に、施設周辺住民の不安解消への対応ということでございますけれども、一般廃棄物処理施設は住民生活に欠かすことのできない施設であります、稼働することにより騒音や振動、排気ガスや放流水などについて不安を抱いている方がいらっしゃるということは認識しております。

このことから、健康への影響に対する不安を低減するため、地元と協議の上、健康診断を実施しているところでございます。

各清掃センターでは健康診断を実施するほか、施設の運転状況、排気ガスや水質検査の環境測定結果について、大東清掃センターでは大東清掃センター公害防止対策協議会に年2回、舞川清掃センターでは舞川清掃センター運営委員会に年1回、東山清掃センターでは東山清掃センター公害防止協定委員会に年1回、定期的に報告を行っているところでございます。

そのほか、各施設の周辺住民へのお知らせとして、一関清掃センターでは狐禅寺地区全戸に年1回、施設の運転状況のお知らせを配布し、その内容を狐禅寺市民センターの掲示板に掲示しております。また、空間線量測定結果を毎月、狐禅寺市民センターの掲示板に掲示をさせていただいております。

大東清掃センターでは、対話集会と題しまして周辺住民へ年1回、施設の運転状況や排気ガス、水質検査の環境測定結果を報告するとともに、住民との意見交換などを行っております。

舞川清掃センターでは、空間線量測定結果、放流水、地下水の放射性物質濃度測定結果を毎月、舞川清掃センターの掲示板に掲示しているほか、掲示内容を3か月ごとに回覧で周辺の4つの行政区にお知らせをしております。また、月2回、周辺住民に立会いを頂き、空間線量測定を行っているところであります。

東山清掃センターでは、埋立地から染み出てくる、いわゆる浸出水や放流水、地下水の放射性物質濃度測定結果、空間線量測定結果を毎月、回覧で周辺の2つの行政区にお知らせしております。

測定用の浸出水、放流水、地下水の採水には、1月から3月を除き、周辺住民の立会いをいただいているところでございます。さらに、どなたでも施設の状況が確認できるように、組合ホームページでの環境測定結果の公表、施設見学の実施なども行っており、施設に対する不安の低減に努めているところでございます。

続きまして、独立行政法人環境再生保全機構汚染負荷量賦課金についてでございます。

こちらは公害健康被害の補償等に関する法律に基づきまして、公害健康被害補償制度における保障給付に必要な費用の一部に充てるため、ばい煙発生施設設置者などから独立行政法人環境再生保全機構が賦課金を徴収し、公害に係る健康被害発生地域の自治体に納付するというものであります。

当組合において、汚染負荷量賦課金の納付義務がある組合の施設は一関清掃センターごみ焼却施設と大東清掃センターごみ焼却施設であり、汚染負荷量賦課金の金額は、ごみ焼却量から推定される硫黄酸化物の発生量に応じて算出されるものでございます。

続きまして、廃棄物処理施設モニタリング事業費についてでございますが、一関清掃センター、舞川清掃センター及び東山清掃センターは、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法、以下、特別措置法と言わせていただきますけれども、この特別措置法に規定する特定一

般廃棄物処理施設であります。このことから、原発事故由来の放射性物質濃度を測定することとされているため、検査機関への委託により測定を行ったものでございます。

当初予算に対して決算額が大きく減となった理由については、指名競争入札により落札した検査機関の入札額が予定価格を大きく下回ったためでございます。

測定場所と測定項目であります。一関清掃センターは排ガス、焼却灰、飛灰の放射性物質濃度、最終処分場である舞川清掃センター及び東山清掃センターは放流水及び地下水の放射性物質濃度をそれぞれ月1回測定してございます。一関清掃センターの排ガス、舞川清掃センター及び東山清掃センターの放流水及び地下水の放射性物質濃度は、モニタリング事業を開始した平成24年1月から不検出となっているところであります。

一関清掃センターの焼却灰と飛灰の1キログラム当たりの放射性物質濃度は、令和4年7月の測定で焼却灰が71ベクレル、飛灰が270ベクレルであり、指定廃棄物の基準である1キログラム当たり8,000ベクレルに比べ低い値となっているところであります。

今後のモニタリング事業につきましては、一関清掃センターの排ガス、焼却灰及び飛灰のモニタリング事業は、特別措置法に規定する一定の要件を満たした上で環境大臣へ調査対象から外れるための特定除外確認申請を行い、確認を受けるまで調査を継続することとなります。舞川清掃センター及び東山清掃センターの放流水及び地下水のモニタリング事業は、特別措置法及び環境省令の規定により当分の間、調査を継続することとなります。

続きまして、介護予防支援事業費についてでございますが、介護予防支援とは介護予防サービスの利用者に対するケアマネジメント業務であり、その対象は要支援1、要支援2の要支援認定者と介護予防・日常生活支援総合事業での基本チェックリストでの該当者でございます。介護予防サービスの利用者一人一人に対しまして、必要な介護予防サービスを提供するため、介護予防ケアプランの作成、介護予防サービスの調整、サービス利用の効果測定である評価、介護予防サービスの給付管理などの一連の業務をケアプランで定めた期間を1つの周期として実施するものであります。

主要な施策の成果に関する説明書に介護予防ケアプラン等作成数として記載した7,231件は、ケアプランの作成、サービスの調整、評価、給付管理、これらの一連の業務を1件として数えました年間の件数ということになってございます。

続きまして、介護予防ケアプラン等の作成件数であります。当初予算で見込んだ作成件数は過去5年分の実績を踏まえて積算したものでございました。

決算で作成数が減となった理由につきましては、要支援1、要支援2の認定を受けた介護予防サービスを利用していた方が要介護1以上の認定を受け、介護予防支援の対象から外れたことや、介護予防サービス利用者の死亡、転出などによるものと考えられるところでございます。

次に、介護予防ケアプラン等作成の委託についてであります。介護予防ケアプラン等の作成を行うことは、地域包括支援センターの業務と位置づけられておりますけれども、地域包括支援センターの業務は介護予防支援のほかに高齢者の虐待に関する相談支援、成年後見制度の利用促進に関する支援、地域の介護支援専門員、いわゆるケアマネージャーに対する相談助言、その他高齢者に関する総合的な相談支援がございまして、このうち、介護予防ケアプラン等の作成を行う介護予防支援の業務は、介護保険法に基づき外部の居宅介護支援事業所へ委託できるとされてございます。

地域包括支援センターの業務につきましては、厚生労働省が設置する社会保障審議会において、

介護予防支援業務の負担が大きく、本来果たすべき役割に応じて適切に対応するための環境整備が課題とされており、国では外部の居宅介護支援事業所へ委託しやすくするための加算を創設して環境を整えており、地域包括支援センターの業務の円滑化が図られているところでございます。

当組合においても、地域包括支援センターが担う役割を効果的に果たせるよう介護予防支援の外部委託を進めているところでございます。

以上でございます。

議長（千田恭平君） 8番、那須勇君。

8番（那須勇君） 本当に丁寧な説明、ありがとうございました。

健康診断の関係で再質疑いたします。

この事業につきましては、公害防止協定に基づいているというお話をいただきました。そこで、この健康診断につきましては大東清掃センター、舞川清掃センター、東山清掃センターでの健康診断というお話の中で、この公害防止協定に基づいてということの中でその周辺住民の方々との、いわゆる公害防止協定を締結、そうした上でのこのような健康診断というようにつながっているのかどうか、締結しての実施かということかどうかの再質問をいたします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 健康診断につきましては、公害防止協定に基づくものかということですが、それぞれの清掃センターの地元との公害防止協定の中身については若干項目が違っている部分もございます。その中で、公害防止協定の中で健康診断をうたっている施設もございますが、そういう項目をうたっていない、協定の中に記載のない施設におきましても、その地元の協議会などとの協議の中でどのように実施するかという中身は協議の上、実施しているという状況でございます。

議長（千田恭平君） 8番、那須勇君。

8番（那須勇君） そのような状況でございましたか。

ちなみに、大東清掃センターでお話しさせていただきますと、公害防止協定につきましては、これは合併前の話ですけれども、継続して結ばれているということで、地域住民の健康の調査、これにつきましてはしっかりとこの協定の中でうたっておりますので、引き続きお願いしたいというように思いますし、協定を結ばなくても実施しているということから言うと、地域住民の健康と快適な生活環境の保全ということで大東の協定書にもそのようなことを目的とするというようにうたっておりますので、いずれこの健康診断の事業の取組につきましては継続してお願いしたいというように思っております。

次のモニタリングのことで再質疑をさせていただきたいと思います。いずれ、このモニタリングの結果につきましてもお話がありました。ちょっと一番心配したのは1キログラム当たり8,000ベクレルを超えているのかということの心配をしておりましたが、先ほど結果につきましては大分低いというお話がありました。

そこで、ちょっとこの場で質問していいのかということを悩みましたが、先ほど岩淵議員の質疑の中で、放射性物質の汚染廃棄物の処理事業の中で、ベントナイトシートですか、これにつきまして1.31トンあるというところですが、このモニタリング事業の結果とは直接違わないかと思いいながらもあえて質問させていただきますけれども、これにつきましては8,000ベクレルを下回っていない分として一時保管を継続するという形で先ほども答弁をしておりましたが、この分の最終的な処分についてはどうなるかということをお場で質問させていただきますが、よろし

いでしょうか、お願いします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 8,000ベクレルを超えるものにつきましては、指定廃棄物ということで国においてその処分を行うということでありますので、当組合で実施するという範疇には入っていないという今の状況でございます。

議長（千田恭平君） 那須勇君の質疑を終わります。

次に、猪股晃君の質疑を許します。

猪股晃君の質疑は、一問一答方式です。

6番、猪股晃君。

6番（猪股晃君） それでは、私からは認定第1号について6項目ほど質疑をさせていただきます。前段議員と重複する質疑は割愛をさせていただきます。

まず、1点目でございます。歳入歳出決算事項別明細書22ページ、主要な施策の成果に関する説明書11ページの歳出3款1項1目衛生総務費の中の生活環境対策費の中の一般廃棄物処理施設周辺住民健康診断であります。施設対象ごとの実施エリアがどの程度の範囲になっているのか伺いたと思います。また、何か基準があってその範囲を決めているものか確認をしたいと思えます。

それから、2つ目でございます。歳入歳出事項別明細書24ページ、主要な施策の成果に関する説明書12ページの歳出3款1項1目衛生総務費、一般廃棄物処理施設等整備調査事業費でございます。783万5,124円、全体ではかかっているということではございますが、最終処分場に係る事業費がどの程度かかっているか、按分で差し支えないので分かれば決算額を教えてくださいたいと思えます。

それから、3番目は歳入歳出事項別明細書24ページ、主要な施策の成果に関する説明書12ページでございますが、ごみ焼却施設管理費の中の焼却灰資源化事業でございます。資源化事業の内容を確認のためお伺いしたいと思います。どこの業者に事業を委託して、その活用、資源化というのはどのようなものに活用されているかということをお願いしたいと思います。

次に、歳入歳出事項別明細書26ページ、主要な施策の成果に関する説明書14ページになりますけれども、ごみ焼却施設管理費として、これは3款3項2目の大東清掃センター費ですけれども、こちらのほうでは焼却灰の資源化事業は実施していないのか伺います。

それから、歳入歳出事項別明細書28ページ、主要な施策の成果に関する説明書15ページの3款3項3目の舞川清掃センター費でございます。放射性物質の汚染廃棄物処理事業費、先ほど前段議員でも質問がありましたが、管外処分とありますが、処分手法というのはどのような形で行われているのかということで非常にデリケートな事業でもあるということで、公開できる情報の中でお知らせをいただきたいと思えます。

それから、最後になりますが、歳入歳出事項別明細書30ページ、主要な施策の成果に関する説明書15ページの歳出3款3項6目の施設整備費、一般廃棄物処理施設整備事業費でございますが、この事業費については本年度、総額1,834万6,900円の決算となっております。候補地が一本化されて以降、本事業費のみならず、最終処分場の調査、整備にどれくらいの経費がかかっているのかということで、概算でも結構ですので、お知らせをいただきたいと思えます。

以上、6点、よろしく申し上げます。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） それでは、生活環境対策費についてでございますけれども、先ほど申し上げましたように、各センターでは国が設定している環境基準値、地元と締結している公害防止協定で定める場合はその基準値を遵守して操業しており、施設周辺住民の健康への影響に対する不安を低減するために実施しているところでございます。

受診対象は各センターを中心とした周辺地区の全世帯としており、令和3年度の実施状況でございますが、大東清掃センターは、受診対象者は5つの行政区で全246世帯の679人に対しまして受診者数は173人、受診率は約25%となっております。

舞川清掃センターは、受診対象者は4行政区で全197世帯の513人に対しまして受診者数は102人、受診率は約20%、東山清掃センターは、受診対象者は2つの行政区、全90世帯の247人に対しまして受診者数は67人という対象となっております。

この範囲につきましては、地元の協議会との協議の中で範囲を決定し、実施をしているところでございます。

続きまして、一般廃棄物処理施設等整備調査事業費についてでございますが、新最終処分場に係る事業費の内訳につきまして、主な事業費でございますが、施設整備に関し住民説明会における説明や資料作成に係る技術的な助言を専門のコンサルタント業者に委託してございます。一般廃棄物最終処分場整備に係る技術支援業務委託料が251万200円となっております。また、新処理施設及び新最終処分場の整備に関するお知らせを掲載した組合広報紙、くらしの情報に係る印刷費が211万2,000円でございますが、このうち新最終処分場に関する経費は半分と見込みまして、105万6,000円となっております。そのほかは、説明会の会場借り上げの事務的経費という状況になってございます。

続きまして、ごみ焼却施設管理費についてでございますが、焼却灰資源化事業につきましては、一関清掃センターにおきまして資源化にする廃棄物の減量化、埋立て処分量を減らすことによる最終処分場の延命化を目的に、ごみ焼却施設から排出される焼却灰の一部を平成30年度から管外のセメント生産工場で資源化処理を行っているところでございます。こちらについては大船渡市の業者でございますが、業者名については後ほど答弁をさせていただきたいと思いますが、焼却灰を溶かしまして、セメントの原料として取り扱っているというところでございます。

続きまして、ごみ焼却施設管理費でございます。大東清掃センターで実施していないのかということでございますが、焼却灰の資源化事業につきましては、ごみ焼却施設から発生する焼却灰には主灰、主な灰と言われる焼却炉の底の部分から排出される燃え殻と飛灰、焼却した際に発生する排ガス中に含まれるばいじんのこの2種類がでございます。

飛灰は主灰と比べて塩素濃度が高く重金属を含んでおりますことから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、特別管理一般廃棄物に指定されております。このことから資源化には適さないため、重金属が水などに溶け出してにじみ出るのを防ぐ薬剤処理を施して埋立てをしてございます。

大東清掃センターでは、一関清掃センターと焼却方式が違うことから、ごみを焼却した際に残渣として発生する焼却灰は飛灰のみということであり、主灰が発生しないことから、焼却灰の資源化事業は実施をしていないというところでございます。

大船渡市の業者でございますが、太平洋セメント株式会社大船渡工場に処理をしていただいているところでございます。

続きまして、放射性物質汚染廃棄物処理事業費についてでございますが、一関清掃センター及

び舞川清掃センターの敷地内に国の委託を受けて一時保管している飛灰等の指定廃棄物の処理の手法でございますが、こちらにつきましてはその業者に搬出をしていただきまして、焼却灰を高温で溶融、溶かしまして、溶融スラグ、溶かしたものを人工石、土木用の資材、道路などで使うものになりますが、そういうものに使っているという処分の方法としてはそのようなことになってございます。

続きまして、一般廃棄物処理施設整備事業費についてであります。新最終処分場整備に関する事業費について、令和2年11月に新最終処分場の候補地を1か所に絞り込みをして以降の事業費でございますが、一般廃棄物処理施設等調査事業費にも対象経費がございますので、2つの事業をあわせて申し上げますと、まず令和2年度につきましては、一般廃棄物最終処分場整備に係る1年間の技術支援業務委託料495万円のうち、絞り込み以降の分として11月以降の4か月分を対象と考え、年額の3分の1と見込んだ場合でございますが、165万円、組合広報紙くらしの情報に係る印刷製本費58万1,900円のうち、新最終処分場に係る分を半分と見込んだ場合ですが、29万950円、そのほか、説明会の会場借上料などの事務経費として18万3,569円でございます。

令和3年度につきましては、一般廃棄物最終処分場整備に係る技術支援業務委託料が251万200円、組合広報紙くらしの情報に係る印刷製本費が211万2,000円のうち、令和2年度と同様に新最終処分場に係る分を半分として見込んだ場合、105万6,000円、最終処分場建設候補地地形測量業務委託が931万3,700円、最終処分場建設候補地地質調査業務委託が903万3,200円、そのほか説明会の会場借り上げなどの事務経費として38万1,795円となっております。全体としては2,441万9,414円となっております。

議 長（千田恭平君） 6番、猪股晃君。

6 番（猪股晃君） それでは、2点ほど再質疑させていただきます。

ごみ焼却灰の資源化事業でございます。全量は資源化できていないということでございますが、何トンくらい焼却灰が出て、そのうちどれくらいを資源化しているのか、それで全量なかなか進まないという理由等があればお聞かせをいただきたいと思います。

議 長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 焼却灰の全量の資源化ということでのお尋ねと思いますが、現在、年間約1,000トンの資源化を行ってございますが、処理を委託している、先ほど申し上げましたセメント生産工場から、処理能力の関係でこれ以上の受託は難しいという話を伺ってございます。また、他の事業所での処理について検討も行いましたが、焼却灰の受入基準や一関清掃センターからの受入先までの運搬距離を考慮いたしますと、なかなか条件に合致する事業所がなかったというところでございます。

議 長（千田恭平君） 6番、猪股晃君。

6 番（猪股晃君） それでは、もう1点、一般廃棄物処理施設の整備事業、先ほど候補地が一本化されて以降、2,442万円ほどの経費がかかっているというような御説明がありました。本件に関しては一般質問の中でも様々なやり取りがあったわけですが、貴重な税金を使っているとの観点から、本執行額に対して組合管理者としてどのような受け止め方をしているのか伺います。

議 長（千田恭平君） 佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 今、令和2年度、令和3年度で要した経費の額を、これは割り算をした分も含めて申し上げたところでございますが、先ほど来の一般質問でも申し上げてまいりましたが、そのような一つ一つの手続、ステップを踏みながら進めてきた中での令和2年度分、令和3年度

分の額とすれば2,500万円に近い分が割り算をしても出てくるということでございまして、それはそれで私どもとして一つの仕事を前に進めていくためには必要な経費として執行させていただいてきたところでございます。ですので、それはそれでこれまでの決算であります。

ここから先は、先ほどの一般質問の答弁でも申し上げましたが、候補地を特定しなければやれないような仕事については一旦ここはストップさせていただくわけでございますけれども、これはそうしたことをやってきたから私どもとしてもきちんとした説明ができるというようなことにもつながっていると、そのような言い方はできるわけございまして、これから先、千厩地域の各地区を回っての説明会をさせていただくことで日程調整等々準備を進めておりますが、そうした決算があって、そうした調査もあって初めて説明できることもございますので、その両面でその1か所に絞り込むに至ったところも説明いたしますし、1か所に絞り込んだ後で得られた結果についても説明しなくてはならないと、このように思っておりますので、いずれ、これから先どうなるかというのは、この説明会のいかんにもよりますし、そのあとの請願の処理結果にもよるかと思っておりますけれども、これはこれで今までの時間経過をたどっていけば、それなりの意味があった仕事をさせていただいたと、このように捉えてございます。

以上であります。

議 長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 先ほど、猪股議員からの質問で、焼却灰資源化事業の実績の御質問がございましたが、答弁が漏れてございましたので、改めて答弁をさせていただきたいと思っております。

この事業につきましては平成30年度から実施してございますが、平成30年度は焼却灰の総量が3,101.59トンのうち資源化した量は877.84トン、令和元年度は総量が2,943.22トンのうち968.77トン、割合にすると32.9%でございます。

令和2年度は総量が2,752.22トンのうち965.34トン、割合で35.1%、令和3年度は総量2,456.07トンのうち974.17トンで、割合とすると39.7%の処理量でございますが、あわせて費用についても説明をさせていただきます。令和3年度は974.17トン进行处理するために運搬費用として782万2,582円、処理費用として2,464万6,501円の委託料の支出を伴いまして処理を行っているという状況でございます。

以上でございます。

議 長（千田恭平君） 猪股君の質疑を終わります。

以上で、質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（千田恭平君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

採決は個別に行います。

初めに、認定第1号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（千田恭平君） 起立満場。

よって、認定第1号は、認定されました。

次に、認定第2号、本案賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(千田恭平君) 起立満場。

よって、認定第2号は、認定されました。

ここで5時15分まで休憩します。

休憩 午後4時58分

再開 午後5時15分

議長(千田恭平君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9、議案第5号、令和4年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算(第1号)及び日程第10、議案第6号、令和4年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算(第1号)について、以上2件を一括議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

石川副管理者。

副管理者(石川隆明君) 議案第5号、令和4年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算(第1号)について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和3年度決算剰余金の計上など、所要の補正をしようとするものであります。

1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正額は、1億6,888万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を28億357万2,000円といたしました。

2ページをお開き願います。

歳出の目的別補正額は、第1表のとおりで、総務費1億6,888万1,000円を増額いたしました。

また、歳入につきましては、財産運用収入1万3,000円、繰越金1億6,886万8,000円を増額いたしました。

なお、事務局長から補足説明させます。

次に、3ページをお開き願います。

議案第6号、令和4年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算(第1号)について、提案理由を申し上げます。

本案は、事業勘定においては、令和3年度保険給付費の精算に伴う国県支出金の返還金及び令和3年度決算剰余金の計上など、サービス勘定においては、令和3年度決算剰余金の計上について、所要の補正をしようとするものであります。

事業勘定の歳入歳出予算の補正額は、4億195万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を169億9,958円といたしました。

また、サービス勘定の歳入歳出予算の補正額は、43万円を追加し、歳入歳出予算の総額を3,287万6,000円といたしました。

なお、事務局長から補足説明させます。

以上であります。

議長(千田恭平君) 佐藤事務局長。

事務局長(佐藤正幸君) 議案第5号、令和4年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算(第1号)について、補足説明を申し上げます。

まず、歳出について説明をいたします

予算書の9ページをお開き願います。

2款1項1目総務管理費の財政調整基金積立金につきましては、令和3年度決算剰余金を積み立てるものであります。これにより、財政調整基金の令和4年度末残高は、前年度末に比べて4,888万円増の2億8,039万円ほどとなる見込みであります。

次に、歳入につきまして、8ページとなりますが、4款1項財産運用収入及び7款1項繰越金につきましては、説明いたしました歳出に係るものでございます。

次に、議案第6号、令和4年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第1号）について、補足説明を申し上げます。

まず、事業勘定の歳出について説明をいたします。

予算書の14ページをお開き願います。

4款1項1目基金積立金の介護給付費準備基金積立金につきましては、令和3年度保険給付費などの精算により生じた保険料を積み立てるものであります。これにより、介護給付費準備基金の令和4年度末残高は、前年度末に比べ9,113万円増の7億8,618万円ほどとなる見込みでございます。

6款1項1目諸支出金の介護給付費負担金等精算返還金、地域支援事業交付金等精算返還金、保険料軽減強化分担金精算返還金及び事務費分担金精算返還金につきましては、令和3年度保険給付費及び地域支援事業費などの精算により生じた国県支出金及び構成市町分担金を返還するものであります。

過年度保険料還付金につきましては、納付済みの保険料について、納付義務者の死亡により相続人から還付口座の回答が令和3年度中に届かなかったことなどにより還付できなかった保険料分を計上するものでございます。

次に、歳入について説明いたします。

戻りまして、12ページをお開き願います。

5款1項支払基金交付金及び7款1項財産運用収入につきましては、説明いたしました歳出に係るものでございます。

8款1項基金繰入金につきましては、令和3年度保険給付費などの精算により生じた保険料を決算剰余金に計上しましたことから、当初予算の歳出に計上しておりました過年度保険料還付金の財源分を減額するものでございます。

13ページとなりますが、2項サービス勘定繰入金につきましては、サービス勘定の令和3年度決算剰余金を繰り入れるものであります。

9款1項繰越金につきましては、令和3年度決算剰余金であります。

次に、サービス勘定の歳出について説明をいたします。

18ページをお開き願います。

2款1項1目事業勘定繰出金につきましては、令和3年度決算剰余金を事業勘定に繰り出すものであります。

歳入についてであります。2款1項繰越金につきましては、令和3年度決算剰余金を計上するものであります。

以上であります。よろしくお願いいたします。

議長（千田恭平君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千田恭平君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（千田恭平君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

採決は個別に行います。

初めに、議案第5号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（千田恭平君） 起立満場。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（千田恭平君） 起立満場。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

議案配付のため暫時休憩します。

休憩 午後5時24分

再開 午後5時25分

議長（千田恭平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11、議案第7号、監査委員の選任についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 議案第7号、監査委員の選任について、提案理由を申し上げます。

本案は、現監査委員の小川四郎さんから退職の申出があり、令和4年10月31日付で退職することを承認したので、後任として及川弘人さんを適任と認め、選任しようとするものであります。

及川さんは、昭和28年生まれで69歳であります。

昭和51年に一関信用金庫に入庫され、平成24年に理事長、平成30年に会長に就任され、令和2年6月に退職されております。

この間、一関商工会議所副会頭、東北6県法人会連合会理事などを務められました。

現在は一関市の監査委員を務められております。

御同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長（千田恭平君） これより採決を行います。

議案第7号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（千田恭平君） 起立満場。

よって、議案第7号は、同意することに決定しました。

議長（千田恭平君） 日程第12、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議員の派遣については、会議規則第150条の規定により、お手

元に配付の議員派遣書のとおり議員を派遣することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（千田恭平君） 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付の議員派遣書のとおり議員を派遣することに決定しました。

議長（千田恭平君） 以上で、議事日程の全部を議了しました。

代表監査委員より、退任の挨拶の申出があります。

小川代表監査委員。

監査委員（小川四郎君） ただいま議長からお許しを頂きましたので、一言御挨拶を申し上げます。

本年４月に一関地区広域行政組合の監査委員として２期目を拝命したところでありますが、一身上の都合により任期途中ではありますが、今月末をもちまして退任することになりました。

顧みますと、ごみ焼却施設、最終処分場の老朽化に伴う新施設の建設、高齢化の進行による介護保険料の負担の増加など、組合をめぐる行財政環境は厳しさを増しているところであります。

一方、組合が担う衛生、介護事業は、住民の日常生活により身近で深く関わりのある業務であります。今後とも、計画的で効率的な行財政運営の下、住民の福祉の向上が図られることを望みます。

特にも、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設及び新最終処分場の建設整備については、建設候補地の周辺地域の住民、地権者のほか、他地域の住民にも理解が得られるよう、これまで同様、丁寧な説明に努めていただくことを期待いたします。

今後は、監査委員として得た知識と経験を糧に、地域の福祉に一市民として関わってまいりたいと考えております。

結びに、議員皆様方並びに当局皆様方のますますの御活躍と福祉の充実に向けた組合のさらなる発展を御祈念申し上げ、退任の挨拶といたします。

大変お世話になり、ありがとうございました。

議長（千田恭平君） 管理者より発言の申出がありますので、これを許します。

佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 第49回一関地区広域行政組合議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、令和３年度決算並びに令和４年度補正予算等の議案につきまして、慎重なる御審議を賜りましたことに対しまして、御礼を申し上げます。

私は、決算は組合運営に対する評価が問われるもので、大変重要なものであると認識をしております。

令和３年度においても、一関市及び平泉町が当組合において共同処理することとした一般廃棄物処理並びに介護保険等の事務について、構成市町と連携しながら実施をしてまいりました。

一般廃棄物処理においては、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設及び新最終処分場の整備に向けた取組、介護保険においては高齢化に伴い増加している要介護者の適切で円滑な認定及び保険給付等により介護サービスの推進を図ってきたところであります。

本日、ここにその取組の成果である決算につきまして、議会の認定をいただきましたことに対しましても、心から御礼を申し上げます。

本定例会で賜りました一般廃棄物処理、介護保険事業に対する貴重な御意見、御提言につきましては、しっかりと受け止め、一関市及び平泉町との連携を一層図りながら、今後の組合運営に

生かしてまいりたいと考えております。

今後とも、議員各位の一層の御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げまして、第49回定例会の閉会に当たりましての御礼の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（千田恭平君） 第49回定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会では、令和3年度一般会計及び介護保険特別会計決算などが付議されたところでありますが、終始慎重かつ活発な審議をいただき、全ての議案が議了いたしました。これもひとえに、議員各位の御協力と、管理者をはじめ職員の皆様の誠意ある対応によるものと感謝申し上げる次第であります。

衛生事務については、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設及び新最終処分場の整備に係る対応などについて方針が示されたところでありますが、安全安心を最優先とした取組をお願いするとともに、地域住民や地権者の皆様に御理解と御協力を頂けるよう、信頼関係をしっかりと築きながら事業の推進を図られるよう願うものであります。

介護保険事務については、介護を必要とする高齢者が増加する中、持続的な事業運営に努め、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、着実に取組を進めていただくことを願いたします。

提出された請願書については、新たに設置した請願審査特別委員会にて慎重審議されることを期待します。

また、一般質問及び議案質疑において各議員から開陳された意見等につきましては、今後の広域行政組合の運営に反映されますよう念願するものであります。

当議会といたしましても、一関市及び平泉町の住民の福祉増進のため、組合執行部とともに力を尽くしてまいり所存であります。

結びに、今定例会の運営に御協力を賜りました議員各位、管理者、監査委員及び職員の皆様に衷心より感謝を申し上げまして、閉会に当たっての挨拶といたします。

ありがとうございました。

議長（千田恭平君） 以上をもって、第49回一関地区広域行政組合議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後5時38分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

一関地区広域行政組合議会議長 千 田 恭 平

一関地区広域行政組合議会議員 岩 渕 典 仁

一関地区広域行政組合議会議員 佐 藤 敬一郎